

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料若しくは a u 国際通話に関する料金又は国際 SMS 送信（別表 1（オプション機能） 3 欄に規定する国際 SMS 送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（LTE データプリペイドに係るデータ通信料を除きます。以下第 3 項、第 4 項、第 19 項及び第 20 項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 3 の 2 当社は、基本使用料の料金種別の変更（第 8 項に定める国内通話定額の種類変更等当社所定の取扱いに係るものを含みます。）又は契約移行があった場合、その日に変更前又は契約移行前に行った通話又はデータ通信に関する料金については、変更後又は契約移行後に適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

- 6 この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第 1 種 LTE デュアルの 카테고리 I 及び 카테고리 II に係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパーカケホ	第 1 種 LTE デュアルの 카테고리 I 及び 카테고리 II に係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホのもの

カケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（V）のもの
スーパーカケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（V）のもの
カケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（ケータイ/V）のもの
スーパーカケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（ケータイ/V）のもの
VKプランM	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランMのもの
VKプランS	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランSのもの
VKプラン	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランのもの

（特定データ通信定額等の取扱い）

7 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の2に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の3に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の4に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の5に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の6に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の7に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の8に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の9に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の10に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の11に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の12に定めるデータ通信料の取扱い

特定データ通信段階定額制(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の13に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の14に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の15に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制Ⅱ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の18に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅳ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の19に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅴ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅵ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の21に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の22に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵ
特定データ通信2段階定額の取扱い	特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)

(基本使用料等の日割り)

8 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数(第10号については、第56条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。)に応じて日割りします。

ただし、第56条第1項第2号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

- (4) 料金月の起算日以外の日、第2(通話料)1(適用)(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIの適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額(第2(通話料)1(適用)(10)の3に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき。
- (6) 料金月の起算日以外の日、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い	
特定データ通信定額制II、特定データ通信定額制II(V)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)、特定データ通信定額制III、特定データ通信定額制III(V)、特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V、特定データ通信定額制VI	

- (7) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プランN	特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V
標準プラン	特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V
シンプルN、カケホN、スーパーカケホN	特定データ通信定額制VI
VKプランS(N)、VKプランM(N)	特定データ通信2段階定額制II(ケータイ)
カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン	特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)
シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)(いずれもカテゴリーIIのものに限ります。)	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制III、特定データ通信定額制III(V)

- (8) 料金月の起算日以外の日、Netflixパック又はNetflixパック(V)(それぞれ第3(データ通信料)1(適用)(3)の16又は(3)の17に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (9) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
- (10) 第56条第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(11) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

9 前項（第11号を除きます。）の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第56条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

10 第8項第11号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

10の2 当社所定の方法により番号移行があった場合、番号移行月のLTE契約に係る月額で定める料金（基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。）について、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行日の前日（特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行日が同一の日である場合は、その日とします。）

（端数処理）

11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（KDDI一括請求の取扱い）

12 当社は、LTE契約者から申込みがあったときは、そのLTE契約者が指定したLTEサービスの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定める電気通信サービスであって、そのLTE契約者が指定したものに限りません。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて一括して請求（以下「KDDI一括請求」といいます。）します。

13 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

14 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

(2) その契約者回線がそのLTE契約者以外の者（そのLTE契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(3) そのLTE契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。

(4) そのLTE契約者が、KDDI一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

15 LTE契約者は、au一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりLTE契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）に関して、KDDI一括請求の取扱いを受けるときは、そのau一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきま

す。

- 16 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 17 当社は、KDDI一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、LTE契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
 - (2) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (3) LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
 - (4) LTE契約の解除があったとき。
 - (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
 - (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
 - (7) その他第14項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 18 KDDI一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求）

- 19 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

（料金等の支払い）

- 20 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 21 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 22 削除

（料金の一括後払い）

- 23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（少額料金の翌月払い）

- 24 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（前受金）

- 25 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

- 26 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料

- (2) a u国際通話に関する料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限ります。）

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金の臨時減免）

- 27 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 28 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

- 29 a u（LTE）通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料若しくは a u 国際通話に関する料金又は国際 SMS 送信（別表 1（オプション機能） 3 欄に規定する国際 SMS 送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（LTE データプリペイドに係るデータ通信料を除きます。以下第 3 項、第 4 項、第 19 項及び第 20 項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 3 の 2 当社は、基本使用料の料金種別の変更（第 8 項に定める国内通話定額の種類変更等当社所定の取扱いに係るものを含みます。）又は契約移行があった場合、その日に変更前又は契約移行前に行った通話又はデータ通信に関する料金については、変更後又は契約移行後に適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

- 6 この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第 1 種 LTE デュアルの 카테고리 I 及び 카테고리 II に係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパーカケホ	第 1 種 LTE デュアルの 카테고리 I 及び 카테고리 II に係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホのもの

カケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（V）のもの
スーパーカケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（V）のもの
カケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（ケータイ/V）のもの
スーパーカケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（ケータイ/V）のもの
VKプランM	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランMのもの
VKプランS	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランSのもの
VKプラン	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランのもの

（特定データ通信定額等の取扱い）

7 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の2に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の3に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の4に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の5に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の6に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の7に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の8に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の9に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の10に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の11に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の12に定めるデータ通信料の取扱い

特定データ通信段階定額制(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の13に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の14に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の15に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制Ⅱ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の18に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅳ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の19に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅴ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅵ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の21に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の22に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵ
特定データ通信2段階定額の取扱い	特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)

(基本使用料等の日割り)

8 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数(第10号については、第56条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。)に応じて日割りします。

ただし、第56条第1項第2号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

- (4) 料金月の起算日以外の日、第2(通話料)1(適用)(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIの適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額(第2(通話料)1(適用)(10)の3に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき。
- (6) 料金月の起算日以外の日、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II、特定データ通信定額制II(V)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)、特定データ通信定額制III、特定データ通信定額制III(V)、特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V、特定データ通信定額制VI

- (7) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プランN	特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V
標準プラン	特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V
シンプルN、カケホN、スーパーカケホN	特定データ通信定額制VI
VKプランS(N)、VKプランM(N)	特定データ通信2段階定額制II(ケータイ)
カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン	特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)
シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)(いずれもカテゴリーIIのものに限ります。)	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制III、特定データ通信定額制III(V)

- (8) 料金月の起算日以外の日、Netflixパック又はNetflixパック(V)(それぞれ第3(データ通信料)1(適用)(3)の16又は(3)の17に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (9) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
- (10) 第56条第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(11) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

9 前項（第11号を除きます。）の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第56条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

10 第8項第11号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

10の2 当社所定の方法により番号移行があった場合、番号移行月のLTE契約に係る月額で定める料金（基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。）について、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行日の前日（特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行日が同一の日である場合は、その日とします。）

（端数処理）

11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（KDDI一括請求の取扱い）

12 当社は、LTE契約者から申込みがあったときは、そのLTE契約者が指定したLTEサービスの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定める電気通信サービスであって、そのLTE契約者が指定したものに限りません。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて一括して請求（以下「KDDI一括請求」といいます。）します。

13 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

14 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

(2) その契約者回線がそのLTE契約者以外の者（そのLTE契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(3) そのLTE契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。

(4) そのLTE契約者が、KDDI一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

15 LTE契約者は、au一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりLTE契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）に関して、KDDI一括請求の取扱いを受けるときは、そのau一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきま

す。

- 16 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 17 当社は、KDDI一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、LTE契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
 - (2) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (3) LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
 - (4) LTE契約の解除があったとき。
 - (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
 - (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
 - (7) その他第14項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 18 KDDI一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求）

- 19 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

（料金等の支払い）

- 20 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 21 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 22 削除

（料金の一括後払い）

- 23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（少額料金の翌月払い）

- 24 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（前受金）

- 25 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

- 26 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料

- (2) a u国際通話に関する料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限ります。）

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金の臨時減免）

- 27 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 28 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

- 29 a u（LTE）通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

第1表 au (LTE) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第56条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用									
(1) LTEサービスの種類等	ア LTEサービスには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>LTEシングル</td> <td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの		
	種類	内容							
	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの							
	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの							
	イ LTEデュアルには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td> <td>VOLTE対応端末（VOLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種LTEデュアル</td> <td>VOLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの	第2種LTEデュアル	VOLTE対応端末（VOLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの	第3種LTEデュアル	VOLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの
	種類	内容							
	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの							
	第2種LTEデュアル	VOLTE対応端末（VOLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの							
	第3種LTEデュアル	VOLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの							
	ウ 削除								
	エ LTEシングルには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEシングル</td> <td>第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEシングル</td> <td>別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種LTEシングル</td> <td>別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの	第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの	第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設
種類	内容								
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの								
第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの								
第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設								

	備（CDMA2000方式に対応していない端末設備であって、当社が別に定めるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの
第4種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備（CDMA2000方式に対応していない端末設備であって、当社が別に定めるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの

オ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のLTEサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのLTE契約者から接続の請求があった端末設備に対応するLTEサービスを提供するものとします。

LTE契約の種類別		LTEサービスの種類
一般LTE契約		LTEデュアル、LTEシングル
第2種定期LTE契約	タイプI	第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル、LTEシングル
	タイプII	第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル
第3種定期LTE契約		第2種LTEシングル、第4種LTEシングル
第4種定期LTE契約		第2種LTEシングル、第4種LTEシングル
第5種定期LTE契約		第1種LTEシングル、第3種LTEシングル
第6種定期LTE契約		第1種LTEシングル、第3種LTEシングル
第7種定期LTE契約		第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル、LTEシングル

カ LTE契約者は、LTEサービスの種類の変更（第3種LTEデュアルとの間のもの又はLTEデュアルとLTEシングルのもの）を除きます。）の請求をすることができます。

ただし、LTEデュアルとLTEシングルの間の変更であって、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。

キ カの請求があったときは、当社は、LTEサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のLTEサービスの種類による料金を適用します。

ク ローミングには、LTEサービスと同一の種類があります。

ケ LTE契約者は、LTEサービスの再利用の請求を行う場合、そのLTEサービスの一時的休止を行った時点で提供を受けていたものと異なる種類のLTEサービス（その時点のLTEサービスの種類がLTEデュアルの場合はLTEシングル、LTEシングルの場合はLTEデュアルとします。）の提供を受けることはできません。

	ただし、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。																												
(2) 削除	ア 削除																												
(3) LTEサービスの利用月数	LTEサービスの利用月数は、そのLTEサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、契約移行があった場合は、契約移行を行う前の5G契約により提供を受けていた5Gサービスに係る利用開始月からその契約移行月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。																												
(4) LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">カテゴリーⅡ</td> <td>標準プラン2</td> </tr> <tr> <td>標準プランN</td> </tr> <tr> <td>シンプルN</td> </tr> <tr> <td>カケホN</td> </tr> <tr> <td>スーパーカケホN</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン</td> </tr> <tr> <td>ジュニアケータイプランME</td> </tr> <tr> <td>ジュニアケータイプランN</td> </tr> <tr> <td>mamorino WatchプランN</td> </tr> <tr> <td>ウォッチナンバープラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第3種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>ナンバーシェアプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">カテゴリーⅡ</td> <td>タブレットシェアプラン 4G</td> </tr> <tr> <td>タブレットプラン3 4G</td> </tr> <tr> <td>タブレットプラン50 4G</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 第2種LTEシングル及び第4種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カテゴリーⅡ</td> <td>モバイルルータープラン</td> </tr> <tr> <td>ホームルータープラン</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	標準プラン2	標準プランN	シンプルN	カケホN	スーパーカケホN	ケータイプラン	ジュニアケータイプランME	ジュニアケータイプランN	mamorino WatchプランN	ウォッチナンバープラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G	タブレットプラン3 4G	タブレットプラン50 4G	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン	ホームルータープラン
区分	基本使用料の料金種別																												
カテゴリーⅡ	標準プラン2																												
	標準プランN																												
	シンプルN																												
	カケホN																												
	スーパーカケホN																												
	ケータイプラン																												
	ジュニアケータイプランME																												
	ジュニアケータイプランN																												
	mamorino WatchプランN																												
	ウォッチナンバープラン																												
区分	基本使用料の料金種別																												
カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン																												
区分	基本使用料の料金種別																												
カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G																												
	タブレットプラン3 4G																												
	タブレットプラン50 4G																												
区分	基本使用料の料金種別																												
カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン																												
	ホームルータープラン																												

(オ) 第3種LTEシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	Qua stationプラン ds
カテゴリーⅡ	無線LAN STICKプラン ds

イ LTE契約者は、あらかじめカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ LTE契約者は、カテゴリー種別及び基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。

エ LTEサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができるカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が別に定めるところによります。

オ エまでの規定によるほか、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN及びmamorinoWatchプランNについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線であって、そのLTE契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が、その請求を行う日を含む年の翌年（請求日が1月1日から3月31日までの間である場合は、請求日を含む年とします。）の4月1日までに満13歳に満たない者である場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

カ スーパーカケホ（V・a）の適用を受けている契約者回線については、その契約者回線に接続する端末設備の変更の請求を行う場合、あわせて基本使用料の料金種別の変更を行っていただきます。

キ カまでの規定によるほか、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更については、それぞれ同表の右欄に定めるデータ通信の定額制の取扱いの適用の申込みと同時にを行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、請求することができます。

(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーⅡ	標準プラン2	データMAX定額2、データMAX定額3
	標準プランN	スマホミニプラン 4G、ピタットプラン4GLTE、auフラットプラン7プラスN、データMAX定額1、auデータMAXプランPro、auデータMAXプランNetflixパック
	標準プラン	新auピタットプラン、auフ

		ラットプラン7プラス、auデータMAXプラン
	シンプルN、カケホN、スーパーカケホN	特定データ通信定額制VI
備考 データMAX定額1、データMAX定額2及びデータMAX定額3は、それぞれ第3（データ通信料）1（適用）（3）の20に定めるものをいいます。以下同じとします。		
（イ） 第1種LTEデュアルに係るもの		
区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーI	LTEプラン又はオフィスケータイプラン	特定データ通信定額制
	LTEプランS	特定データ通信2段階定額制
	カケホ	特定データ通信定額制II（データ定額1を除きます。）
	スーパーカケホ	特定データ通信定額制II（データ定額2を除きます。）
	カケホ（ケータイ/V）	特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）（データ定額1（ケータイ/V）を除きます。）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）
	スーパーカケホ（ケータイ/V）	特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）（データ定額2（ケータイ/V）を除きます。）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）
	VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）
カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信定額制III
（ウ） 第2種LTEデュアルに係るもの		
区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーI	LTEプラン（V）又はオフィスケータイプラン（V）	特定データ通信定額制（V）
	カケホ（V）	特定データ通信定額制II（V）（データ定額1（V）を除きます。）
	スーパーカケホ（V）	特定データ通信定額制II（V）（データ定額2（V）を除きます。）
	スーパーカケホ（V・a）	特定データ通信定額制II（V）（データ定額5（V）、データ定額20（V）又はデータ定額

		30 (V) に限ります。)
	カケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V) を除きます。) 又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額3 (ケータイ/V) 又はデータ定額5 (ケータイ/V) に限ります。) 又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)
	VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制 (ケータイ/V - ii)
カテゴリーⅡ	シンプル (V)、カケホ (V)、スーパーカケホ (V)	特定データ通信段階定額制 (V)、特定データ通信定額制Ⅲ (V)
<p>ク キまでの規定によるほか、次表の右欄の適用を受けている場合又は同表の右欄の適用の申出を同時に行う場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。</p>		
基本使用料の料金種別		適用
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、LTEフラットfor DATA (m) ds、タブレットプランds (L)		(29)
Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds		(30)
<p>ケ 無線LAN STICKプラン dsの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、契約者の住所又は居所若しくは所定の住所に限り利用することができます。</p>		
<p>コ 当社は、ケの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、au (LTE) 通信サービスの利用を停止することがあります。</p>		
<p>サ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		
(ア) LTEデュアルに係るもの		
区分		変更後の基本使用料の適用
① ②以外の場合		その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

		<p>ただし、その請求が、端末設備の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この1（適用）において同じとします。）に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>
	<p>② LTEプラン及びオフィスケータイプランの間の変更、LTEプラン（V）及びオフィスケータイプラン（V）の間の変更並びにカケホ（ケータイ/V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限り。）の場合</p>	<p>その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>
	<p>(イ) LTEシングルに係るもの</p>	
	<p>変更後の基本使用料の適用</p>	
	<p>その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>	
	<p>シ LTEサービスの契約者回線について、LTEサービスの種類の変更による新たな端末設備を接続する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p>	
	<p>ス アに規定するほか、LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。</p> <p>ただし、これまでの規定にかかわらず、この基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求をすることはできませ</p>	

ん。

(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	標準プラン
	ケータイシンプルプラン
	ケータイカケホプラン
	VKプランS (N)
	VKプランM (N)
	VKプランE (N)

(イ) 第1種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEプラン
	LTEプランS
	カケホ
	スーパーカケホ
	ジュニアスマートフォンプラン
	オフィスケータイプラン
	カケホ (ケータイ/V)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)
	VKプランM
	VKプランS
	VKプラン
	オフィスケータイプランVK (ケータイ)
カテゴリーⅡ	シンプル
	カケホ
	スーパーカケホ

(ウ) 第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEプラン (V)
	カケホ (V)
	スーパーカケホ (V)
	スーパーカケホ (V・a)
	ジュニアスマートフォンプラン (V)
	オフィスケータイプラン (V)
	カケホ (ケータイ/V)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)
	VKプランM
	VKプランS
	VKプラン
	オフィスケータイプラン (VK)
	mamorino Watchプラン
カテゴリーⅡ	シンプル (V)
	カケホ (V)

	スーパーカケホ（V） ジュニアケータイプラン
	（エ） 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	タブレットプランライト 4G
	タブレットプラン 20
	タブレットデータシェアプラン
	（オ） 第1種LTEシングルに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEフラット for DATA
	LTEフラット for Tab
	LTEフラット for DATA (m)
	タブレットプラン ds
	LTEフラット for DATA (m) ds
	（カ） 第2種LTEシングルに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	WiMAX2+フラット for DATA
	WiMAX2+フラット for DATA EX
	WiMAX2+フラット for HOME
	（キ） 第3種LTEシングルに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEフラット for Tab (L)
	タブレットプラン ds (L)
	LTEフラット for DATA (m/L)
	（ク） 第4種LTEシングルに係るもの
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	WiMAX2+フラット for DATA (L)
	WiMAX2+フラット for DATA EX (L)
	WiMAX2+フラット for HOME (L)
（4）の2 LTEモジュールの基本使用料の料金種別の選択等	ア LTEモジュールの基本使用料には、次の種別があります。
	基本使用料の料金種別
	LTE Low
	LTE Mid
	LTE High
	LTEモジュールフラット
	LTEモジュールダブル定額
イ LTEモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。	
ウ LTEモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請	

	求することはできません。				
(4)の3 ジュニアスマートフォンプラン等の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更の際しての特定の端末設備（それぞれ(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が36回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（ジュニア）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（ジュニア）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（ジュニア）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別		ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン	
基本使用料の料金種別					
ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン					
(4)の4 スーパーカケホ（V・a）の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更の際しての特定の端末設備（(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が24回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（a）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（a）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（a）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">スーパーカケホ（V・a）</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別		スーパーカケホ（V・a）	
基本使用料の料金種別					
スーパーカケホ（V・a）					
(5) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い（2年契約、2年契約（自動更新なし））	<p>ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)のア又は2-1-2の(2)のアに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第2種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日（他のタイプ種別の第2種定期LTE契約からの契約変更又は第7種定期LTE契約から第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）への契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、その他の定期LTE契約からの契約変更の場合は、契約変更日とします。）からとします。</p> <p>ウ 第2種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td>1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があつ</td> <td>その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使</td> </tr> </table>	区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があつ	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使
区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用				
1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があつ	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使				

たとき。	用料を適用します。
2 一般LTE契約への契約変更があったとき（3に該当するときを除きます。）	その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更若しくは第2種定期LTE契約（タイプⅡに限ります。）から第7種定期LTE契約への契約変更又は一般5G契約若しくは2年定期5G契約への契約移行があったとき（一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の適用の申出があったときに限ります。）。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。

エ 第2種定期LTE契約（タイプⅡに限ります。）への契約変更（一般LTE契約、第2種定期LTE契約（タイプⅠに限ります。）又は第7種定期LTE契約からのものに限ります。）があった場合であって、契約変更前のLTE契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日を含む料金月の初日から契約変更後の第2種定期LTE契約（タイプⅡに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更を行う前のLTE契約の契約種別に応じて、そのLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。

区分			基本使用料の料金種別
LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
		カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
	第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
		カテゴリーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）

(5)の2 第3種 ア 第3種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金

<p>定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>種別に応じて、2-1-2の(2)のイに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第3種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第3種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第3種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
<p>(5)の3 第4種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア 第4種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のウに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第4種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第4種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第4種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第4種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
<p>(5)の4 第5種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア 第5種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のエに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第5種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第5種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第5種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第5種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
<p>(5)の5 第6種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア 第6種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のオに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第6種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第6種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第6種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第6種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
<p>(5)の6 第7種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い (2年契約N)</p>	<p>ア 第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)のイ又は2-1-2の(2)のカに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第7種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日（一般LTE契約又は第2種定期LTE契約（タイプⅡに限ります。）からの</p>

	<p>契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日とします。)からとします。</p> <p>ウ 第7種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="480 320 1447 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 320 967 405">区分</th> <th data-bbox="967 320 1447 405">第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 405 967 528">1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="967 405 1447 528">その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 528 967 696">2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます)。</td> <td data-bbox="967 528 1447 696">その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 696 967 1193">3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります)。</td> <td data-bbox="967 696 1447 1193">その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第7種定期LTE契約への契約変更(一般LTE契約又は第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります)からのものに限ります)又は契約移行(一般5G契約からのものに限ります)があった場合であって、契約変更前又は契約移行前のLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別が第7種定期LTE契約において提供していないものであるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第7種定期LTE契約に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又は5G契約の契約種別をそれぞれ第2種定期LTE契約(タイプIに限ります)又は2年定期5G契約として、そのLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p>	区分	第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます)。	その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります)。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
区分	第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用								
1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます)。	その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります)。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
<p>(6) 障がい者等に係る基本使用料の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます)とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者(以下「障がい者等」といいます)である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <table border="1" data-bbox="480 1984 1447 2020"> <tr> <td data-bbox="480 1984 1447 2020">① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283</td> </tr> </table>	① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283							
① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283									

号) 第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

② 知的障がい者 (療育手帳制度について (昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

③ 精神障がい者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

④ 特定疾患患者 (特定疾患治療研究事業について (昭和 48 年衛発第 242 号公衆衛生局長通知) に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書 (特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。)) の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

⑤ 指定難病患者 (難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) 第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

(イ) 料金額

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額 (税込額)
第 1 種 L TE デュ アル及び 第 2 種 L TE デュ アル	カテゴ リー II	標準プラン 2	780 円 (858 円)
		標準プラン N	780 円 (858 円)
		標準プラン	780 円 (858 円)
		シンプル N	780 円 (858 円)
		カケホ N	2,280 円 (2,508 円)
		スーパーカケホ N	1,280 円 (1,408 円)
		ケータイプラン	780 円 (858 円)
		ケータイシンプルプラ ン	1,000 円 (1,100 円)
		ケータイカケホプラン	2,780 円 (3,058 円)
		VK プラン S (N)	998 円 (1,097.8 円)
		VK プラン M (N)	1,620 円 (1,782 円)
		VK プラン E (N)	980 円 (1,078 円)
		ジュニアケータイプラ ン ME	600 円 (660 円)
		ジュニアケータイプラ ン N	500 円 (550 円)
			mamorinoWat ch プラン N
第 1 種 L TE デュ アル	カテゴ リー I	LTE プラン	934 円 (1,027.4 円)
		LTE プラン S	998 円 (1,097.8 円)
		カケホ	2,500 円 (2,750 円)

第2種LTEデュアル		スーパーカケホ	1,500円(1,650円)
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620円(3,982円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,000円(2,200円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,000円(1,100円)
		VKプランM	1,620円(1,782円)
		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
	カテゴリーII	シンプル	780円(858円)
		カケホ	2,280円(2,508円)
		スーパーカケホ	1,280円(1,408円)
	カテゴリーI	LTEプラン(V)	934円(1,027.4円)
		カケホ(V)	2,500円(2,750円)
		スーパーカケホ(V)	1,500円(1,650円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,190円(2,409円)
		ジュニアスマートフォンプラン(V)	3,620円(3,982円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,000円(2,200円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,000円(1,100円)
		VKプランM	1,620円(1,782円)
		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
mamorino Watchプラン		998円(1,097.8円)	
カテゴリーII		シンプル(V)	780円(858円)
		カケホ(V)	2,280円(2,508円)
	スーパーカケホ(V)	1,280円(1,408円)	
	ジュニアケータイプラン	500円(550円)	

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（その契約者が、アの（ア）に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り、）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア） 定期LTE契約に係るもの。

（イ） 基本使用料の料金種別がウォッチナンバープランのもの

（ウ） （8）の適用を受けているもの。

（エ） 第2（通話料）1（適用）（19）又は（23）の適用を受けているもの。

ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により

申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している他の携帯電話サービスに係る契約（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。）について、本割引又はa u約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けている場合を除き、これを承諾します。

オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

ただし、その申出が、LTEシングルからのLTEサービスの種類の変更又は5G契約（5Gシングルに係るものに限ります。）からの契約移行と同時に行われた場合は、LTEサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。

カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア) 障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

(イ) 自己以外の者に不正に利用させないこと。

(ウ) その他本割引に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTE契約の解除があったとき。

(エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(オ) ウォッチナンバープランへの基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(カ) エの規定に適合しないことが判明したとき。

(キ) その契約者がカの規定に違反したとき。

ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象と

		<p>します。</p> <p>2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)の規定により本割引の適用を廃止したとき(第2種定期LTE契約若しくは第7種定期LTE契約への契約変更又は2年定期5G契約への契約移行に係るものを除きます。)</p> <p>3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</p> <p>備考 区分2のうち、第56条(基本使用料等の支払義務)第1項第2号又は第3号に該当するときは、同項第2号のイ及びウ又は第3号のア及びウに定める基本使用料については、LTE契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。</p>											
(6)の2 国内通話定額の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用	<p>国内通話定額の適用を受けている場合、2-1-1に規定する料金額((6)の適用を受けている場合は、(6)に定める料金額とします。)に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話定額ライトの適用を受けている場合</td> <td>700円(770円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額の適用を受けている場合</td> <td>1,700円(1,870円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額ライト2の適用を受けている場合</td> <td>800円(880円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額2の適用を受けている場合</td> <td>1,800円(1,980円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	税抜額(税込額)	通話定額ライトの適用を受けている場合	700円(770円)	通話定額の適用を受けている場合	1,700円(1,870円)	通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円(880円)	通話定額2の適用を受けている場合	1,800円(1,980円)	
区分	料金額												
	税抜額(税込額)												
通話定額ライトの適用を受けている場合	700円(770円)												
通話定額の適用を受けている場合	1,700円(1,870円)												
通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円(880円)												
通話定額2の適用を受けている場合	1,800円(1,980円)												
(7) 複数回線複合割引の適用(家族割、法人割)	<p>ア 複数回線複合割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。ただし、定期LTE契約に係るもの又は(6)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に0.25を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーI</td> <td>LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)						
区分		基本使用料の料金種別											
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)											

第2種LTEデュアル	カテゴリ ーI	LTEプラン(V)、オフィステータイプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィステータイプラン(VK)
<p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択する5G契約者回線又は他網契約者回線をいいます。</p>		
割引		
<p>当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又は特定割引（沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(7)において同じとします。）</p>		
<p>ウ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p>		
<p>（ア）（10）の適用を受けているもの</p>		
<p>（イ）第2（通話料）1（適用）(27)又は(28)の適用を受けているもの</p>		
<p>エ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p>		
<p>オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p>		
<p>カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p>		
<p>（ア）指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数2以上10以下でないとき。</p>		
<p>（イ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p>		
<p>（ウ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p>		
<p>（エ）指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p>		
<p>（オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>		
<p>キ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信明細書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。</p>		
<p>ク 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。</p>		

ケ 本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他力のいずれかに該当することとなったとき。

サ コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

備考 区分2のうち、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号又は第3号に該当するときは、同項第2号のイ及びウ又は第3号のア及びウに定める基本使用料については、LTE契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。

シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(8)又は第2（通話料）1（適用）(23)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を

	<p>構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社とその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>														
<p>(8) 契約者を単位とする基本使用料割引 I の適用 (グループディスプレイアカウント)</p>	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引 I（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（(ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は(7)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引選択回線</p> <table border="1" data-bbox="480 1149 1447 1400"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="480 1149 1447 1193">割引選択回線</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 1193 1447 1400">本割引を選択する契約者回線、当社の 5 G 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I を選択する 5 G 契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="480 1485 1447 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1485 967 1648">その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)</th> <th data-bbox="967 1485 1447 1648">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1648 967 1733">2 以上 4 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1648 1447 1733">その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1733 967 1818">5 以上 49 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1733 1447 1818">その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1818 967 1904">50 以上 999 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1818 1447 1904">その料金月の基本使用料に 0.25 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1904 967 1989">1000 以上の場合</td> <td data-bbox="967 1904 1447 1989">その料金月の基本使用料に 0.28 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別</p>	割引選択回線		本割引を選択する契約者回線、当社の 5 G 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I を選択する 5 G 契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線		その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)	割引額	2 以上 4 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額	5 以上 49 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額	50 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.25 を乗じて得た額	1000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.28 を乗じて得た額
割引選択回線															
本割引を選択する契約者回線、当社の 5 G 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I を選択する 5 G 契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線															
その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)	割引額														
2 以上 4 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額														
5 以上 49 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額														
50 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.25 を乗じて得た額														
1000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.28 を乗じて得た額														

基本使用料の料金種別

標準プラン2、標準プランN、標準プラン、シンプルN、カケホN、スーパーカケホN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)

イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期LTE契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(ウ) (6)又は(10)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上でないとき。

(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、第2(通話料)1(適用)(23)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、5G契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行日とします。）から開始します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）LTE契約の解除があったとき。

（オ）LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（カ）その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行によるものを除きます。）後、本割引、(7)又は第2（通話料）1（適用）(23)の適用の申込み（5G約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

	<p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>												
<p>(9) 包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用 (シングル大口回線割引)</p>	<p>ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループを構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1447 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1189 967 1272">その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</th> <th data-bbox="967 1189 1447 1272">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1272 967 1355">50 以上 149 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1272 1447 1355">その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1355 967 1438">150 以上 249 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1355 1447 1438">その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1438 967 1520">250 以上 499 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1438 1447 1520">その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1520 967 1603">500 以上 999 以下の場合</td> <td data-bbox="967 1520 1447 1603">その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1603 967 1693">1,000 以上の場合</td> <td data-bbox="967 1603 1447 1693">その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、LTEモジュールの契約者回線であって、基本料の料金種別が次のいずれかに該当するものに限りに限り、選択することができます。 (ア) LTEモジュールフラット (イ) LTEモジュールダブル定額</p> <p>ウ 当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア) その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務</p>	その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額	50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額	150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額	250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額	500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額	1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額
その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額												
50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額												
150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額												
250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額												
500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額												
1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額												

	<p>の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>オ 当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グループを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEモジュール契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ウの(ア)から(ウ)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="480 857 1449 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 857 842 898">区分</th> <th data-bbox="842 857 1449 898">本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 898 842 1025">1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="842 898 1449 1025">その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1025 842 1151">2 LTEモジュール契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="842 1025 1449 1151">契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
<p>(10) 契約者を単位とする金額指定割引の適用 (まるごとビジネス割引)</p>	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群であって、契約者からあらかじめ(ウ)に定める指定期間及び指定金額の指定があったものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するその契約者回線（LTEシングルに係るものを除きます。）に係る基本使用料について、(エ)に定める割引率を乗じて得た額（その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに日割り後の基本使用料の額（その期間中の基本使用料の料金種別に応じて定まる基本使用料の額をその期間中の日数に応じて日割りして得た額をいいます。）を算出し、その算出して得た日割り後の基本使用料の額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる(エ)に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p>						

料金額		
税抜額 1,000 円 (税込額 1,100 円)		
(イ) 割引選択回線		
割引選択回線		
本割引を選択する契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この(10)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。		
(ウ) 指定期間及び指定金額		
区分		
指定期間	指定金額	
	税抜額 (税込額)	
1 年	50,000 円 (55,000 円)	
	300,000 円 (330,000 円)	
	1,000,000 円 (1,100,000 円)	
	5,000,000 円 (5,500,000 円)	
	10,000,000 円 (11,000,000 円)	
	30,000,000 円 (33,000,000 円)	
	50,000,000 円 (55,000,000 円)	
2 年	50,000 円 (55,000 円)	
	300,000 円 (330,000 円)	
	1,000,000 円 (1,100,000 円)	
	5,000,000 円 (5,500,000 円)	
	10,000,000 円 (11,000,000 円)	
	30,000,000 円 (33,000,000 円)	
	50,000,000 円 (55,000,000 円)	
3 年	50,000 円 (55,000 円)	
	300,000 円 (330,000 円)	
	1,000,000 円 (1,100,000 円)	
	5,000,000 円 (5,500,000 円)	
	10,000,000 円 (11,000,000 円)	
	30,000,000 円 (33,000,000 円)	
	50,000,000 円 (55,000,000 円)	
(エ) 割引率		
基本使用料の料金種別		
割引率		
下欄以外の料金種別		50%
標準プランN	下欄以外の場合	14.78%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	9.18%
	通話定額の適用を受けている場合	5.96%
標準プラン	下欄以外の場合	60.48%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	47.16%
	通話定額の適用を受けている場合	35.88%
シンプルN		14.78%
カケホN		6.41%

スーパーカケホN	10.3%
カテゴリーⅠのカケホ又はカケホ（V）	35.7%
カテゴリーⅠのスーパーカケホ又はスーパーカケホ（V）	46.87%
スーパーカケホ（V・a）	38.56%
カケホ（ケータイ/V）	40.54%
スーパーカケホ（ケータイ/V）	55.55%
シンプル又はシンプル（V）	60.48%
カテゴリーⅡのカケホ又はカケホ（V）	37.68%
カテゴリーⅡのスーパーカケホ又はスーパーカケホ（V）	50.33%

イ 本割引は、LTEサービス（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア） 第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの

（イ） 基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

（ウ） （6）、（7）又は（8）の適用を受けているもの

（エ） 第2（通話料）1（適用）（19）又は（23）の適用を受けているもの

（オ） 通話定額ライト2又は通話定額2の適用を受けているもの

（カ） データMAX定額又は特定データ通信段階定額制Ⅱ（スマホミニプラン4Gに限ります。）の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（イ） その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数に2以上でないとき。

（ウ） その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、(ア)に定める契約者回線群割引前月間累計額に沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄及び、第2（通話料）1（適用）(26)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、(イ)に定める要支払額を支払っていただきます。

ただし、本割引又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、この欄及び第2（通話料）1（適用）(26)において「割引選択回線群構成日」といいます。）を含む料金月については、この限りではありません。

(ア) 契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額

① 基本使用料の額

② 第2（通話料）1（適用）(26)のアに定める月間累計額

(イ) 要支払額

次式により算出した額

$$\text{要支払額} = \text{未達額} \times 50\%$$

(注) 上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。

キ 本割引の計算は、料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

ク 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日から開始します。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) イの(イ)に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき又はイの(オ)若しくは(カ)に該当することとなったとき。
- (カ) その他オのいずれか((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

コ ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

サ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止(契約移行に伴うものを除きます。)後、本割引、(7)、(8)若しくは(29)又は第2(通話料)1(適用)(19)若しくは(23)の適用の申込み(5G約款に定める相当する申込みを含みます。)をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス ケの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

セ 当社は、スの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限り

	<p>ではありません。</p> <p>ソ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。</p> <p>この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>タ 本割引が適用される料金月において、契約者回線又は他網契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びカの規定を適用します。</p> <p>チ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合、契約者は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ツ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ト 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ナ 削除</p> <p>ニ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ヌ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ネ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(11) 契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い	<p>ア 当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求が5G契約（その5G契約者について、請求のあったLTEオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「5Gオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行日からその料金月の</p>

	<p>末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行月のそのオプション機能使用料について、契約移行月の初日(その料金月において、その5Gオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。)から、そのLTEオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>割込通話機能、LTE NET機能、LTE NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)、WiMAX利用機能</p> <p>イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたLTEオプション機能に相当する5Gオプション機能又はその提供の請求があったときは、契約移行月のそのLTEオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定(アに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約移行(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)があった場合、ア又はイの取扱いにおいて、アの表に定めるオプション機能に割込通話機能を含めないものとします。</p>									
<p>(12) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2(料金額)に規定する国又は地域(その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。)及び別表1(オプション機能)8欄に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る料金額として、2(料金額)に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p>									
<p>(13) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用 (a u 海外放題)</p>	<p>ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間(利用日数に24を乗じた時間をいいます。)が経過するまでの間(以下「海外定額制選択期間」といいます。)、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用(別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。)に係るものに限ります。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い(以下「海外ローミング機能定額制」といいます。)を行います。</p> <p>1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき</p> <table border="1" data-bbox="478 1854 1452 1980"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>定額料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>(イ)以外の場合</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>利用開始の予約 A B以外の場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		定額料	(ア)	(イ)以外の場合	1,200円	(イ)	利用開始の予約 A B以外の場合	1,000円
区分		定額料								
(ア)	(イ)以外の場合	1,200円								
(イ)	利用開始の予約 A B以外の場合	1,000円								

登録を行った場合	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	800 円						
<p>備考</p> <p>1 利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用日数に応じて、(ア)に定める定額料を適用します。</p> <p>2 (イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。以下同じとします。当社はこの対象地域を変更する場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="494 571 1436 784"> <tr> <td>アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含みます。）、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシア、カンボジア王国、ラオス人民共和国</td> </tr> </table>			アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含みます。）、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシア、カンボジア王国、ラオス人民共和国					
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含みます。）、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシア、カンボジア王国、ラオス人民共和国								
<p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。</p>								
<p>ウ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（LTEサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。）であって、第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。</p>								
<p>エ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。</p> <p>利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1608 1465 1818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td> <td>1日から8日までの各日数</td> </tr> <tr> <td>(イ) 利用開始の予約登録を行う場合</td> <td>1日から30日までの各日数</td> </tr> </tbody> </table>			区分	利用日数	(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数	(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数
区分	利用日数							
(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数							
(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数							
<p>オ ナンバーシェア副回線において、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行うことはできません。</p>								
<p>カ ナンバーシェア副回線に係る海外定額対象利用（(13)の2の適用を受けるものを除きます。）は、ナンバーシェア主回線が行ったものとして取り扱います。</p>								

	<p>キ 当社は、エに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線について、利用開始までに電話番号の変更があった場合には、その予約登録を取り消します。</p> <p>ク 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。 ただし、(ア)及び(イ)については、その事由が解消された場合には再度適用を受けることができます。 (ア) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。 (イ) 海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。 (ウ) SIM等の変更又は再発行があったとき。</p> <p>ケ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 特定海外利用地域を指定してエに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、その予約に係る海外定額制選択期間中に、特定海外利用地域以外の地域で海外ローミング機能定額制を利用する場合、エに定める利用開始登録を行っていただきます。この場合、アの(イ)のBに定める定額料のほか、利用日数に応じてアの(ア)に定める定額料の支払いを要します。</p> <p>サ 次のいずれかに該当する場合は、アからエの規定にかかわらず、各契約約款に定める世界データ定額、au海外放題又は海外ローミング機能定額制の取扱いに基づき、番号移行又は契約移行の前に指定した利用開始日時、利用日数及び定額料を継続して適用します。 ただし、次のいずれかに該当した後に新たな利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合についてはこの限りではありません。 (ア) UQm契約からの番号移行を行った場合であって、番号移行の前にUQm約款に定める世界データ定額の利用開始の予約登録を行っていたとき。 (イ) 契約移行又はpov o1.0契約からの番号移行を行った場合であって、契約移行又は番号移行の前に5G約款又はpov o1.0約款に定める海外ローミング機能定額制又はau海外放題の利用開始若しくは利用開始の予約登録を行っていたとき(利用開始後にSIM等の変更を伴う契約移行又は番号移行を行ったときを除きます。)</p> <p>シ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(13)の2 海外ローミング機能に係るオプシ	<p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外定額対象利用((13)の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。)に係るものに限ります。以下この欄に</p>

<p>オン機能使用料への２段階定額制の適用（海外ダブル定額</p>	<p>において「本料金」といいます。）について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能２段階定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">１ 契約者回線ごとに日額</p> <table border="1" data-bbox="480 320 1449 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 320 967 443">２（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の１日あたりの合計額</th> <th data-bbox="967 320 1449 443">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 443 967 528">０円以上 1,980 円以下の場合</td> <td data-bbox="967 443 1449 528">２（料金額）に規定する料金額により算定した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 528 967 613">1,981 円以上 40,000 円以下の場合</td> <td data-bbox="967 528 1449 613" style="text-align: center;">1,980 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 613 967 779">40,001 円以上 41,000 円以下の場合</td> <td data-bbox="967 613 1449 779">２（料金額）に規定する料金額により算定した額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 779 967 822">41,001 円以上の場合</td> <td data-bbox="967 779 1449 822" style="text-align: center;">2,980 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に規定する１日とは、本邦の時刻の午前 0 時 00 分 00 秒から午後 11 時 59 分 59 秒までの間をいいます。</p> <p>イ ナンバーシェア副回線に係る海外定額対象利用は、ナンバーシェア主回線が行ったものとして取り扱います。</p> <p>ウ 海外ローミング機能２段階定額制は、LTE サービス又は LTE データプリペイドの契約者回線に限り、適用します。</p>	２（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の１日あたりの合計額	料金額	０円以上 1,980 円以下の場合	２（料金額）に規定する料金額により算定した額	1,981 円以上 40,000 円以下の場合	1,980 円	40,001 円以上 41,000 円以下の場合	２（料金額）に規定する料金額により算定した額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額	41,001 円以上の場合	2,980 円
２（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の１日あたりの合計額	料金額										
０円以上 1,980 円以下の場合	２（料金額）に規定する料金額により算定した額										
1,981 円以上 40,000 円以下の場合	1,980 円										
40,001 円以上 41,000 円以下の場合	２（料金額）に規定する料金額により算定した額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額										
41,001 円以上の場合	2,980 円										
<p>(14) 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅠ</p>	<p>ア 特定料金種別（第 2（通話料） 1（適用）(12)の 2 に定めるものをいいます。以下同じとします。）を選択している LTE 契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものを除きます。）について、その契約者回線に係る、第 2（通話料） 1（適用）(12)の 4 に定める国際 SMS 送信料控除可能額から国際 SMS 送信料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金控除額」といいます。）が海外ローミング通話料金控除可能額に満たない場合は、(14)の 2 に規定する取扱いを行います。</p>										
<p>(14)の 2 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ</p>	<p>特定料金種別を選択している LTE 契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（(13)又は(13)の 2 の適用を受けるものを除き、海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものに限り、適用します。）について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングデータ料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p>										
<p>(15) 削除</p>	<p>削除</p>										

(16) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。

区分	基本使用料の適用
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）

イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第56条（基本使用料等の支払義務）第2項の規定中、「au（LTE）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表1（オプション機能）10欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

(17) 保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 別表1（オプション機能）に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。

	<p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>						
<p>(18) 番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID(別表1(オプション機能)13欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者(そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>						
<p>(19) LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>LTE契約者(次表の左欄に定める基本使用料の料金種別若しくは特定データ通信定額の取扱いの適用又はLTEサービスの提供を受けている契約者回線に係るものに限ります。)は、その契約者回線について、それぞれ同表の右欄に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 1272 1453 2018"> <tr> <td data-bbox="480 1272 1155 1771"> <p>ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LANSTICKプランds</p> </td> <td data-bbox="1155 1272 1453 1771"> <p>LTE NET機能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1771 1155 1854"> <p>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)</p> </td> <td data-bbox="1155 1771 1453 1854"> <p>LTE NET機能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1854 1155 2018"> <p>モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOM</p> </td> <td data-bbox="1155 1854 1453 2018"> <p>LTE NET for DATA機能</p> </td> </tr> </table>	<p>ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LANSTICKプランds</p>	<p>LTE NET機能</p>	<p>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)</p>	<p>LTE NET機能</p>	<p>モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOM</p>	<p>LTE NET for DATA機能</p>
<p>ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LANSTICKプランds</p>	<p>LTE NET機能</p>						
<p>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)</p>	<p>LTE NET機能</p>						
<p>モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOM</p>	<p>LTE NET for DATA機能</p>						

	E、WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)(以下「WiMAX2+フラットプラン」といいます。)																
	第3種LTEデュアル	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能															
(20) テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 当社は、料金月の起算日以外の日、別表1(オプション機能)に規定するテザリング利用機能の提供の開始又は廃止があった場合、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p> <p>イ LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合(特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額20又はデータ定額30に限ります。))又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額20(V)又はデータ定額30(V)に限ります。))の適用を受けている場合を除きます。、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)</td> </tr> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン(VK)</td> </tr> <tr> <td>第1種シングル及び第3種シングル</td> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G</td> </tr> </tbody> </table>		区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)	第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン(VK)	第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G
区分		基本使用料の料金種別															
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)															
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)															
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン(VK)															
第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G															

(21) 削除	削除												
(22) WiMAX 利用機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定するWiMAX利用機能（タイプⅡに限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同19欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において、2（料金額）に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額（以下「プラスエリアモード加算額」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。</p> <p>ウ 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款又はLTE約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されているものに限ります。）の契約者は、アの規定にかかわらず、次表に定める期間、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="478 896 1452 1198"> <thead> <tr> <th colspan="2">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した日を含む料金月（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 契約者は、契約移行月において、5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービス（5Gシングルに限ります。）に係るものに限ります。）又は固定代替回線として指定されている場合、アの規定にかかわらず、その料金月のプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p>	期間		その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した日を含む料金月（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間									
期間													
その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した日を含む料金月（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間													
(23) 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（電話きほんパック、電話きほんパック（V））	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線について、（ア）に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に（イ）に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>（ア） 特定オプション機能</p> <table border="1" data-bbox="478 1769 1452 1937"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特定オプション機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅢ</td> <td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能</td> </tr> <tr> <td>タイプⅣ</td> <td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 割引率</p> <table border="1" data-bbox="478 1982 1452 2024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引率</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	特定オプション機能	タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能	タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能	区分	割引率	料金額			
区分	特定オプション機能												
タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能												
タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能												
区分	割引率	料金額											

		税抜額(税込額)
タイプⅢ	2 (料金額) に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額 (以下この(23)において「特定オプション料合計額」といいます。)からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値	300 円(330 円)
タイプⅣ		400 円(440 円)
	<p>イ そのLTE契約が、契約移行により締結されたものである場合 (契約移行日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)であって、その契約移行月において、契約移行前の5G契約者回線について、当社の5G約款に定める本割引に相当する割引に係る特定オプション機能 (以下この(23)において「5Gオプション機能」といいます。)の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能 (5Gオプション機能に相当するものに限りません。)の提供があったものとして取扱います。</p> <p>この場合において、契約移行月における、その5Gオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 契約移行があった場合 (契約移行月において、第2種LTEデュアルの提供を受けている場合を除きます。)であって、契約移行後の5G契約者回線について、5G約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定 (アからエに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>	
(23) の 2 国内通話定額 2 の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用	ア 国内通話定額 2 の適用を受けている場合、その料金月の次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。	
	オプション機能	
	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能	
	<p>イ アに定める場合のほか、国内通話定額 2 の適用の申出があり、その申出があった日を含む料金月の翌料金月からその国内通話定額 2 を適用した場合 (その申出があった日を含む料金月に、アの表のいずれかのオプション機能の提供の請求があった場合に限りません。)、申出があった日を含む料金月について、アの表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>	

	<p>ウ 契約移行があった場合（その契約移行月において、国内通話定額2の適用を受けている場合に限ります。）、契約移行月の対象オプション機能（当社の5G約款に定めるオプション機能（アの表に定めるものに相当するものに限ります。）をいいます。）のオプション機能使用料についても支払いを要しません。</p>															
<p>(24) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）</p>	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）及び1又は2の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能（WEB）に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄及び(26)の3において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>① ②から⑦以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="480 1400 1453 1693"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月</td> <td style="text-align: right;">1,410円 (1,551円)</td> </tr> <tr> <td>2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月</td> <td style="text-align: right;">934円 (1,027.4円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額10、データ定額13、データ定額30、データ定額10（V）、データ定額13（V）、データ定額30（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額10（ケータイ/V）若しくはデータ定額13（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合</p> <table border="1" data-bbox="480 1944 1453 2020"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額		区分	割引額	税抜額(税込額)	1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円 (1,551円)	2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円 (1,027.4円)	1 契約ごとに月額		区分	割引額		
1 契約ごとに月額																
区分	割引額															
	税抜額(税込額)															
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円 (1,551円)															
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円 (1,027.4円)															
1 契約ごとに月額																
区分	割引額															

	税抜額(税込額)
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	2,000円 (2,200円)
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円 (1,027.4円)
<p>③ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
割引額	
税抜額 934円(税込額 1,027.4円)	
<p>④ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額1、データ定額1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額1（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
区分	割引額 税抜額(税込額)
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	934円 (1,027.4円)
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	500円 (550円)
<p>⑤ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
第3（データ通信料）1（適用）（3）の12又は（3）の13の規定により適用する定額料	割引額 税抜額(税込額)
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500円 (550円)
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000円 (1,100円)
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。	
<p>⑥ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
割引額	

税抜額 500 円 (税込額 550 円)

備考 第 3 (データ通信料) 1 (適用) (3) の 18 の規定により、同 (3) の 18 のピタットプラン 4 G L T E 又は新 a u ピタットプランに係る区分 1 に定める定額料を適用する場合の割引額は 0 円とします。

- ⑦ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ (V)、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ若しくは特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がタブレットプラン 20 である場合

1 契約ごとに月額

割引額

税抜額 1, 000 円 (税込額 1, 100 円)

イ 本割引に係る割引対象回線とは、本割引若しくは次表の左欄に定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回線をいいます。

取扱い	名称
L T E 約款又は 5 G 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引	スマートバリュー
この約款、L T E 約款又は 5 G 約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引	家族割プラス
この約款若しくは L T E 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第 2 種 L T E シングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用	ルーター割引
この約款又は L T E 約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	据置ルーター割引
この約款若しくは L T E 約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又は 5 G 約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用	固定代替割引
U Q m I 約款に定める自宅セット割Ⅱ又は U Q m II 約款に定める自宅セット割	自宅セット割
U Q m II 約款に定める家族セット割	家族セット割

備考

- 以下この (24) から (26) の 3 において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。
- その契約者回線に係る契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。以下同じとします。
- 上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合は「K D D I」を、沖縄セルラー電話株式会社が提供するもの

のみを示す場合は「OCT」を、それぞれの名称の前に付加したものに読み替えます。以下同じとします。

ウ 本割引に係る判定用回線とは、力の規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）がその登録を完了したものに限り、をいいます。

種類	判定用固定サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限り、をいいます。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含まれます。）のうちのいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限り、をいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）
タイプⅢ	この約款若しくはLTE約款に定めるLTEシングル又は5G約款に定める5Gシングル
タイプⅣ	UQC約款に定めるWiMAX+5Gサービス（特定MNOのMVNOが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号をいいます。）以外のもの

エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの

(イ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの

区分	基本使用料の料金種別
LTEデュアルに係るもの	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン
LTEシングルに係るもの	タブレットプラン 20、LTEフラット for T a b、LTEフラット for DATA (m)、

LTEフラットforTab (L)、LTEフラットforDATA (m/L)

オ 割引選択回線群は、1又は2の判定用回線につき1とします。
カ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

キ 当社は、UQmⅡ契約（UQmⅡ約款に定める自宅セット割・家族セットグループに所属し、自宅セット割（インターネットコース）の適用を受けている電気通信回線に係るものに限ります。）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、その自宅セット割・家族セットグループに係るものと同じの判定用回線又は固定代替回線（二に定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）を指定して、カの申出があり当社が承諾したものと取り扱います。

ただし、自宅セット割（でんきコース）の適用を受けているUQmⅡ契約からの番号移行であって、番号移行前に当社が所定の登録を完了していないものについては、この限りではありません。

ク 当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 申出のあった契約者回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービス（LTEシングルに限ります。）に係るものに限ります。）について、据置ルーター割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾していないとき。

(ウ) 指定した判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用固定サービスに係るものに限ります。）について、固定ルータープラン（判定用固定事業者の契約約款等に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）の適用を受けていないとき。

(エ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。

(オ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。

(カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満50歳以上の者に限ります。）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属しているとき。

(ケ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(コ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(サ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

コ 本割引の適用の開始は、力の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、5G契約（その5G契約者回線について、KDDIスマートバリューの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行月からとします。

サ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月について本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォン若しくはジュニアスマートフォン（V）でないとき。

(イ) その契約者回線（LTEシングルに係るものに限ります。）について、基本使用料の料金種別がエの（イ）の表に定めるものでないとき。

(ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていないとき。

(エ) その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。

シ サの（ウ）の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月から起算して6料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、6料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

ス 本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、力の申出があった場合、アの（ア）の表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算して力の申出があった日を含む料金月までの料金月数とします。

セ コのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「5G契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、シ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「5G契約に係るその割引の申出があった日を含む料

金月」に、それぞれ読み替えて適用します。

ソ コのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行月において、その5G契約者回線に係る基本使用料等（KDDIスマートバリューの適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。

タ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

① LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

② 契約者の地位の承継があったとき。

③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

④ LTE契約の解除があったとき。

（イ） 判定用回線（タイプI又はタイプIIの判定用固定サービスに係るものに限り。）について、次のいずれかに該当するとき。

① 判定用固定サービス（タイプIであって、その電話サービスがJCOM株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。

③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（又又はネの規定に基づき、判定用回線に代わり、固定代替回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) 判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用固定サービスに係るものに限ります。）又は固定代替回線について、当社、沖縄セルラー電話株式会社又は判定用固定事業者の契約約款等に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。

- ① 判定用回線について、固定ルータープラン以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。
- ② 固定代替回線について、固定代替ルータープラン（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のa u約款に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）以外への料金種別の変更又は選択があったとき。
- ③ サービスの利用権の譲渡があったとき（サービスの利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ④ タイプⅢの判定用固定サービスに係る契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 契約の解除があったとき。

(エ) その他ウのいずれかに該当することとなったとき。

チ 判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを固定代替回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者に通知することがあります。

ツ チに定める通知を受けた場合又は固定代替回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者は、すみやかに判定用固定サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。

テ ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

ト タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（タの(ア)の①若しくは②又は(ウ)の③の若しくは④により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承

		諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
	2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの(ア)の③若しくは④(契約移行に係るものを除きます。)、(ウ)の①若しくは②(端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、⑤若しくは⑥により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
	3 タの(イ)の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
<p>ナ 契約者は、タの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額(コのただし書きに該当する場合は、KDDIスマートバリューの適用により当社が割引いた額を含みます。)を支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>ニ その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の電気通信回線(以下この欄から(26)の3において「固定代替回線」といいます。)を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。</p> <p>この場合において、クに定めるほか、当社は、その固定代替回線が、au約款に定めるところにより次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 固定代替回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として固定代替ルータープランを選択していること。</p> <p>(ウ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上とならないこと。</p> <p>ヌ ニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に固定</p>		

代替回線（ルーター割引を選択するものに限り）が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、固定代替回線（二の各号の全てを満たすものに限り）を指定することができます。

ネ ニ又はヌに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限り）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し5料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、固定代替回線の指定があったものとみなします。

ノ 契約者は、本割引又はOCTスマートバリューの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限り）について、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

ハ 本割引の適用の申出があった場合、(26)の3に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の申出があったものとして取り扱います。

(25) 特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用（auスマートバリュー（ルーター割引））

ア 特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものであって、基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットプランのものに限り）に係る基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。

(ア) その料金月の課金対象データの総情報量が10,485,760バイト（10メガバイト）以下の場合

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額(税込額)
一般LTE契約に係るもの	基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン又はホームルータープランのもの	542円 (596.2円)
	上欄以外のWiMAX2+フラットプランのもの	1,372円 (1,509.2円)
第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの		372円 (409.2円)

(イ) その料金月の課金対象データの総情報量が10,485,760バイト（10メガバイト）を超える場合

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
一般LTE契約に係るもの	2-1-2の(1)に規定する料

	金額
第2種定期LTE契約に係るもの	2-1-2の(2)のアに規定する料金額
第7種定期LTE契約に係るもの	2-1-2の(2)のカに規定する料金額

イ 本減額適用は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（一般LTE契約、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。

(イ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数2以上となる時。

(ウ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数11以上となる時。

(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なる時。

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なる時（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属している時。

(キ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ク) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障がある時。

オ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

カ アに定める課金対象データの総情報量は、基本使用料の料金種別ごとに算定する、その契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る課金対象データの総情報量とします。

キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。

ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。

区分	本減額適用の開始
1 2以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5料金月の初日
2 ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して4料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。	判定用固定サービスの提供の開始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日

ク アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

- (ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別が、W i M A X 2 + フラットプランでないとき。
- (イ) その契約者回線について、一般 L T E 契約、第2種定期 L T E 契約又は第7種定期 L T E 契約に係る基本使用料の取扱いを受けていないとき。
- (ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていないとき。

ケ その料金月において、基本使用料の料金種別として W i M A X 2 + フラットプランの選択があった場合又はそれ以外の料金種別の選択があった場合、当社は、ア又はクの(ア)の規定にかかわらず、W i M A X 2 + フラットプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。

コ キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料 (W i M A X 2 + フラットプランのものに限ります。)のうち次表に定める料金額 (基本使用料を日割りした場合は、日割りした額とします。)及びプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。

1 契約ごとに月額

区分	支払いを要しない料金額
一般 L T E 契約に係るもの	その基本使用料の料金種別に係るアの表の第2種定期 L T E 契約又は第7種定期 L T E 契約の欄に定める額
第2種定期 L T E 契約に係るもの	その基本使用料の料金種別に係るアの表の第2種定期 L T E 契約の欄に定める額
第7種定期 L T E	その基本使用料の料金種別に係るアの表の

契約に係るもの	第7種定期LTE契約の欄に定める額
<p>サ 削除</p>	
<p>シ 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。</p>	
<p>(ア) 本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。</p>	
<p>① LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。</p>	
<p>② 契約者の地位の承継があったとき。</p>	
<p>③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p>	
<p>④ LTE契約の解除があったとき。</p>	
<p>(イ) 判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用固定サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。</p>	
<p>① 判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスがJCOM株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。</p>	
<p>a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。</p>	
<p>b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。</p>	
<p>② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。</p>	
<p>③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。</p>	
<p>④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（(24)の規定に基づき、判定用回線に代わり、固定代替回線の指定があったときを除きます。）。</p>	
<p>(ウ) その他エのいずれかに該当することとなったとき。</p>	
<p>ス シの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
<p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄、3欄又は4欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄、2欄又は3</p>	

欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ1欄、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
1 2、3又は4以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（シの（ア）の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 シの（ア）の④により本減額適用を廃止したとき（3に該当するものを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの（ア）の③若しくは④（契約移行に係るものを除きます。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
4 シの（イ）の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

セ 契約者は、本減額適用又はOCTルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(26) 固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用（auスマートバリュー（ルーター割引固定代替））

ア 当社は、(24)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった契約者回線について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

（ア） その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
割引額	1,005円(1,105.5円)

（イ） その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のものに限

ります。)の基本使用料について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
一般LTE契約に係るもの	5,292円(5,821.2円)
第2種定期LTE契約に係るもの	4,292円(4,721.2円)

イ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ 本減額適用の開始は、(24)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった日からとします。

エ 本減額適用を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATA又はWiMAX2+フラットforDATA(L)のものに限ります。)の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	96円(105.6円)

オ 本減額適用を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATA又はWiMAX2+フラットforDATA(L)のものに限ります。)の契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月に満たない期間の利用であっても、エに定める定額料の支払いを要します。

カ エに定める定額料は、その契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATA又はWiMAX2+フラットforDATA(L)のものに限ります。)について、本減額適用を受ける日数に応じて日割りします。

キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) WiMAX2+フラットプラン以外の料金種別の選択があったとき。

(イ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。

(エ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(オ) LTE契約の解除があったとき。

(カ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

(キ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があったとき。

ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当するが生じ

たときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(キの(イ)又は(ウ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。
2 キの(ア)(端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、(エ)、(オ)又は(キ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(キの(イ)又は(ウ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 キの(エ)、(オ)(契約移行に係るものを除きます。)又は(キ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

ケ (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。

コ 契約者は、本減額適用又はOCT固定代替割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(26)の2 特定サ ア 特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料

ービスの判定
用回線に係る
契約を条件と
する基本使用
料等の減額適
用

等の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものに限り、）について、（ア）及び（イ）に定める取扱いを行うことをいいます。

（ア） その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
割引額	1,005 円(1,105.5 円)

（イ） その契約者回線（基本使用料の料金種別がW i M A X 2 + フラット f o r H O M E 又は W i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L) のものに限り、）の基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
一般 L T E 契約に係るもの	5,292 円(5,821.2 円)
第2種定期 L T E 契約に係るもの	4,292 円(4,721.2 円)

イ 本減額適用は、第2種 L T E シングル又は第4種 L T E シングルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

（ア） 一般 L T E 契約、第2種定期 L T E 契約又は第7種定期 L T E 契約に係るもの

（イ） 基本使用料の料金種別がホームルータープラン、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E 又は W i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L) のもの

ウ 本減額適用を選択する契約者は、新たに構成することとなる1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。

（イ） その申出が、その契約者回線を判定用回線とする(24)、スマートバリュー又は自宅セット割の適用の申出と同時に行われたものでないとき。

（ウ） （イ）に定める取扱いの適用の申出について、当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾しないとき。

（エ） その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数2以上となるとき。

- (オ) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となる時。
 - (カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者の住所と異なる時。
 - (キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者名義と異なる時（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
 - (ク) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属している時。
 - (ケ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (コ) その他当社の業務の遂行上支障がある時。
- オ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。
- カ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。
- キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。
- (ア) ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforHOME又はWiMAX2+フラットforHOME(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があった時。
 - (イ) LTEサービス利用権の譲渡があった時（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
 - (ウ) 契約者の地位の承継があった時。
 - (エ) LTEサービスの利用の一時休止があった時。
 - (オ) LTE契約の解除があった時。
 - (カ) その契約者回線が所属する割引選択回線群について、新たな判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用固定サービスに係るものに限り、）の指定があった時。
 - (キ) その他エの各号のいずれかに該当することとなった時。
- ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の1欄、2欄又は3欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。
- (ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃

		止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。
	2 キの(ア) (端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限り。)、(エ)、(オ)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。
	(イ) アの(イ)に定める取扱い	
	区分	本減額適用の適用
	1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
	2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき (3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
	3 キの(エ)、(オ) (契約移行に係るものを除きます。)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
	ケ キの(カ)の指定があり、当社が承諾したときは、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。	
	コ 契約者は、本減額適用又はOCT据置ルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報 (それぞれの適用に必要な範囲に限り。))について、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。	
(26)の3 特定回線群に係る基	ア 特定回線群に係る基本使用料等の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群を構成する契約者	

本使用料等の
割引の適用
(家族割プ
ラス/法人割
プラス)

回線(本割引を選択するものに限りま
す。)に係る基本使用料等につ
いて、その契約者回線が所属
する割引選択回線群に係る算
定対象回線(イに定めるものを
いいます。以下この欄におい
て同じとします。)の数に応じ
て、次表に定める額(基本使
用料等の額が次表に定める額
に満たない場合は、基本使用
料等の額とします。)の割引を
行うことをいいます。

(ア) (イ)から(エ)以外の場合

1契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
算定対象回線の数 が2の場合	500円(550円)
算定対象回線の数 が3以上の場合	1,000円(1,100円)

(イ) その料金月の末日において、
特定データ通信定額制V(データ
MAX 4G LTE又はデータMAX
4G LTE Netflexパックに
限ります。)の適用を受けている
場合

1契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
算定対象回線の数 が2の場合	500円(550円)
算定対象回線の数 が3以上の場合	1,000円(1,100円)
算定対象回線の数 が4以上の場合	2,020円(2,222円)

(ウ) その料金月の末日において、
特定データ通信定額制V(a
uデータMAXプラン Netflex
パックに限ります。)の適用を
受けている場合

1契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
算定対象回線の数 が2以上の場合	1,000円(1,100円)

(エ) その料金月の末日において、
特定データ通信段階定額制II
(スマホミニプラン4Gに限
ります。)の適用を受けている
場合

1契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
算定対象回線の数 が2の場合	200円(220円)
算定対象回線の数 が3以上の場合	500円(550円)

イ 本割引に係る算定対象回線とは、
本割引又は家族割プラスを選
択する電気通信回線であって、
次表(LTE約款又は沖縄セル
ラ一電話株式会社の5G約款に
定める次表に相当するものを
含みます。以下この欄におい
て同じとします。)に定める種
類の特定データ通信定額の取
扱い、基本使用料の料金種別
又は5Gデータ定額の取扱い
の適用を受けているものをい
います。

(ア) 契約者回線又はLTEサー
ビスの他網契約者回線に係る
もの

特定データ通	特定データ通信定額制III、特定データ通信定額
--------	-------------------------

信定額の取扱い	制Ⅲ（Ⅴ）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン
（イ） 5G契約者回線又は5Gサービスの他網契約者回線に係るもの	
5Gデータ定額の取扱い	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として5G約款に定める5Gデータ定額の取扱い
<p>ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、イの（ア）の表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限りに、選択することができます。</p>	
<p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を選択して、当社に申し出ていただきます。</p>	
<p>オ 当社は、UQmⅡ契約（UQmⅡ約款に定める自宅セット割・家族セットグループに所属し、家族セット割の適用を受けている電気通信回線に係るものに限ります。）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、エの申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。</p>	
<p>カ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p>	
<p>（ア） 申出のあった契約者回線について、（27）の適用の申出を当社が承諾しているとき。</p>	
<p>（イ） 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。</p>	
<p>（ウ） 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。</p>	
<p>（エ） 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p>	
<p>（オ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p>	
<p>（カ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>	
<p>キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p>	
<p>ク アの表に定める算定対象回線の数、その料金月の末日におけ</p>	

る算定対象回線の数（その料金月にLTE契約若しくは5G契約の解除（それぞれ契約移行に係るものを除きます。）又はLTEサービス若しくは5Gサービスの利用の一時休止（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったものを除きます。）があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線の数を含みます。）とします。

ケ 本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、5G契約（その5G契約者回線について、KDDI家族割プラスの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行月からとします。

コ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月について本割引を適用しません。

（ア） その契約者回線について、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。

特定データ通信定額の取扱い

特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ（データMAX定額3を除きます。）

（イ） その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。

サ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） LTE契約の解除があったとき。

シ サの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（コ（ア）又は（イ）により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等に

	<p>はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除（契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p>	<p>ついて、本割引の適用の対象とします。</p>		
<p>(27) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (a u スマートバリュー m i n e)</p>	<p>ス 契約者は、本割引又はOCT家族割プラスの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について判定用サービス（当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるa u (LTE) 通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能（WEB）に係るものを除きます。）、通話料（a u 国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びa u スマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)から(オ)以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="478 1563 1452 1653"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 934 円 (税込額 1,027.4 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>		割引額	税抜額 934 円 (税込額 1,027.4 円)
割引額				
税抜額 934 円 (税込額 1,027.4 円)				

割引額	
税抜額 743 円(税込額 817.3 円)	
<p>(ウ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 1、データ定額 1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額 1（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
割引額	
税抜額 500 円(税込額 550 円)	
<p>(エ) その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
<p>第 3（データ通信料） 1（適用）（3）の 12 又は（3）の 13 の規定により適用する定額料</p>	割引額
	税抜額(税込額)
区分 1 又は区分 2 に定める定額料を適用する場合	934 円 (1,027.4 円)
区分 3、区分 4 又は区分 5 に定める定額料を適用する場合	500 円 (550 円)
<p>備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分 1 に定める定額料を適用する場合の割引額は 0 円とします。</p>	
<p>(オ) その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（V）又は特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>	
割引額	
税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)	
<p>イ 本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用事業者（判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）からその判定用サービスの提供を受けているものに限ります。）をいいます。</p> <p>ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のものに限り、選択することができます。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1 の割引対象回線（本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び 1 の判定用回線を指定して、当社に申し出てください。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場</p>	

合を除いて、これを承諾します。

(ア) 割引対象回線について、(24)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) 指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。

(ク) 指定した判定用回線について、この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ケ) 指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ク 削除

ケ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。

① 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。

② ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。

③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

④ 契約者の地位の承継があったとき。

⑤ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥ LTE契約の解除があったとき。

⑦ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

(イ) 判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に

定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

- ① WiMAX2+フラット for DATA、WiMAX2+フラット for DATA EX、WiMAX2+フラット for DATA (L) 又はWiMAX2+フラット for DATA EX (L) 以外の料金種別の選択があったとき。
- ② 第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約以外への契約変更があったとき。
- ③ 判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ 判定用サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 判定用サービスの契約の解除があったとき。
- ⑦ 判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。
- ⑧ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ア)の⑤又は⑥(契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
3 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、沖縄セルラー電話株式会社、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者(当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(28) 特定サービスに係る契約	ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割
------------------	--

を条件とする
基本使用料等
合計額の割引
の適用
(スマートバ
リュー for
Business)

引選択回線等群 ((ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定
固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群を
いいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引可
能回線 (その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数
(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定
IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。)の
割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。)の
うち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線
に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用
期間に応じて定める(オ)の割引額 (基本使用料等合計額が割引額
に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。)の割引を行う
ことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割
引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に 50 を乗じて得た
値 (以下この欄において「割引可能上限数」といいます。)を上回
るときは、その割引可能回線数は、割引可能上限数とします。
(ア) 割引対象回線

割引対象回線

本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サー
ビスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用
(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5
G契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のau約款に定める
特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引
の適用 (以下この(28)において「特定割引」といいます。)を選択
する他網契約者回線

(イ) 特定固定回線

特定固定回線

特定固定サービス (次表に定める電気通信事業者が、次表に定め
る契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいま
す。以下この(28)において同じとします。)の電気通信回線 (その
特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、
当社がその登録を完了したもの (その契約内容に変更があったと
きは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登
録を完了したもの) に限ります。) であって、当社が別に定めると
ころにより指定したもの

電気通信事 業者	契約約款	電気通信サービス
当社	光ダイレクトサービ ス契約約款	一般光ダイレクト電話サ ービス (沖縄セルラー電 話株式会社の光ダイレク トサービス契約約款に定 める一般光ダイレクトサ ービスの用に供するもの を除きます。)
	ワイドエリアパーチャ ルスイッチサービ	ワイドエリアパーチャル スイッチサービス (加入

		ス契約約款	契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
		パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
		デジタルデータサービス契約約款	IPVPNサービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。）を使用して行うものに限ります。）
		イントラネットIP電話サービス契約約款	一般イントラネットIP電話サービス
	沖縄セルラー電話株式会社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
	株式会社トークネット	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
		おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
		ワイドエリアバリエアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリエアブルイーサネットサービス
	OTNet株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
		高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス
(ウ) 特定ID			
特定ID			
当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID（ベーシックパックに係			

る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定 a u 契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）に係るものを除いたものをいいます。）当社、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI まとめてオフィス株式会社、KDDI まとめてオフィス関西株式会社、KDDI まとめてオフィス中部株式会社、KDDI まとめてオフィス東日本株式会社若しくは KDDI まとめてオフィス西日本株式会社の Office365 with KDDI 利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI まとめてオフィス株式会社、KDDI まとめてオフィス関西株式会社、KDDI まとめてオフィス中部株式会社、KDDI まとめてオフィス東日本株式会社若しくは KDDI まとめてオフィス西日本株式会社の Google Apps for Business 等の販売に関する規約に定めるアカウント

(エ) 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額

この約款の規定により支払いを要することとされる次の a u (LTE) 通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及び a u スマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額

- ① 基本使用料（料金種別が LTE プラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプラン VK（ケータイ）、LTE プラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）
- ② オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能（WEB）に係るものを除きます。）
- ③ 通話料（a u 国際通話及び国際 SMS 送信に係るものを除きます。）
- ④ データ通信料（第 3（データ通信料）1（適用）（6）の 3 に定める購入データ量に係るものを除きます。）

備考 5G 契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行月においては、その 5G 契約者回線に係る基本使用料等合計額（当社の 5G 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

(オ) 割引額

- ① ②から⑥以外の場合

1 契約ごとに月額

区分		割引額
		税抜額(税込額)
1	本割引の適用期間が 24 料	その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 10、データ定額 13、データ定額 30、データ定額 10（V）、デー
		2,000 円 (2,200 円)

金月までの各料金月	データ定額 13 (V)、データ定額 30 (V) 又は特定データ通信定額制 II (ケータイ/V - ii) のデータ定額 10 (ケータイ/V) 若しくはデータ定額 13 (ケータイ/V) に限ります。) の適用を受けている場合	
	上欄以外の場合	1,410 円 (1,551 円)
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月		934 円 (1,027.4 円)
備考		
<p>1 5G 契約 (本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。) からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。</p> <p>2 当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。</p> <p>(注) 2 に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。</p>		
<p>② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い (データ定額 2、データ定額 3、データ定額 2 (V)、データ定額 3 (V) 又は特定データ通信定額制 II (ケータイ/V - i) 若しくは特定データ通信定額制 II (ケータイ/V - ii) のデータ定額 2 (ケータイ/V) 若しくはデータ定額 3 (ケータイ/V) に限ります。) の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>		
割引額		
税抜額 934 円 (税込額 1,027.4 円)		
<p>③ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い (データ定額 1、データ定額 1 (V) 又は特定データ通信定額制 II (ケータイ/V - i) 若しくは特定データ通信定額制 II (ケータイ/V - ii) のデータ定額 1 (ケータイ/V) に限ります。) の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>		
区分		割引額
		税抜額 (税込額)
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月		934 円 (1,027.4 円)
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月		500 円 (550 円)
<p>④ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制 (V) の適用を受けている場合</p>		

1 契約ごとに月額	
第3（データ通信料）1（適用）（3）の12又は（3）の13の規定により適用する定額料	割引額 税抜額（税込額）
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500円 （550円）
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000円 （1,100円）
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。	
⑤ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合	
1 契約ごとに月額	
割引額	
税抜額 500円（税込額 550円）	
備考 第3（データ通信料）1（適用）（3）の18の規定により、同（3）の18のピタットプラン4G LTE又は新auピタットプランに係る区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。	
⑥ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（V）、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ若しくは特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がタブレットプラン20である場合	
1 契約ごとに月額	
割引額	
税抜額 1,000円（税込額 1,100円）	
イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。	
ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。	
エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線（（29）の適用を受けていないものに限ります。）であって、次のいずれかに該当するもの限り、選択することができます。	
（ア） 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの	
（イ） 基本使用料の料金種別がタブレットプラン20、LTEフラットfor Tab、LTEフラットfor DATA（m）、LTEフラットfor Tab（L）又はLTEフラットfor DATA（m/L）のもの	
オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出	

が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者（5G割引又は特定割引に係る者を含みます。）であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（イ） 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（ウ） 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

（エ） 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

（オ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（カ） 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。

（キ） その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ク） その申出の内容に不備があるとき。

（ケ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行日とします。）から開始します。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

（ア） その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。

（イ） その契約者回線（LTEシングルに係るものに限ります。）について、基本使用料の料金種別がタブレットプラン20、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、LTEフラット for Tab (L) 又はLTEフラット for DATA (m/L) でないとき。

（ウ） 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。

- (エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
- コ ケの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。
- サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。
- (カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
- (キ) その他カの(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。
- シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行日の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。
- ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、カの規定に準じて取扱います。
- セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、5G割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者（5G割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。
- ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。

	<p>タ 契約者は、本割引、5G契約又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定IDに係る情報（本割引、5G割引又は特定割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社トークネット及びOTNet株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定IDに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>																							
<p>(29) 特定のLTEシングル の契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等 (スマホセット割)</p>	<p>ア 特定のLTEシングル の契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、LTEシングル の契約者回線について、(ア)又は(イ)の取扱いを行うことをいいます。 (ア) 対象回線1（基本使用料の料金種別が次表に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）との回線群を構成すること。</p> <table border="1" data-bbox="480 898 1447 1025"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds (L)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 対象回線2（基本使用料の料金種別が次表に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うこと（以下この欄において「本減額適用」といいます。）。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="480 1272 1447 1574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEフラットforTab</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTEフラットforDATA (m)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTEフラットforDATA (m) ds</td> <td>2,850円(3,135円)</td> </tr> <tr> <td>LTEフラットforTab (L)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTEフラットforDATA (m/L)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="480 1659 1447 2031"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>この約款又はLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別		タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds (L)		基本使用料の料金種別	割引額	税抜額(税込額)	LTEフラットforTab	934円(1,027.4円)	LTEフラットforDATA (m)	934円(1,027.4円)	LTEフラットforDATA (m) ds	2,850円(3,135円)	LTEフラットforTab (L)	934円(1,027.4円)	LTEフラットforDATA (m/L)	934円(1,027.4円)	区分	電気通信回線	区分1	この約款又はLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）	区分2	5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線
基本使用料の料金種別																								
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds (L)																								
基本使用料の料金種別	割引額																							
	税抜額(税込額)																							
LTEフラットforTab	934円(1,027.4円)																							
LTEフラットforDATA (m)	934円(1,027.4円)																							
LTEフラットforDATA (m) ds	2,850円(3,135円)																							
LTEフラットforTab (L)	934円(1,027.4円)																							
LTEフラットforDATA (m/L)	934円(1,027.4円)																							
区分	電気通信回線																							
区分1	この約款又はLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）																							
区分2	5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線																							

ウ 本取扱いは、LTEシングル契約者回線（(24)の適用を受けていないものであって、基本使用料の料金種別がアの表に定めるものに限り、選択することができます。

エ 本取扱いを選択する契約者は、1の対象回線（対象回線1又は対象回線2をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 指定した判定用回線が次表の取扱い等に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

本取扱い、LTE約款に定める特定のLTEシングル契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等又は5G約款に定める特定の5Gシングル契約者回線に係る5Gデュアル等との回線群の構成

（イ） 指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（ウ） 判定用回線について、au約款の定めるところにより、LTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。

（エ） その契約者が、対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（オ） その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（カ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ 本取扱いの開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ク 当社は、契約者から本取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本取扱いを廃止します。

（ア） 対象回線又は判定用回線に係るLTE契約又は5G契約の解除があったとき（判定用回線に係る契約移行であって、契約移行後の5G契約者回線又は契約者回線について、イに定める条件を満たすときを除きます。）。

（イ） 対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ） 対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ） 対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。

（オ） 対象回線について、LTEデュアル、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（カ） 対象回線について、アの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

(キ) 判定用回線について、LTEシングル又は5GシングルへのLTEサービス又は5Gサービスの種類の変更があったとき。

(ク) 判定用回線について、イに定める条件に該当しなくなったとき。

ケ クの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
アの(ア)の取扱い	その事由が生じた日(LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本取扱いを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)まで本取扱いの対象とします。
アの(イ)の取扱い	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本取扱いの対象とします。

コ キからケの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その定めるところによります。

(ア) 対象回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本取扱いの申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちLTEサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する割引額を日割りして適用します。

(イ) 判定用回線に係るLTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービス又は5Gサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本取扱いの申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本取扱いを行います。

(ウ) 本取扱いの申込みがあり当社が承諾した日を含む料金月においてクに定める事由が生じた場合は、本取扱いを行いません。

サ コまでの規定にかかわらず、その対象回線について、(10)又は(24)の適用を受けている場合、その料金月において本減額適用を行いません。

シ アに定める割引額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線(対象回線1に係るものに限ります。)について、イに定める条件に該当しないこととなる請求(LTEサービス利用権若しくは5Gサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含み

	<p>ます。)を行う場合、その請求に先立ち、その対象回線について、基本使用料の料金種別の変更（アの(ア)の表に定めるもの以外への変更に限ります。)を請求していただきます。</p> <p>ソ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本取扱いの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本取扱いの適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>タ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>						
<p>(30) 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成</p>	<p>ア 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）と対象回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）による回線群（以下この欄において「特定回線群」といいます。）を構成することをいいます。</p> <p>イ 本取扱いを選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="480 981 1449 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 981 699 1025">区分</th> <th data-bbox="699 981 1449 1025">電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1025 699 1361">区分1</td> <td data-bbox="699 1025 1449 1361">この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限りま</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1361 699 1440">区分2</td> <td data-bbox="699 1361 1449 1440">当社又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本取扱いに係る対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>(ア) LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がQuastationプランds又は無線LAN STICKプラン dsのものに限ります。）</p> <p>(イ) 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEシングルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がQuastationプランds又は無線LAN STICKプラン dsのものに限ります。）</p> <p>オ 当社は、イの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した判定用回線が所属する特定回線群を構成する対象回線が6以上となるとき。</p> <p>(イ) 指定した判定用回線が、他の特定回線群に係る判定用回線</p>	区分	電気通信回線	区分1	この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限りま	区分2	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線
区分	電気通信回線						
区分1	この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限りま						
区分2	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線						

	<p>として指定されたものであるとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線が、沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成に係る回線群の判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(エ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。</p> <p>(オ) 判定用回線について、この約款、当社の5G約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくは5G約款の定めるところにより、LTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(カ) その契約者が、判定用回線及び対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(キ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本取扱いの開始は、イの申出を当社が承諾した日からとします。</p> <p>キ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その対象回線について本取扱いを廃止します。</p> <p>(ア) その対象回線に係るLTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) その対象回線に係るLTE契約について、Quastationプランds又は無線LAN STICKプラン ds以外の基本使用料の料金種別を選択することとなる請求等があったとき。</p> <p>(ウ) その対象回線が所属する特定回線群の判定用回線について、ウに定める条件に該当しなくなったとき。</p> <p>ク 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線について、ウに定める条件に該当しないこととなる請求（LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その判定用回線が所属する特定回線群を構成する全ての対象回線について、その対象回線に接続する端末設備の変更若しくはLTEサービス若しくは5Gサービスの利用の一時休止の請求又はLTE契約又は5G契約の解除の通知を行っていただきます。</p> <p>ケ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本取扱いの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本取扱いの適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
(31) 料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用	<p>ア 当社は、(ア)に定める適用条件の全てを満たす契約者回線に係る基本使用料について、(イ)に定める額（通則に規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。</p>

(a u P A Y カードお支払 い割)	(ア) 適用条件 ① その料金月の末日において指定されている a u (L T E) 通信サービスの料金その他の債務の支払方法が、 a u P A Y カードによるものであること。 ② 次表に定める特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料 の料金種別の適用を受けていること。							
	<table border="1"> <tr> <td>特定データ通信 定額の取扱い</td> <td>データMAX定額2、特定データ通信段階定額 制Ⅱ（スマホミニプラン4G又はピタットプ ラン4GLTEに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>基本使用料の料 金種別</td> <td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケ ータイカケホプラン、VKプランS（N）、V KプランM（N）、VKプランE（N）、ジュ ニアケータイプランME、ジュニアケータイプ ランN、mamorino Watchプラン N、タブレットプラン20、モバイルルータープ ラン、ホームルータープラン</td> </tr> </table> <p>③ (6)に定める障がい者等に係る基本使用料の適用を受けて いないこと。 ④ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認め る者を含みます。）でないこと。</p> <p>(イ) 割引額 ① ②以外の場合 1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>税抜額 170 円(税込額 187 円)</td> </tr> </table> <p>② データMAX定額2の適用を受けている場合 1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>税抜額 100 円(税込額 110 円)</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行 います。 ウ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じ た場合は、その端数を切り上げます。 エ 本割引の適用を受ける場合の第7種定期LTE契約に係る基本 使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)の イ又は2-1-2の(2)のイに規定する料金額に代えて、それぞ れ2-1-1の(1)又は2-1-2の(1)に規定する料金額を適 用します。 オ a u P A Yカードによる支払いに関する手続き及び提供条件等 については、当社が別に定めるところによります。</p>	特定データ通信 定額の取扱い	データMAX定額2、特定データ通信段階定額 制Ⅱ（スマホミニプラン4G又はピタットプ ラン4GLTEに限ります。）	基本使用料の料 金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケ ータイカケホプラン、VKプランS（N）、V KプランM（N）、VKプランE（N）、ジュ ニアケータイプランME、ジュニアケータイプ ランN、mamorino Watchプラン N、タブレットプラン20、モバイルルータープ ラン、ホームルータープラン	割引額	税抜額 170 円(税込額 187 円)	割引額
特定データ通信 定額の取扱い	データMAX定額2、特定データ通信段階定額 制Ⅱ（スマホミニプラン4G又はピタットプ ラン4GLTEに限ります。）							
基本使用料の料 金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケ ータイカケホプラン、VKプランS（N）、V KプランM（N）、VKプランE（N）、ジュ ニアケータイプランME、ジュニアケータイプ ランN、mamorino Watchプラン N、タブレットプラン20、モバイルルータープ ラン、ホームルータープラン							
割引額								
税抜額 170 円(税込額 187 円)								
割引額								
税抜額 100 円(税込額 110 円)								
(32) 特定金融商 品契約を条件 とする減額等 適用 (金融サービ	ア 当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用 規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。） の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に 係る a u (L T E) 通信サービスに係る料金について、当社が別 に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適							

<p>スセット割)</p>	<p>用」といいます。)を行います。 イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。 ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>
<p>(33) a u P A Y 残高還元特典の適用</p>	<p>ア 当社は、データMAX定額3の適用を受けている契約者回線について、所定の条件を満たした場合に、a u P A Y 残高への加算（以下「a u P A Y 残高還元特典」といいます。）を行います。 イ a u P A Y 残高還元特典に関する提供条件は、当社の「a u マネ活プラン a u P A Y 残高還元特典」提供条件書及び別に定めるところによります。 ウ 契約者は、a u P A Y 残高還元特典の適用の可否を判断するために、当社及び沖縄セルラー電話株式会社が a u フィナンシャルサービス株式会社及びじぶん銀行株式会社からその契約者に関する情報の提供を受けること及びこれを利用することを承諾していただきます。 エ ウに定める契約者に関する情報及び利用目的は、「a u マネ活プラン特典のご提供にあたってのお客さま情報の第三者提供について」に定めるとおりとします。</p>

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 LTEデュアルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーII	標準プラン2	1,080円(1,188円)
		標準プランN	1,150円(1,265円)
		標準プラン	2,480円(2,728円)
		シンプルN	1,150円(1,265円)
		カケホN	2,650円(2,915円)
		スーパーカケホN	1,650円(1,815円)
		ケータイプラン	1,150円(1,265円)
		ケータイシンプルプラン	1,370円(1,507円)
		ケータイカケホプラン	3,150円(3,465円)
		VKプランS(N)	1,168円(1,284.8円)
		VKプランM(N)	1,790円(1,969円)
		VKプランE(N)	1,150円(1,265円)
		ジュニアケータイプランME	770円(847円)
		ジュニアケータイプランN	670円(737円)
		mamorino WatchプランN	1,168円(1,284.8円)
		ウォッチナンバープラン	350円(385円)
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン	1,868円(2,054.8円)
		LTEプランS	1,996円(2,195.6円)
		カケホ	4,200円(4,620円)
		スーパーカケホ	3,200円(3,520円)
		ジュニアスマートフォンプラン	4,620円(5,082円)
		オフィスケータイプラン	1,600円(1,760円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,700円(4,070円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700円(2,970円)
		VKプランM	3,240円(3,564円)
		VKプランS	1,996円(2,195.6円)
		VKプラン	1,996円(2,195.6円)
		オフィスケータイプランVK(ケータイ)	1,600円(1,760円)
		カテゴリーII	シンプル
	カケホ		3,980円(4,378円)
	スーパーカケホ		2,980円(3,278円)

第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン(V)	1,868円(2,054.8円)
		カケホ(V)	4,200円(4,620円)
		スーパーカケホ(V)	3,200円(3,520円)
		スーパーカケホ(V・a)	3,890円(4,279円)
		ジュニアスマートフォンプラン(V)	4,620円(5,082円)
		オフィスケータイプラン(V)	1,600円(1,760円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,700円(4,070円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700円(2,970円)
		VKプランM	3,240円(3,564円)
		VKプランS	1,996円(2,195.6円)
		VKプラン	1,996円(2,195.6円)
		オフィスケータイプラン(VK)	1,600円(1,760円)
		mamorino Watchプラン	1,996円(2,195.6円)
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	2,480円(2,728円)
		カケホ(V)	3,980円(4,378円)
		スーパーカケホ(V)	2,980円(3,278円)
ジュニアケータイプラン		1,500円(1,650円)	
第3種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン	300円(330円)

(2) 定期LTE契約に係るもの

ア 第2種定期LTE契約に係るもの

(ア) タイプⅠに係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	標準プラン	980円(1,078円)
		第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプランS	998円(1,097.8円)
		カケホ	2,700円(2,970円)
		スーパーカケホ	1,700円(1,870円)
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620円(3,982円)
		オフィスケータイプラン	800円(880円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,200円(2,420円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200円(1,320円)

第2種LTEデュアル		VKプランM	1,620円(1,782円)
		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
		オフィスケータイプランVK(ケータイ)	800円(880円)
	カテゴリーII	シンプル	980円(1,078円)
		カケホ	2,480円(2,728円)
		スーパーカケホ	1,480円(1,628円)
	カテゴリーI	LTEプラン(V)	934円(1,027.4円)
		カケホ(V)	2,700円(2,970円)
		スーパーカケホ(V)	1,700円(1,870円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,390円(2,629円)
		ジュニアスマートフォンプラン(V)	3,620円(3,982円)
		オフィスケータイプラン(V)	800円(880円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,200円(2,420円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200円(1,320円)
		VKプランM	1,620円(1,782円)
		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
		オフィスケータイプラン(VK)	800円(880円)
mamorino Watchプラン		998円(1,097.8円)	
カテゴリーII		シンプル(V)	980円(1,078円)
		カケホ(V)	2,480円(2,728円)
	スーパーカケホ(V)	1,480円(1,628円)	
	ジュニアケータイプラン	500円(550円)	

(イ) タイプIIに係るもの

1契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額	
		税抜額(税込額)	
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ	3,000円(3,300円)
		スーパーカケホ	2,000円(2,200円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,500円(2,750円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,500円(1,650円)
	カテゴリーII	シンプル	1,280円(1,408円)
		カケホ	2,780円(3,058円)
		スーパーカケホ	1,780円(1,958円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ(V)	3,000円(3,300円)
		スーパーカケホ(V)	2,000円(2,200円)

		スーパーカケホ (V・a)	2,690円(2,959円)
		カケホ (ケータイ/V)	2,500円(2,750円)
		スーパーカケホ (ケータイ/V)	1,500円(1,650円)
	カテゴリーⅡ	シンプル (V)	1,280円(1,408円)
		カケホ (V)	2,780円(3,058円)
		スーパーカケホ (V)	1,780円(1,958円)

イ 第7種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	標準プラン2	980円(1,078円)
		標準プランN	980円(1,078円)
		シンプルN	980円(1,078円)
		カケホN	2,480円(2,728円)
		スーパーカケホN	1,480円(1,628円)
		ケータイシンプルプラン	1,200円(1,320円)
		ケータイカケホプラン	2,980円(3,278円)
		VKプランS (N)	998円(1,097.8円)
		VKプランM (N)	1,620円(1,782円)
		VKプランE (N)	980円(1,078円)
		ジュニアケータイプランN	500円(550円)
		mamorino WatchプランN	998円(1,097.8円)

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル及び第3種LTEシングル	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G	1,000円(1,100円)
		タブレットプラン3 4G	1,000円(1,100円)
		タブレットプラン50 4G	4,800円(5,280円)
		タブレットプランライト 4G	1,000円(1,100円)
		タブレットプラン20	5,670円(6,237円)
		タブレットデータシェアプラン	1,170円(1,287円)
第2種LTEシングル及び第4種LTEシングル	カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン	4,462円(4,908.2円)
		ホームルータープラン	4,462円(4,908.2円)
第1種LTEシングル	カテゴリーⅠ	LTEフラット for DATA	6,700円(7,370円)

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第94条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用											
(1) 削除	削除										
(2) 削除	削除										
(3) 削除	削除										
(4) a u 国際通話に係る通話料の適用	a u 国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-3に規定する料金額を適用します。										
(4)の2 a u 国際通話に係る通話料の定額適用（a u 国際通話定額）	<p>ア a u 国際通話に係る通話料の定額適用（以下「a u 国際通話定額」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線（(イ)に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象データ通信定額等」といいます。）の適用を受けているものに限ります。）からのa u 国際通話（別表5に定める地域（以下「a u 国際通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）について、2-1-3に規定する料金額に代えて、a u 国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p>① ②以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>980 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月において、対象データ通信定額等（データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額1（V）、データ定額2（V）、データ定額3（V）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）又はケータイプラン若しくはケータイカケホプランに限ります。）の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>1,480 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定データ通信定額の取扱い等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>特定データ通信定額の取扱い</td> <td>特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	980 円	区分	料金額	定額料	1,480 円	特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ
区分	料金額										
定額料	980 円										
区分	料金額										
定額料	1,480 円										
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ										

	(ケータイ/V - i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V - ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイカケホプラン

(ウ) 適用額

① その契約者回線からの a u 国際通話等合算回数が 50 回以内のものである a u 国際通話に係るもの。

区分		料金額
通話料	ア イ以外の部分	0 円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその a u 国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円

② その契約者回線からの a u 国際通話等合算回数が 51 回以上のものである a u 国際通話に係るもの。

区分		料金額
通話料	定額通話料	1 の a u 国際通話ごとに 300 円
	上欄に定める定額通話料のほか	
	ア イ以外の部分	0 円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその a u 国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円

イ a u 国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からの a u 国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話(当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の回数を合算したものをいいます。

ウ 5 G 契約からの契約移行があった場合は、契約移行月において契約移行前の 5 G 契約者回線からの a u 国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話の回数を、イに定める回数に含めます。

エ a u 国際通話定額は、LTE デュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

(ア) 対象データ通信定額等の適用を受けていること。

(イ) a u 国際通話利用規制の適用を受けていないこと。

オ a u 国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

カ au国際通話定額の適用の開始は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

キ 当社は、au国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からau国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、au国際通話定額の適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象データ通信定額等の適用の廃止（他の対象データ通信定額等の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

ク キの規定により、au国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	au国際通話定額の適用
1 2又は3以外によりau国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのau国際通話に関する料金について、au国際通話定額の適用の対象とします。
2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)によりau国際通話定額を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までのau国際通話に関する料金について、au国際通話定額の適用の対象とします。
3 キの(ア)（5G契約（5Gデュアルに係るものに限りません。）への契約移行に係るものに限りません。）又は(エ)によりau国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのau国際通話に関する料金について、au国際通話定額の適用の対象とします。

ケ 料金月の起算日以外の日、対象データ通信定額等の種類の変更等（アの(ア)の①に該当する種類と②に該当する種類のものに限りません。）があった場合、アの規定にかかわらず、その変更等があった日を含む料金月については、アの(ア)の①に定める定額料を適用します。

コ 定額料については、日割りを行いません。

サ 当社は、au国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、au国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。

(ア) 第42条（利用停止）第1項第14号及び第15号に該当するとき。

(イ) 第80条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。

	<p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からスに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>シ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、サに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って a u 国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は a u 国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>ス 当社は、サに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>セ 契約者は、当社がスに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>
<p>(5) ローミングの通話料の適用</p>	<p>ア ローミング（沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款に規定する L T E デュアルの提供を受けているものに限り、）の契約者回線から行った通話については、沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ ローミング（沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款に規定する L T E モジュールの提供を受けているものに限り、）の契約者回線から行った S M S 送信については、沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款料金表に規定する L T E モジュールに関する料金額と同額を適用します。</p>
<p>(6) S M S 機能を利用した通信に係る通話料の適用</p>	<p>ア S M S 送信に関する料金については、S M S 送信を通話とみなして 2-1-1-3 又は 2-2-1 に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかの S M S 送信については、2-1-1-3 に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 第 1（基本使用料等） 1（適用）(7) に規定する割引選択</p>

回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線へのSMS送信

(イ) (20)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る電気通信回線へのSMS送信(特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線について、LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった日において行われたものを除きます。)

(ウ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス(副回線通信サービスを除きます。)若しくはSORACOMA ir forセルラー通信サービス(当社又は沖縄セルラー電話株式会社のSORACOMA ir forセルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOMA ir forセルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。)の電気通信回線へのSMS送信

基本使用料の料金種別	
mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)、mamorinoWatchプラン	

(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用

ア 番号変換機能を利用して行われた通話(保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 900 円(税込額 990 円)

イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日)にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。)について、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日(定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。)にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電

	<p>気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>				
(8) 削除	削除				
(9) 契約移行に係る定額料の取扱い	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出が5G契約（その5G契約者回線について、請求のあったLTE通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「5G通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行月のLTE通話料割引に係る定額料について、契約移行月の初日（その料金月において、その5G通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、そのLTE通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="480 1149 1450 1402"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="480 1149 1450 1193">通話料の取扱い</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 1193 1450 1402">(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用</td> </tr> </table> <p>イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたLTE通話料割引に相当する5G通話料割引の申出があったときは、契約移行月のそのLTE通話料割引に係る定額料については、当社の5G約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	通話料の取扱い		(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用	
通話料の取扱い					
(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用					
(10) LTEプラン等の契約者回線に係る通話料の適用	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、同表右欄に定める時間帯におけるその契約者回線から当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス（副回線通信サービスを除きます。）の電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 1989 1450 2027"> <tr> <td data-bbox="480 1989 963 2027">基本使用料の料金種別</td> <td data-bbox="963 1989 1450 2027">支払いを要しない時間帯</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯		
基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯				

	mamorinoWatchプランN、LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、VKプラン、mamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間
(10)の2 カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話((17)の適用を受けた通話(同欄のアの(イ)に定めるものに限ります。)、(21)の適用を受けた通話(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるものに限ります。)、(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービス(ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ(それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。)の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p>	
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	
カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	
スーパーカケホN、スーパーカケホ、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、スーパーカケホ(ケータイ/V)	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。)
	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
イ アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。		

(ア) その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話

(イ) その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分

ウ イの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

エ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。

(ア) 第42条（利用停止）第1項第14号及び第15号に該当するとき。

(イ) 第80条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。

(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。

(オ) その契約者からカに定める協力を得られないとき。

(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。

(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。

オ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。

カ 当社は、イの規定を適用するため又はエに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。

キ 契約者は、当社がカに定める調査等を行うにあたり、その契約

	者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。												
(10) の 3 標準プラン等の契約者回線に係る通話料の適用（通話定額サービス）	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い（以下「国内通話定額」といいます。）を行います。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話定額ライト、通話定額ライト2</td> <td>(ア) (イ)以外の通話</td> <td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</td> <td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td> </tr> <tr> <td>通話定額、通話定額2</td> <td colspan="2">その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td> </tr> </tbody> </table>		区分	支払いを要しない料金		通話定額ライト、通話定額ライト2	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	通話定額、通話定額2	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	
	区分	支払いを要しない料金											
	通話定額ライト、通話定額ライト2	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）										
		(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金										
通話定額、通話定額2	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金												
イ 国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選択する契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内通話定額1</td> <td>通話定額ライト</td> </tr> <tr> <td>通話定額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国内通話定額2</td> <td>通話定額ライト2</td> </tr> <tr> <td>通話定額2</td> </tr> </tbody> </table>		種類		国内通話定額1	通話定額ライト	通話定額	国内通話定額2	通話定額ライト2	通話定額2				
種類													
国内通話定額1	通話定額ライト												
	通話定額												
国内通話定額2	通話定額ライト2												
	通話定額2												
ウ 国内通話定額は、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。））に限り、選択することができます。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話定額1</td> <td>標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflixパックの適用を受けるものに限ります。）、標準プラン</td> </tr> <tr> <td>国内通話定額2</td> <td>標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン</td> </tr> </tbody> </table>		種類	基本使用料の料金種別	国内通話定額1	標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflixパックの適用を受けるものに限ります。）、標準プラン	国内通話定額2	標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン						
種類	基本使用料の料金種別												
国内通話定額1	標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflixパックの適用を受けるものに限ります。）、標準プラン												
国内通話定額2	標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン												
エ 国内通話定額の適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する													

日からとします。							
区分	国内通話定額の適用の開始						
1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日						
2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日						
3 国内通話定額の申出が、LTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日						
4 国内通話定額の申出が、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日						
5 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日						
<p>オ LTE契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>変更後の国内通話定額の適用</th> </tr> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td> <td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行われたものである場合</td> <td>その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。</td> </tr> </table>		区分	変更後の国内通話定額の適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
区分	変更後の国内通話定額の適用						
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。						
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。						
<p>カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p>							
<p>キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>							

区分	国内通話定額の適用
1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
<p>ク アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</p> <p>(ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>(イ) その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分</p> <p>ケ クの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>コ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <p>サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ること及び(10)の2のアに定めるものへの基本使用料の料金種別の変更の請求ができないも</p>	

	<p>のとします。</p> <p>シ 当社は、クの規定を適用するため又は(10)の2のエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>			
<p>(10)の4 オフィスケータイプラン等の契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）の契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 779 1449 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 779 1449 824">支払いを要しない通話先の電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 824 1449 947"> <p>ア 当社又は沖縄セルラー電話株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 947 1449 1832"> <p>イ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はJCOM株式会社若しくはJCOM株式会社のグループ会社（当社が別に定めるものに限ります。）の当社が別に定めるサービスのものに限ります。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しない通話先の電気通信回線	<p>ア 当社又は沖縄セルラー電話株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p>	<p>イ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はJCOM株式会社若しくはJCOM株式会社のグループ会社（当社が別に定めるものに限ります。）の当社が別に定めるサービスのものに限ります。）</p>
支払いを要しない通話先の電気通信回線				
<p>ア 当社又は沖縄セルラー電話株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p>				
<p>イ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はJCOM株式会社若しくはJCOM株式会社のグループ会社（当社が別に定めるものに限ります。）の当社が別に定めるサービスのものに限ります。）</p>				
<p>(11) 定額料の支払いによるLTEプラン又</p>	<p>ア 基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線の契約者は、次表に定める定額料を支払った場合、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線から当社又は</p>			

はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I（au通話定額24）

沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス（副回線通信サービスを除きます。）の電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みません。）の支払いを要しません。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 477 円(税込額 524.7 円)

イ アに定める料金の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）のものに限ります。）であって、(20)の適用を受けていないもの限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア） LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。

	<p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ) LTE契約の解除があったとき。 (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。</p> <p>カ オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="480 568 1447 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 568 963 611">区分</th> <th data-bbox="963 568 1447 611">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 611 963 779">1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="963 611 1447 779">その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 779 963 1025">2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="963 779 1447 1025">その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="480 1234 1447 1691"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1234 740 1276">区分</th> <th data-bbox="740 1234 1447 1276">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1276 740 1487">適用開始日</td> <td data-bbox="740 1276 1447 1487">その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1487 740 1691">適用終了日</td> <td data-bbox="740 1487 1447 1691">その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(12)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(12)に規定する定額料を合算して日割りを行います。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)
区分	本取扱いの適用												
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
区分	起算日												
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)												
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)												
(12) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契	<p>ア 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ(以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、2-1-1-1に定める料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用する取扱</p>												

約者回線に係る通話料の適用Ⅱ
(通話ワイド24)

いをいいます。
(ア) 定額料

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)

(イ) 適用額

① ②以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)

② ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 80 円(税込額 88 円)

イ 本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）のものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

	<p>(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。 (イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ) LTE契約の解除があったとき。 (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。</p> <p>カ オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="480 611 1447 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 611 967 651">区分</th> <th data-bbox="967 611 1447 651">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 651 967 819">1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="967 651 1447 819">その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 819 967 1066">2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="967 819 1447 1066">その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="480 1279 1447 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1279 740 1319">区分</th> <th data-bbox="740 1279 1447 1319">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1319 740 1529">適用開始日</td> <td data-bbox="740 1319 1447 1529">その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1529 740 1733">適用終了日</td> <td data-bbox="740 1529 1447 1733">その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(11)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(11)に規定する定額料を合算して日割りを行います。。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)
区分	本取扱いの適用												
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
区分	起算日												
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)												
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)												
(12)の2 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用	<p>ア 次表に定める基本使用料の料金種別(以下「特定料金種別」といいます。)を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びa</p>												

u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(27)に定める定額対象部分及び(28)に定める定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。)のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	VKプランS(N)	0円から税抜額1,100円(税込額1,210円)までの部分
	VKプランM(N)	0円から税抜額2,600円(税込額2,860円)までの部分
第1種LTEデュアル	LTEプランS	0円から税抜額1,100円(税込額1,210円)までの部分
	VKプランS	0円から税抜額1,100円(税込額1,210円)までの部分
	VKプランM	0円から税抜額2,600円(税込額2,860円)までの部分
第2種LTEデュアル	VKプランS	0円から税抜額1,100円(税込額1,210円)までの部分
	VKプランM	0円から税抜額2,600円(税込額2,860円)までの部分

イ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額(以下「控除可能額」といいます。)を日割りします。

エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「通話料控除額」といいます。)が控除可能額に満たない場合は、(12)の3及び当社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。

(12)の3 特定料金種別のau国際通話に係る通話料の取扱い

ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からのau国際通話に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、au国際通話定額に係る定額料、au国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、

	<p>次表に規定する料金額（以下「a u 国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: center;">支払いを要しない額</p> <p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。 この場合において、a u 国際通話充当比率は、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定める a u 国際通話定額に係る a u 国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3において同じとします。</p> <p>イ a u 国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「a u 国際通話料控除額」といいます。）と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、a u 国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(12)の4に規定する取扱いを行います。</p>
(12)の4 特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱い	<p>ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際SMS送信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「国際SMS送信料控除額」といいます。）が国際SMS送信料控除可能額に満たない場合は、第1（基本使用料等）1（適用）(14)に規定する取扱いを行います。</p>
(13) 削除	削除
(14) 削除	削除
(15) 削除	削除
(16) 削除	削除
(17) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）(7)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線への通話（(20)の適用を受けた通</p>

<p>(家族割、法人割)</p>	<p>話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の4、(11)、(12)、(27)又は(28)のAの(A)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、(A)の場合において、(10)の2、(10)の3又は(19)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2、(10)の3又は(19)に定めるところによります。</p> <p>(A) (イ)以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="478 649 1452 734"> <tr> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>(イ) 次のいずれかに該当する契約者回線からの通話の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本使用料の料金種別が標準プラン2、標準プランN、シンプルN、カケホN、スーパーカケホN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN又はウォッチナンバープランのもの ② 第2種定期LTE契約に係るもの ③ 第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているもの <table border="1" data-bbox="478 1191 1452 1276"> <tr> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(7)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同(7)のサの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	割引額	その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	割引額	その通話に関する料金の月間累計額
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額					
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額					
<p>(18) 障がい者等に係る通話料の月極割引の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けている契約者回線からの通話((10)の2、(10)の3及び(20)の適用を受けた通話、(21)の適用を受けた通話(同欄のAに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話並びにa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話</p>				

番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、本割引のほか(6)のイの(ア)又は(17)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ(6)のイ又は(17)に定めるところによります。

1 契約ごとに

区分	割引額
1 当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス(副回線通信サービスを除きます。)若しくはSORACOM Air forセルラー通信サービス、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話(当社が別に定めるものに限ります。)	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。

ただし、同(6)のウの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用(指定割)

ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス(副回線通信サービスを除きます。)又は加入電話事業者若しくはIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信回線への通話((21)の適用を受けた通話(同欄のイに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後

の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、(17)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(17)に定めるところによります。

1 契約ごとに月額

定額料	割引額	
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	1 (17)のアの (ア)の適用の 対象となる通 話	左欄の通話に関する料金の 月間累計額に 0.60 を乗じて 得た額
	2 1 以外の通 話	特定電話番号に係る電気通 信回線への通話 (左欄の通 話に限ります。)に関する料 金の月間累計額に 0.50 を乗 じて得た額

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 削除

エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日 (契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

カ 削除

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

基本使用料の料金種別
VKプランS (N)、VKプランM (N)、VKプランE (N)、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン (V)、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamorino Watchプラン

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定に

より本割引の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日(オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)への変更の場合は、加入電話事業者又はIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。))への通話(オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)が適用されるものを除きます。))に関する料金については、その料金月の末日とします。))までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

	<p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>				
<p>(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）</p>	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス（副回線通信サービスを除きます。）の電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="475 1189 1452 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1189 791 1234">定額料</th> <th data-bbox="796 1189 1452 1234">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1240 791 1357">税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)</td> <td data-bbox="796 1240 1452 1357">特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>カ 削除</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p>	定額料	割引額	税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額
定額料	割引額				
税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額				

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

基本使用料の料金種別
VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorino Watchプラン

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する状況が生じたときは、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。により本割引の適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象としま

	<p>す。</p> <p>コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>				
<p>(21) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用 (a u → 自宅割)</p>	<p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（LTE契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日において次表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(18)、(19)若しくは(23)の適用を受けた通話、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話又は番号変換機能を利用して行われた通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="475 1400 1452 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1400 1273 1444">区分</th> <th data-bbox="1273 1400 1452 1444">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1444 1273 1937"> 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。 </td> <td data-bbox="1273 1444 1452 1937">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。</p>	区分	割引率	当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。	100%
区分	割引率				
当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。	100%				

	<p>(ア) 第1 (基本使用料等) 1 (適用) (10)の適用を受けているもの。</p> <p>(イ) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるもの。</p> <p>ウ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>						
(22) 削除	削除						
(23) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 (コールワイド)	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群 ((イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線 ((10)の2、(10)の3、(19)若しくは(20)の適用を受けているもの又は第1 (基本使用料等) 1 (適用) (7)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。)からの通話 (国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは(12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「5G割引」といいます。)を選択する5G契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のa u約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</td> </tr> </table> <p>(ウ) 割引率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額 (その割引選択回線群に5G契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、5G割引の規定に基づく5G契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">割引率</td> </tr> </table>	料金額	税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「5G割引」といいます。)を選択する5G契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のa u約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額 (その割引選択回線群に5G契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、5G割引の規定に基づく5G契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した	割引率
料金額							
税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)							
割引選択回線							
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「5G割引」といいます。)を選択する5G契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のa u約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線							
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額 (その割引選択回線群に5G契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、5G割引の規定に基づく5G契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した	割引率						

額とします。)	
税抜額 20 万円未満の場合 (税込額 22 万円未満の場合)	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合 (税込額 22 万円以上税込額 110 万円未満の場合)	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合 (税込額 110 万円以上税込額 330 万円未満の場合)	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合 (税込額 330 万円以上税込額 550 万円未満の場合)	28%
税抜額 500 万円以上の場合 (税込額 550 万円以上の場合)	30%

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期LTE契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(ウ) 第1（基本使用料等）1（適用）（6）又は（10）の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、第1（基本使用料等）1（適用）（8）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) 削除

(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、5G契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たな契約移行日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

	<p>備考 その料金月において、5G契約（5G割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と5G割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。</p> <p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引又は第1（基本使用料等）の(7)若しくは(8)の適用の申込み（5G約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ 割引選択代表回線が5G契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ソ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(24) 削除	削除

(25) 削除	削除			
(26) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用 (まるごとビジネス割引)	<p>ア 当社は、第1(基本使用料等)1(適用)(10)に規定する契約者を単位とする金額指定割引の適用期間中、同(10)に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEシングルに係るものを除きます。)からの通話((10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは(12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(20)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額(その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに通話に関する料金を合計し、その合計して得た額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる次表に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1064 1452 1444"> <tr> <td style="text-align: center;">割引率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td>備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)以外のものである場合の割引率は、0%とします。</td> </tr> </table> <p>イ その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)に定めるところによります。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の規定に準じて取り扱います。)</p>	割引率	20%	備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)以外のものである場合の割引率は、0%とします。
割引率				
20%				
備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)以外のものである場合の割引率は、0%とします。				
(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用 (ビジネス通話定額)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用((ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話((20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において</p>			

「定額対象通話」といいます。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。)の月間累計額((10)、(10)の4、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。

ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。

(ア) 定額料及び割引額

1 契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額

備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)における基本使用料の料金種別がカケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、カケホ(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)若しくはオフィスケータイプラン(VK)又は標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。)である場合の定額料の額は、0円とし、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ウォッチナンバープラン、LTEプランS、VKプランM若しくはVKプランS又は標準プラン2、標準プランN、標準プラン、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額の適用を受けるものを除きます。)である場合の定額料の額は、税抜額900円(税込額990円)とします。

(イ) 定額対象回線群

定額対象回線群

以下の電気通信回線により構成される回線群

- ① 本定額適用を選択する契約者回線
- ② 当社の5G約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「5G定額適用」といいます。）を選択する5G契約者回線
- ③ 沖縄セルラー電話株式会社のau約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線
- ④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

(ウ) 特定サービス

特定サービス

以下のサービスであって、サービスが現に提供されているもの

- ① 当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、クラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話
- ② 沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス又は光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス
- ③ JCOM株式会社又はJCOM株式会社のグループ会社（当社が別に定めるものに限ります。）の当社が別に定めるサービス

(エ) 定額対象電話番号

定額対象電話番号

- ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する5G契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号

④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

イ 本定額適用は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

（ア）基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

（イ）第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用を受けているもの

（ウ）（28）の適用を受けているもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（イ）その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

（ウ）その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（エ）その申出のあった契約者回線が（23）又は第1（基本使用料等）1（適用）（8）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

（オ）（エ）に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と（28）に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

（カ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を

除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。

この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する5G契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本定額適用を受けるLTE契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、5G契約(本割引に相当する適用を受けるものに限り)からの契約移行があったときは、その契約移行日とします。)以降の通話に関する料金(その契約移行日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たな契約移行日の前日までのものに限り)について、本定額適用の対象とします。

シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった

とき。

(カ) その他オのいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社の5G約款又は沖縄セルラー電話株式会社のa u約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する5G契約者回線又は他網契約者回線(代表回線のものに限ります。)について、5G定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、5G定額適用に係る当社の5G約款又は特定定額適用に係る沖縄セルラー電話株式会社のa u約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の5G契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われて

	<p>いるときは、その料金を返還します。</p> <p>チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>ト 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>		
<p>(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p>ア 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第2種定期LTE契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額対象回線群（①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話（(20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の4、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="475 1975 1452 2020"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">定額料</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">割引額</td> </tr> </table>	定額料	割引額
定額料	割引額		

<p>税抜額 900 円 (税込額 990 円)</p>	<p>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分（カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ/V）又は標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限り。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。）に係るものに限り。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</p>
<p>① 定額対象回線</p>	
<p style="text-align: center;">定額対象回線</p> <p>本割引を選択する契約者回線、沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はこの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線</p>	
<p>② 特定サービス</p>	
<p style="text-align: center;">特定サービス</p> <p>以下のサービスであって、サービスが現に提供されているもの</p> <p>① 当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話</p> <p>② 沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス又は光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス</p> <p>③ JCOM株式会社又はJCOM株式会社のグループ会社（当社が別に定めるものに限り。）の当社が別に定めるサービス</p>	
<p>③ 定額対象電話番号</p>	
<p>1 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号</p>	

2 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号

3 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限り。）

(イ) 定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話（(10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(ア)、(10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)、(21)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に0.20を乗じて得た額の割引を行う取扱い

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（第2種定期LTE契約に係るものに限り）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(イ) 第1（基本使用料等）1（適用）（7）又は(10)の適用を受けているもの

(ウ) (27)の適用を受けているもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4のものを除きます。）の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(23)又は第1（基本使用料等）1（適用）（8）を選択する場合であって、その契約者回線

並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I に係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(27)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であるとき。

(サ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日以降の通話に関する料金（その契約移行日以降その料金月に

において、新たに契約移行があったときは、その新たな契約移行日の前日までのものに限り、本割引の対象とします。

シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) 一般LTE契約又は他の種別の定期LTE契約への契約変更があったとき。

(カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(キ) その他オのいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当するLTE約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する他網契約者回線（代表回線のものに限り、）について、特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、特定割引に係る沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへ	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

のLTEサービスの種類の変更があったとき。

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

1 契約ごとに月額

その料金月の末日における 控除対象電話番号の数	控除額
1以上30以下の場合	アに規定する定額料の額
31以上の場合	アに規定する定額料の料金額に30を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額

テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。

この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその定額対象回線群を構成

	<p>する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>				
<p>(29) 第2種定期LTE契約に係る通話料の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p>ア 当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)、(21)）又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 943 1452 1400"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 943 1452 987">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 994 1452 1400"> <p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）に特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものを除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="475 1525 1452 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1525 1452 1570">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1576 1452 1653"> <p>LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。</p> <p>オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日以降の通話に関する料金（その契約移行日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たな契約移行日の前日までのものに限ります。）につい</p>	控除額	<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）に特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>	基本使用料の料金種別	<p>LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）</p>
控除額					
<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）に特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>					
基本使用料の料金種別					
<p>LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）</p>					

	<p>て、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) (28)の適用の廃止があったとき。</p> <p>(イ) イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 488 1452 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 488 837 528">区分</th> <th data-bbox="842 488 1452 528">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 535 837 656">1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="842 535 1452 656">その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 663 837 819">2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="842 663 1452 819">(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 826 837 987">3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="842 826 1452 987">料金種別の変更があった日の前日(当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。)まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。	3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日(当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。)まで、本取扱いの適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用								
1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。								
2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。								
3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日(当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。)まで、本取扱いの適用の対象とします。								
(30) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	<p>ア 当社は、第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けている契約者回線からの通話(電話番号案内接続に係るものに限ります。)については、2(料金額)に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>								
(31) 通話料の減免	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>								

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額161円(税込額177.1円)

(2) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

ア イ又はウ以外のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額50円(税込額55円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額161円(税込額177.1円)

ウ 加入電話サービス又はIP電話サービスに係る他網契約者回線(当社が別に定める電気通信設備を含みます。)への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	3分までごとに税抜額10円(税込額11円)

(3) 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランのもの

別表1(オプション機能)20欄(ナンバーシェア機能)に定めるとおりとします。

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額200円(税込額220円)
通話料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分		1送信ごとに
通話料		料金額
送信文字数		税抜額(税込額)
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)		3円(3.3円)
71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から306文字まで)		6円(6.6円)
135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から459文字まで)		9円(9.9円)
202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から612文字まで)		12円(13.2円)
269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から765文字まで)		15円(16.5円)
336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合 766文字から918文字まで)		18円(19.8円)
403文字から469文字まで (半角英数字のみの場合 919文字から1,071文字まで)		21円(23.1円)
470文字から536文字まで (半角英数字のみの場合 1,072文字から1,224文字まで)		24円(26.4円)
537文字から603文字まで (半角英数字のみの場合 1,225文字から1,377文字まで)		27円(29.7円)
604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合 1,378文字から1,530文字まで)		30円(33円)

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分		1送信ごとに
通話料		料金額
送信文字数		
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)		100円
71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から306文字まで)		200円
135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から459文字まで)		300円
202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から612文字まで)		400円
269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から765文字まで)		500円

336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

2-1-2 削除

2-1-3 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに次の料金額
通話先区分	
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円
備考 各通話先区分における地域については、別表4（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。	

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに次の料金額
通話先区分	
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モード以外の場合）	260円
インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モードの場合）	840円

2-2 LTEモジュールに係るもの

2-2-1 SMS機能に係るもの

1送信ごとに

区分	料金額
通話料	
送信文字数	税抜額(税込額)
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)	3円(3.3円)
71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から306文字まで)	6円(6.6円)
135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から459文字まで)	9円(9.9円)
202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から612文字まで)	12円(13.2円)
269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から765文字まで)	15円(16.5円)
336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合 766文字から918文字まで)	18円(19.8円)
403文字から469文字まで (半角英数字のみの場合 919文字から1,071文字まで)	21円(23.1円)
470文字から536文字まで (半角英数字のみの場合 1,072文字から1,224文字まで)	24円(26.4円)
537文字から603文字まで (半角英数字のみの場合 1,225文字から1,377文字まで)	27円(29.7円)
604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合 1,378文字から1,530文字まで)	30円(33円)

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用															
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について、1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。														
(2) ローミングのデータ通信料の適用	ローミング（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に規定するLTEサービス又はLTEモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線に係るデータ通信については、沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。														
(3) 特定のデータ通信への定額制の適用（LTEフラット）	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、オフィスケータイプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>特定データ通信定額制の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。</td> <td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再</td> <td>そのLTEサービスの再利用を開始</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)	基本使用料の料金種別		LTEプラン、オフィスケータイプラン		区分	特定データ通信定額制の適用の開始	1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始
区分	料金額														
定額料	税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)														
基本使用料の料金種別															
LTEプラン、オフィスケータイプラン															
区分	特定データ通信定額制の適用の開始														
1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日														
2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始														

	利用の請求と同時に行われたとき。	した日
	3 特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
	4 特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
	<p>カ 特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>キ 当社は、特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
	区分	特定データ通信定額制の適用
	1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
	2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象としま

	<p>す。</p> <p>4 特定データ通信定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>ケ 特定データ通信定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>コ オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="491 779 1452 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 779 730 824">区分</th> <th data-bbox="730 779 1452 824">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 824 730 947">適用開始日</td> <td data-bbox="730 824 1452 947">その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 947 730 1153">適用終了日</td> <td data-bbox="730 947 1452 1153">その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ アからサの規定にかかわらず、特定データ通信定額制の適用を新たに申し込むことはできません。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）						
<p>(3)の2 特定のデータ通信への定額制の適用(V) (LTEフラット(V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制(V)」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1982 1452 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1982 730 2024">区分</th> <th data-bbox="730 1982 1452 2024">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額				
区分	料金額						

定額料	税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)
<p>イ 特定データ通信定額制（V）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p>	
基本使用料の料金種別	
LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）	
<p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>	
区分	特定データ通信定額制（V）の適用の開始
1 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制（V）の申込みが、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>カ 特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>キ 当社は、特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止します。 （ア）LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p>	

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
 - (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
- ク キの規定により、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制（V）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制（V）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。

ケ 特定データ通信定額制（V）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の

		適用を開始した場合は、その適用を開始した日)																					
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制（V）を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）																					
	<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ アからサの規定にかかわらず、特定データ通信定額制（V）の適用を新たに申し込むことはできません。</p>																						
(3)の3 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（データ定額）	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅱには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">定額料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ定額 1</td> <td style="text-align: right;">2,900円(3,190円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 2</td> <td style="text-align: right;">3,500円(3,850円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 3</td> <td style="text-align: right;">4,200円(4,620円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 5</td> <td style="text-align: right;">5,000円(5,500円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 8</td> <td style="text-align: right;">6,700円(7,370円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 10</td> <td style="text-align: right;">8,000円(8,800円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 13</td> <td style="text-align: right;">9,800円(10,780円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 20</td> <td style="text-align: right;">6,000円(6,600円)</td> </tr> <tr> <td>データ定額 30</td> <td style="text-align: right;">8,000円(8,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制Ⅱは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択す</p>		種類	定額料	税抜額(税込額)	データ定額 1	2,900円(3,190円)	データ定額 2	3,500円(3,850円)	データ定額 3	4,200円(4,620円)	データ定額 5	5,000円(5,500円)	データ定額 8	6,700円(7,370円)	データ定額 10	8,000円(8,800円)	データ定額 13	9,800円(10,780円)	データ定額 20	6,000円(6,600円)	データ定額 30	8,000円(8,800円)
種類	定額料																						
	税抜額(税込額)																						
データ定額 1	2,900円(3,190円)																						
データ定額 2	3,500円(3,850円)																						
データ定額 3	4,200円(4,620円)																						
データ定額 5	5,000円(5,500円)																						
データ定額 8	6,700円(7,370円)																						
データ定額 10	8,000円(8,800円)																						
データ定額 13	9,800円(10,780円)																						
データ定額 20	6,000円(6,600円)																						
データ定額 30	8,000円(8,800円)																						

ることができます。

ただし、データ定額 1 は、スーパーカケホの契約者回線、データ定額 2 は、カケホの契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制 II の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制 II の適用の開始
1 特定データ通信定額制 II の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時にされたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制 II の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時にされたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制 II の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制 II の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制 II の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ LTE 契約者は、特定データ通信定額制 II の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制 II の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホの契約者回線の LTE 契約者は、データ定額 1 への変更、スーパーカケホの契約者回線の LTE 契約者は、データ定額 2 への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制 II の適用
(ア) (イ) 以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制 II を適用します。
(イ) 端末設備の変更	その請求があった日からのデータ通信

に係る請求と同時に
行われたものである
場合

について、変更後の特定データ通信定
額制Ⅱを適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱを廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱを選択した契約者は、シに規定する

	<p>場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱの種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 817 1449 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 817 730 862">区分</th> <th data-bbox="730 817 1449 862">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 862 730 1108">適用開始日</td> <td data-bbox="730 862 1449 1108">その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1108 730 1355">適用終了日</td> <td data-bbox="730 1108 1449 1355">その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
(3)の4 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ (V) (データ定額 (V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定</p>						

額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅱ(V)」といいます。)を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ(V)には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
データ定額1(V)	2,900円(3,190円)
データ定額2(V)	3,500円(3,850円)
データ定額3(V)	4,200円(4,620円)
データ定額5(V)	5,000円(5,500円)
データ定額8(V)	6,700円(7,370円)
データ定額10(V)	8,000円(8,800円)
データ定額13(V)	9,800円(10,780円)
データ定額20(V)	6,000円(6,600円)
データ定額30(V)	8,000円(8,800円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1(V)は、スーパーカケホ(V)の契約者回線、データ定額2(V)は、カケホ(V)の契約者回線、データ定額3(V)は、カケホ(V)又はスーパーカケホ(V)の契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーI	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日

	き。	
	3 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
	4 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（Ⅴ）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（Ⅴ）への変更、スーパーカケホ（Ⅴ）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（Ⅴ）への変更、スーパーカケホ（Ⅴ・a）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（Ⅴ）、データ定額2（Ⅴ）及びデータ定額3（Ⅴ）への変更を請求することはできません。</p>		
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を適用します。
	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を適用します。
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p>		

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
 - (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
- ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類を変更したとき。

	<p>(ウ) ケの表の区分2 (LTE契約の解除 (契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。))があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 443 1449 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 443 730 488">区分</th> <th data-bbox="730 443 1449 488">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 488 730 734">適用開始日</td> <td data-bbox="730 488 1449 734">その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 734 730 981">適用終了日</td> <td data-bbox="730 734 1449 981">その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)						
<p>(3)の5 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ (ケータイ/V-i) (データ定額 (ケータイ/V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス (第1種LTEデュアルに限ります。))の契約者回線との間のデータ通信 (沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。))について、次表に規定する定額料 (サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。))を適用する取扱い (以下「特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-i)」といいます。))を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-i) には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1944 1449 2020"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="491 1944 1449 1977" style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1977 1077 2020" style="text-align: center;">種類</td> <td data-bbox="1077 1977 1449 2020" style="text-align: center;">定額料</td> </tr> </table>	1 契約ごとに月額		種類	定額料		
1 契約ごとに月額							
種類	定額料						

	税抜額(税込額)
データ定額1 (ケータイ/V)	2,900円(3,190円)
データ定額2 (ケータイ/V)	3,500円(3,850円)
データ定額3 (ケータイ/V)	4,200円(4,620円)
データ定額5 (ケータイ/V)	5,000円(5,500円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信2段階定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1 (ケータイ/V) は、スーパーカケホ (ケータイ/V) の契約者回線、データ定額2 (ケータイ/V) は、カケホ (ケータイ/V) の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ (ケータイ/V) 、スーパーカケホ (ケータイ/V)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランのもの除きます。)に係る請求と同	料金種別の変更があった日

	時に行われたとき。	
5	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日
カ	<p>LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への変更、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ／V）への変更を請求することはできません。</p>	
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を適用します。
	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時にされたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を適用します。
キ	<p>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の廃止を申し出ることができます。</p>	
ク	<p>当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の申込みがあったとき。</p>	
ケ	<p>クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の種類を変更したとき。

(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。

	<p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランのものに限ります。）があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 320 1449 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 320 730 365">区分</th> <th data-bbox="730 320 1449 365">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 365 730 656">適用開始日</td> <td data-bbox="730 365 1449 656">その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 656 730 902">適用終了日</td> <td data-bbox="730 656 1449 902">その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
<p>(3)の6 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額（ケータイ/V））</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1899 1449 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1899 1074 1944" rowspan="2">種類</th> <th data-bbox="1074 1899 1449 1944">定額料</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1074 1944 1449 1989">税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1989 1074 2022">データ定額1（ケータイ/V）</td> <td data-bbox="1074 1989 1449 2022">2,900円(3,190円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	税抜額(税込額)	データ定額1（ケータイ/V）	2,900円(3,190円)	
種類	定額料						
	税抜額(税込額)						
データ定額1（ケータイ/V）	2,900円(3,190円)						

データ定額 2 (ケータイ/V)	3,500 円 (3,850 円)
データ定額 3 (ケータイ/V)	4,200 円 (4,620 円)
データ定額 5 (ケータイ/V)	5,000 円 (5,500 円)
データ定額 8 (ケータイ/V)	6,700 円 (7,370 円)
データ定額 10 (ケータイ/V)	8,000 円 (8,800 円)
データ定額 13 (ケータイ/V)	9,800 円 (10,780 円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) は、第 2 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの (以下この欄において「対象プラン」とい、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - ii) 又は特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を受けている契約者回線を除きます。) に限り、選択することができます。

ただし、データ定額 1 (ケータイ/V) は、スーパーカケホ (ケータイ/V) の契約者回線、データ定額 2 (ケータイ/V) は、カケホ (ケータイ/V) の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別	
カケホ (ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)	

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時に終わったとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の申込みが、第 2 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更 (対象プラン	料金種別の変更があった日

	の間のものを除きます。)に係る請求と同時に 行われたとき。	
5	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／ V - ii）の申込みが、端末設備の変更に 係る請求と同時に 行われたとき。	その申込みを当社 が承諾した日
カ	<p>LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への変更、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ／V）への変更を請求することはできません。</p>	
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を適用します。
	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたものである 場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を適用します。
キ	<p>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。</p>	
ク	<p>当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。</p>	
ケ	<p>クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表の</p>	

とおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア） オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。

（イ） カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の種類を変更したとき。

（ウ） ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用

を廃止したとき。

(エ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。

(3)の7 特定のデータ通信への2段階定額制の適用
（LTEダブル定額）

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制」を行います。）

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225.5 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信２段階定額制は、第１種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

LTEプランS

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信２段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制の申込みが、第１種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信２段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信２段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

き。

カ 当社は、特定データ通信２段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第２種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ カの規定により、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合は、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制の適用
１ ２から４以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
２ LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
３ 第２種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
４ 特定データ通信２段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。

ク 特定データ通信２段階定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ オの表の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を開始した場合又はキの表の区分２（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４

の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの表の区分２（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信２段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信２段階定額制の適用を新たに申込むことはできません。

ス サまでの規定にかかわらず、特定データ通信２段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。

(3)の8 特定のデータ通信への２段階定額制の適用（ケータイ／V-i）
（ダブル定額（ケータイ／V））

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第１種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、(ア)に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が(ア)に定める上限定額料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額としま

す。)を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）」を行います。

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225.5 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に終わったとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日

4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>カ 当社は、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止します。</p> <p>（ア）LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>（イ）LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（ウ）第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（エ）対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。

	V - i) の適用の対象とします。						
4 特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用の対象とします。						
<p>ク 特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p> <p>ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) キの表の区分 2 (LTE 契約の解除 (契約移行に係るものに限ります。)) に限ります。)、区分 3 若しくは区分 4 の規定により特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。) があったとき。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日 (その料金月において、ケの (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日 (その料金月において、ケの (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、ケの (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、ケの (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、ケの (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、ケの (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)						
<p>コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>サ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、LTE サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信 2 段階定額制</p>							

	<p>(ケータイ/V - i) の適用を新たに申込むことはできません。</p> <p>ス サまでの規定にかかわらず、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用の廃止を申し出ることができます。</p>																
<p>(3) の 9 特定のデータ通信への 2 段階定額制の適用 (ケータイ/V - ii) (ダブル定額 (ケータイ/V))</p>	<p>ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、(ア) に定める定額料を支払った場合に、その LTE サービス (第 2 種 LTE デュアルに限ります。) の契約者回線との間のデータ通信 (沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、2 (料金額) の規定に代えて、(イ) に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。) から、(ア) に定める控除可能額 (この規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。) を指し引いた額 (その額が (ア) に定める上限定額料 (この規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。) 以上となる場合は、上限定額料をその額とします。) を適用する取扱い (以下「特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - ii)」を行います。</p> <p>(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1146 1449 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>500 円 (550 円)</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td>205 円 (225.5 円)</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>3,700 円 (4,070 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 1442 1449 1576"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.02 円 (0.022 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - ii) は、第 2 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの (以下この欄において「対象プラン」といいます。) に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1738 1449 1868"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VK プラン M、VK プラン S、VK プラン、オフィスケータイプラン (VK)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - ii) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金</p>	区分	料金額	税抜額(税込額)	定額料	500 円 (550 円)	控除可能額	205 円 (225.5 円)	上限定額料	3,700 円 (4,070 円)	区分	料金額	税抜額(税込額)	適用額	0.02 円 (0.022 円)	基本使用料の料金種別	VK プラン M、VK プラン S、VK プラン、オフィスケータイプラン (VK)
区分	料金額																
	税抜額(税込額)																
定額料	500 円 (550 円)																
控除可能額	205 円 (225.5 円)																
上限定額料	3,700 円 (4,070 円)																
区分	料金額																
	税抜額(税込額)																
適用額	0.02 円 (0.022 円)																
基本使用料の料金種別																	
VK プラン M、VK プラン S、VK プラン、オフィスケータイプラン (VK)																	

月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に終わったとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に終わったとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ/V）のものに限ります。）の契約者は、カケホ（ケータイ/V）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）の適用を廃止します。

（ア） LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ） LTE契約の解除があったとき。

（ウ） 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（エ） 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用
1 ２から４以外により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
3 第１種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
4 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。

ケ 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、

控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。

(イ) クの表の区分２（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。

(ウ) 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（カケホ（ケータイ／V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更を除く、対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ 契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を新たに申込むことはできません。

セ シまでの規定にかかわらず、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。

(3)の10 特定のデータ通信への２段階定額制の適用Z（ケータイ／V - i）

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第１種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとし

(ダブル定額Z
(ケータイ/V))

ます。)について、2 (料金額) の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額 (コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額 (その額が(ア)に定める上限定額料 (コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い (以下「特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i)」を行います。

(ア) 控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
控除可能額	15 円(16.5 円)
上限定額料	4,200 円(4,620 円)

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.03 円(0.033 円)

イ 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの (以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制II (ケータイ/V - i) の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

カケホ (ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の申込みが、その契約者	そのLTEサービスの再利用を開始

回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	した日
3 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>カ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を廃止します。</p> <p>（ア） LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>（イ） LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（ウ） 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（エ） 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>（オ） 特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
区分	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適

		用
	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
	4 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を廃止する申出又は特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。
<p>ケ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>（ア） オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を開始したとき。</p> <p>（イ） クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。</p> <p>（ウ） 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>		
	区分	起算日
	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z（ケー

		タイ/V - i) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)														
	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)														
	<p>サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を新たに申込むことはできません。</p>															
<p>(3)の11 特定のデータ通信への2段階定額制の適用Z (ケータイ/V - ii) (ダブル定額Z (ケータイ/V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス (第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信 (沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2 (料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額 (コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額 (その額が(ア)に定める上限定額料 (コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い (以下「特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)」を行います。</p> <p>(ア) 控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1317 1452 1489"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除可能額</td> <td>15円(16.5円)</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>4,200円(4,620円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 1572 1452 1697"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.03円(0.033円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの (以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制II (ケータイ/V - ii)又は特定データ通信2段階定額制 (ケータイ/V - ii)の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1948 1452 2031"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カケホ (ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金額	税抜額(税込額)	控除可能額	15円(16.5円)	上限定額料	4,200円(4,620円)	区分	料金額	税抜額(税込額)	適用額	0.03円(0.033円)	基本使用料の料金種別	カケホ (ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)
区分	料金額															
	税抜額(税込額)															
控除可能額	15円(16.5円)															
上限定額料	4,200円(4,620円)															
区分	料金額															
	税抜額(税込額)															
適用額	0.03円(0.033円)															
基本使用料の料金種別																
カケホ (ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)																

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時にされたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時にされたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）を廃止します。

（ア） ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きま

す。)

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。

ケ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りをを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を開始したとき。

(イ) クの表の区分２（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を廃止したとき。

(ウ) 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を新たに申込むことはできません。

(3)の12 特定のデータ通信への段階定額制の適用（auピタットプラン）

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用（UQm契約からの番号移行を行った場合であって、番号移行を行う前に利用開始の予約登録を行った世界データ定額に係るものに限ります。以下「特定海外定額対象利用」といいます。）を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄、(3)の13、(3)の18、(5)、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。）について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて、次表に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額制」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額		
区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分2	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) 以下の場合	2,700 円 (2,970 円)
区分3	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) を超え 3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) 以下の場合	3,700 円 (4,070 円)
区分4	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を超え 5,368,709,120 バイト (5ギガバイト) 以下の場合	4,700 円 (5,170 円)
区分5	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト) を超えた場合	5,700 円 (6,270 円)

イ 特定データ通信段階定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信段階定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信段階定額制の申込み	料金種別の変更が

<p>が、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>あった日</p>	
<p>5 特定データ通信段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申込みを当社が承諾した日</p>	
<p>カ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量（(6)の2に定める前月からの繰越データ量及び(6)の3に定める購入残データ量をいいます。以下この欄、(3)の13及び(3)の18において同じとします。）を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。</p>		
<p>1 契約ごとに月額</p>		
<p>区分</p>	<p>累計課金対象データ量</p>	<p>定額料 税抜額(税込額)</p>
<p>区分1</p>	<p>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合</p>	<p>1,700 円 (1,870 円)</p>
<p>区分2</p>	<p>区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</p>	<p>2,700 円 (2,970 円)</p>
<p>区分3</p>	<p>区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</p>	<p>3,700 円 (4,070 円)</p>
<p>区分4</p>	<p>区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</p>	<p>4,700 円 (5,170 円)</p>
<p>区分5</p>	<p>区分4のデータ量の最大値を超えた場合</p>	<p>5,700 円 (6,270 円)</p>
<p>備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。</p>		
<p>キ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。）を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線</p>		

に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

ク 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日(ア)から(ウ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき
(イ)に該当するときを除きます。)

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき
(その申込みが特定データ通信段階定額制IIの廃止の申出と同時に行われたときに限ります。)

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び	特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計

び区分2に定めるデータ量の最小値	課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768バイト（7ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
(ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランのものに限ります。）があったとき。	
読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
コ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。	
サ 当社は、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制を廃止します。	
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。	

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
 - (ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
 - (オ) 特定データ通信段階定額制Ⅲの適用の申込みがあったとき。
- シ サの規定により、特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。

ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

- (ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制の適用を開始したとき。
- (イ) シの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。
- (ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの

		(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)																							
	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)																							
	セ アからスの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制の適用を新たに申し込むことはできません。																								
(3)の13 特定のデータ通信への段階定額制の適用(V) (auピタットプラン(V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス(第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、次表に規定する定額料(スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制(V)」といいます。)を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合</td> <td>1,700円 (1,870円)</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合</td> <td>2,700円 (2,970円)</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合</td> <td>3,700円 (4,070円)</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合</td> <td>4,700円 (5,170円)</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合</td> <td>5,700円 (6,270円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信段階定額制(V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除 エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、</p>		区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700円 (1,870円)	区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700円 (2,970円)	区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	3,700円 (4,070円)	区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合	4,700円 (5,170円)	区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合	5,700円 (6,270円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)
区分	累計課金対象データ量	定額料																							
		税抜額(税込額)																							
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700円 (1,870円)																							
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700円 (2,970円)																							
区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	3,700円 (4,070円)																							
区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合	4,700円 (5,170円)																							
区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合	5,700円 (6,270円)																							
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)																								

料金月単位で行います。

オ 特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始
1 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円 (2,970 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に	3,700 円 (4,070 円)

	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	
区分4	区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円 (5,170 円)
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円 (6,270 円)
備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		
<p>キ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。）を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。</p> <p>ク 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日（ア）から（ウ）に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。</p> <p>（ア） 特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始があったとき（（イ）に該当するときを除きます。）。</p>		
	読み替える値	読み替え後の値
	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制（V）の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階

		定額制（Ⅴ）の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（（５）、（５）の２、（６）、（６）の２又は（６）の３の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が０バイト以下の場合は、０バイトとします。）
区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１,０７３,７４１,８２４バイト（１ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
（イ） 特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用の開始があったとき（その申込みが特定データ通信段階定額制Ⅱの廃止の申出と同時に行了われたときに限ります。）。		
	読み替える値	読み替え後の値
区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値		特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、（３）の１８のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が４,２９４,９６７,２９６バイト（４ギガバイト）を超える場合は、７,５１６,１９２,７６８バイト（７ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１,０７３,７４１,８２４バイト（１ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
（ウ） 特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランのものに限ります。）があったとき。		
	読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値		料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が５,３６８,７０９,１２０バイト（５ギガバイト）を超える場合は、２１,４７４,８３６,４８０バイト（２０ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値

<p>変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値</p>	<p>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</p>
<p>コ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>サ 当社は、特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制（V）を廃止します。</p> <p>（ア）LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>（イ）LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（ウ）第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（エ）対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>（オ）特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>シ サの規定により、特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
<p>区分</p>	<p>特定データ通信段階定額制（V）の適用</p>
<p>1 2から4以外により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p>
<p>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p>
<p>3 第1種LTEデュアル若し</p>	<p>そのLTEサービスの種類の</p>

	<p>くはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p>						
	<p>4 特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p>						
	<p>ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りをを行います。</p> <p>（ア） シの表の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始したとき。</p> <p>（イ） シの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。</p> <p>（ウ） 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 1111 1452 1570"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1111 740 1155">区分</th> <th data-bbox="740 1111 1452 1155">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1155 740 1361">適用開始日</td> <td data-bbox="740 1155 1452 1361">その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1361 740 1570">適用終了日</td> <td data-bbox="740 1361 1452 1570">その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ アからスの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制（V）の適用を新たに申し込むことはできません。</p>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）							
<p>（3）の 14 特定のデータ通信への定額制の適用（auフラットプラン）</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ」といいます。）を行います。</p>							

この場合において、特定データ通信定額制Ⅲには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
auフラットプラン 20	4,720 円(5,192 円)
auフラットプラン 30	6,720 円(7,392 円)

イ 特定データ通信定額制Ⅲは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅲの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌

		料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了されたものである場合		その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲの適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲを廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があつたとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があつたとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があつたとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあつたとき。</p> <p>ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>		
	区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用
	1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があつたとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があつたとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。

4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
--	---

コ 特定データ通信定額制Ⅲを選択した契約者は、スに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲの種類を変更したとき。

(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。

(エ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、Netfixパックの適用を開始又は廃止したとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）、（エ）又は（オ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetfixパックの適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）、（エ）又は（オ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetfixパックの適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。）

シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netfixパックの適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetfixパックに係る定額料を合算して日割り計算を行います。

ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日に

	<p>わたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲの適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>															
<p>(3)の 15 特定のデータ通信への定額制の適用 (V) (auフラットプラン (V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ (V)」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅲ (V) には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1108 1449 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン 20 (V)</td> <td>4,720 円(5,192 円)</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン 30 (V)</td> <td>6,720 円(7,392 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制Ⅲ (V) は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制 (V) の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1485 1449 1615"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル (V)、カケホ (V)、スーパーカケホ (V)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 1861 1449 2027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>データ通信定額制Ⅲ (V) の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の申込</td> <td>そのLTEサービ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	税抜額(税込額)	auフラットプラン 20 (V)	4,720 円(5,192 円)	auフラットプラン 30 (V)	6,720 円(7,392 円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル (V)、カケホ (V)、スーパーカケホ (V)	区分	データ通信定額制Ⅲ (V) の適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の申込	そのLTEサービ
種類	定額料															
	税抜額(税込額)															
auフラットプラン 20 (V)	4,720 円(5,192 円)															
auフラットプラン 30 (V)	6,720 円(7,392 円)															
区分	基本使用料の料金種別															
カテゴリーⅡ	シンプル (V)、カケホ (V)、スーパーカケホ (V)															
区分	データ通信定額制Ⅲ (V) の適用の開始															
1 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の申込	そのLTEサービ															

	みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	スの提供を開始した日						
	2 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日						
	3 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日						
	4 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日						
	5 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日						
<p>カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ア）（イ）以外の場合</td> <td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。</td> </tr> <tr> <td>（イ） 端末設備の購入と同時に行了われたものである場合</td> <td>その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用	（ア）（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。	（イ） 端末設備の購入と同時に行了われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用							
（ア）（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。							
（イ） 端末設備の購入と同時に行了われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。							
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止します。</p> <p>（ア） LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>（イ） LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（ウ） 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサ</p>								

ービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用の申込みがあったとき。

ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を選択した契約者は、スに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の種類を

変更したとき。

(ウ) ケの表の区分2 (LTE契約の解除 (契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を廃止したとき。

(エ) 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。))があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、Netflixパック (V) の適用を開始又は廃止したとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパック (V) の適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパック (V) の適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)

シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netflixパック (V) の適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetflixパック (V) に係る定額料を合算して日割り計算を行います。

ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にかわって、LTEサービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。

(3)の16 特定データ通信定額制

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料 (コの規定により定額料を日割りした場合はその額としま

Ⅲに係る特定コンテンツパック適用
(Netflixパック)

す。以下この欄において同じとします。)を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

(ア) 定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)

(イ) 取扱い

① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。

加算データ量
5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)

② Netflix 合同会社が提供する Netflix サービスを所定の月額料金で利用できるようにすること。

③ TELASA 株式会社が提供する TELASA (見放題プランに限ります。以下この欄において同じとします。)を所定の月額料金で利用できるようにすること。

イ 本取扱いは、第 1 種 LTE デュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ (au フラットプラン 20 に限ります。以下この欄において「au フラットプラン 20」といいます。)の適用を受けているもの限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者回線について、au フラットプラン 20 の適用を受けていないとき(その申出と同時に au フラットプラン 20 の適用の申込みがあったときを除きます。)

(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に	その変更後の LTE サービスの提供

	係る請求と同時に行われたとき。	を開始した日
4	本取扱いの申出が、a uフラットプラン 20 への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があった日
5	本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日
カ	アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。	
キ	当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。	
	(ア) L T Eサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。	
	(イ) L T E契約の解除があったとき。	
	(ウ) 第2種L T Eデュアル又はL T EシングルへのL T Eサービスの種類の変更があったとき。	
	(エ) a uフラットプラン 20 以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。	
	(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。	
ク	キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	
	区分	本取扱いの適用
1	2から4以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用します。
2	L T Eサービスの利用の一時休止又はL T E契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日まで、本取扱いを適用します。
3	第2種L T Eデュアル若しくはL T EシングルへのL T Eサービスの種類の変更又はa uフラットプラン 20 以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。	そのL T Eサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。
4	特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ	その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適

通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	用します。
---	-------

ケ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、Netfixサービス若しくはTELASAの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。

(イ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。

(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（特定データ通信定額制Ⅲに係る対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める定額料及び(3)の14に定めるauフラットプラン20に係る定額料を合算して日割り計算を行います。

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス 契約者は、Netfix合同会社及びTELASA株式会社がNetfixサービス及びTELASAについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetfixサービス及びTELASAに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社、Netfix合同会社及びTE

	<p>L A S A株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受ける場合のN e t f l i xサービス及びT E L A S Aに関する提供条件等については、それぞれ当社、N e t f l i x合同会社及びT E L A S A株式会社が別に定めるところによります。</p> <p>ソ セまでの規定にかかわらず、本取扱いの適用を新たに申込むこと又はその適用を廃止する申出を行うことはできません。</p>						
<p>(3)の 17 特定データ通信定額制Ⅲ (V)に係る特定コンテンツパック適用 (V) (N e t f l i x パ ッ ク (V))</p>	<p>ア 当社は、L T E契約者からの申出により、(ア)に定める定額料 (コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 817 1449 902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1, 150 円 (税込額 1, 265 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 取扱い</p> <p>① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。</p> <table border="1" data-bbox="491 1025 1449 1111"> <thead> <tr> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5, 368, 709, 120 バイト (5 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② N e t f l i x 合同会社が提供するN e t f l i xサービスを所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>③ T E L A S A株式会社が提供するT E L A S A (見放題プランに限ります。以下この欄において同じとします。)を所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>イ 本取扱いは、第2種L T Eデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ (V) (a uフラットプラン 20 (V))に限ります。以下この欄において「a uフラットプラン 20 (V) 」といいます。)の適用を受けているもの限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線について、a uフラットプラン 20 (V) の適用を受けていないとき (その申出と同時にa uフラットプラン 20 (V) の適用の申込みがあったときを除きます。)</p> <p>(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 1, 150 円 (税込額 1, 265 円)	加算データ量	5, 368, 709, 120 バイト (5 ギガバイト)
区分	料金額						
定額料	税抜額 1, 150 円 (税込額 1, 265 円)						
加算データ量							
5, 368, 709, 120 バイト (5 ギガバイト)							

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、auフラットプラン 20 (V) への特定データ通信定額制Ⅲ (V) の種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲ (V) の種類の変更があった日
5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日

カ アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

キ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) auフラットプラン 20 (V) 以外への特定データ通信定額制Ⅲ (V) の種類の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制 (V) の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本取扱いの適用
1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用しま

		す。						
2	L T Eサービスの利用の一時休止又はL T E契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日まで、本取扱いを適用しません。						
3	第1種L T Eデュアル若しくはL T EシングルへのL T Eサービスの種類の変更又はa uフラットプラン 20 (V) 以外への特定データ通信定額制Ⅲ (V) の種類の変更があったとき。	そのL T Eサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲ (V) の種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。						
4	特定データ通信定額制Ⅲ (V) を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制 (V) の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適用します。						
<p>ケ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、N e t f l i xサービス若しくはT E L A S Aの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分2 (L T E契約の解除 (契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更 (特定データ通信定額制Ⅲ (V) に係る対象プランの間のものに限ります。))があったとき。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)							
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)							
<p>サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める定額料及び(3)の15に定めるa uフラットプラン 20 (V) に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p>								

	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 契約者は、Netflix合同会社及びTELASA株式会社がNetflixサービス及びTELASAについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービス及びTELASAに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社、Netflix合同会社及びTELASA株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受ける場合のNetflixサービス及びTELASAに関する提供条件等については、それぞれ当社、Netflix合同会社及びTELASA株式会社が別に定めるところによります。</p> <p>ソ セまでの規定にかかわらず、本取扱いの適用を新たに申込むこと又はその適用を廃止する申出を行うことはできません。</p>													
<p>(3)の18 特定のデータ通信への段階定額制の適用</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、(ア)に規定する定額料(スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制Ⅱ」といいます。)を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信段階定額制Ⅱには(イ)に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p>① スマホミニプラン4Gに係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1601 1449 2020"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合</td> <td>2,000円 (2,200円)</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合</td> <td>3,000円 (3,300円)</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合</td> <td>4,000円 (4,400円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	2,000円 (2,200円)	区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	3,000円 (3,300円)	区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	4,000円 (4,400円)
区分	累計課金対象データ量			定額料										
		税抜額(税込額)												
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	2,000円 (2,200円)												
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	3,000円 (3,300円)												
区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	4,000円 (4,400円)												

区分4	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を超えた場合	4,500 円 (4,950 円)
② ①以外に係るもの		
1 契約ごとに月額		
区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分2	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 以下の場合	3,200 円 (3,520 円)
区分3	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) を超えた場合	4,700 円 (5,170 円)
(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類		
種類		
スマホミニプラン 4G		
ピタットプラン 4G LTE		
新auピタットプラン		
イ 特定データ通信段階定額制Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。		
種類		基本使用料の料金種別
スマホミニプラン 4G、ピタットプラン 4G LTE		標準プランN
新auピタットプラン		標準プラン
ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。		
エ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。		
区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始	
1	特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2	特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたと	そのLTEサービスの再利用を開始した日

き。	
3 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、LTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもをを除きます。)に係る請求と同時に行了されたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ LTE契約者は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行了されたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

カ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分(それぞれ最後の区分を除きます。)に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

(ア) スマホミニプラン4Gに係るもの

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	2,000 円 (2,200 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	3,000 円 (3,300 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区	4,000 円

	分2のデータ量の最大値に1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	(4,400円)
区分4	区分3のデータ量の最大値を超えた場合	4,500円 (4,950円)
備考 区分2及び区分3については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		
(イ) (ア)以外に係るもの		
1 契約ごとに月額		
区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700円 (1,870円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472バイト(3ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	3,200円 (3,520円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	4,700円 (5,170円)
備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		
<p>キ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表のそれぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</p> <p>ク 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p>		

ケ 料金月の起算日以外の日(ア)から(カ)に該当した場合、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類に応じて、アの表の区分に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき((イ)、(オ)又は(カ)に該当するときを除きます。)

種類	読み替える値	読み替え後の値
スマホミニプラン4G	それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合、0バイトとします。)
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン		
スマホミニプラン4G	区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	

(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき(その申込みが特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の廃止の申出と同時に行われたときに限ります。)

種類	読み替える値	読み替え後の値
----	--------	---------

スマホミニプラン4G	それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の12のア又は(3)の13のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン		
スマホミニプラン4G	区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	

(ウ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、国内通話定額の種類変更等があったとき。

種類	読み替える値	読み替え後の値		
スマホミニプラン4G	国内通話定額の種類変更等後の、それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	国内通話定額の種類変更等があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値 ① スマホミニプラン4Gの適用を受けている場合		
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン				
		<table border="1"> <tr> <td>3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）</td> <td>4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）</td> </tr> </table>	3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）	4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）
3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）	4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）			

		② ①以外の場合 4,294,967,296 バイト(4ギ ガバイト)	7,516,192,768 バイト(7ギ ガバイト)
スマホミニプラン4G	国内通話定額の種類変更等後の、区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値	
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	国内通話定額の種類変更等後の、区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値		
(エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更があったとき。			
種類	読み替える値	読み替え後の値	
スマホミニプラン4G	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	種類の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値	
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン		① スマホミニプラン4Gからの変更があった場合 3,221,225,472 バイト(3ギ ガバイト)	
		4,294,967,296 バイト(4ギ ガバイト)	
		② ①以外の場合 7,516,192,768 バイト(7ギ ガバイト)	
		4,294,967,296 バイト(4ギ ガバイト)	
		7,516,192,768 バイト(7ギ ガバイト)	

スマホミニプラン4G	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	

(オ) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき（契約移行日において、契約移行前の5G契約者回線について、5G約款に定めるデータ段階定額の適用を受けていたときに限ります。）

種類	読み替える値	読み替え後の値
スマホミニプラン4G	それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに5G契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（5G約款に定めるデータ段階定額に係るものをいいます。以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、5G約款に定めるデータ段階定額のデータ通信料に関する規定（この(3)の18のアに相当する規定をいいます。）の表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値 ① スマホミニプラン5Gの適用を受けていた場合
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン		
		3,221,225,472 4,294,967,296

			バイト（3ギガバイト） バイト（4ギガバイト） ② ピタットプラン5Gの概要を受けていた場合 4,294,967,296 7,516,192,768 バイト（4ギガバイト） バイト（7ギガバイト）
スマホミニプラン4G	区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値	
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値		
(カ) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき（オ）に該当するときは除きます。			
種類	読み替える値	読み替え後の値	
スマホミニプラン4G	それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の5Gサービスの基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに5G契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（5G約款に定める次表の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）	
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン			
		データ通信総量速度規制、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ	

		通信総量速度規制の一時解除
スマホミニプラン4G	区分2及び区分3に定めるデータ量の最大値並びに区分3及び区分4に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値
ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプラン	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	
<p>コ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>サ 当社は、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制Ⅱを廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。</p> <p>シ サの規定により、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>		
区分		特定データ通信段階定額制Ⅱの適用
1	2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。
2	LTEサービスの利用の一	その一時休止日又は契約解除

<p>時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</p>
<p>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</p>

ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

- (ア) エの表の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始したとき。
- (イ) オの規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの種類を変更したとき。
- (ウ) シの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。
- (エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）

	<p>セ スまでの規定にかかわらず、次表に定める種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。</p> <table border="1" data-bbox="491 280 1447 407"> <tr> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>ピタットプラン 4G LTE</td> </tr> <tr> <td>新auピタットプラン</td> </tr> </table>	種類	ピタットプラン 4G LTE	新auピタットプラン												
種類																
ピタットプラン 4G LTE																
新auピタットプラン																
<p>(3)の19 特定のデータ通信への定額額制の適用 (auフラットプランプラス)</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（ケの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅳ」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅳには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 945 1447 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン7プラスN</td> <td>4,200円(4,620円)</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン7プラス</td> <td>4,200円(4,620円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信段階定額制Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）であること。</p> <table border="1" data-bbox="491 1326 1447 1453"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン7プラスN</td> <td>標準プランN</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン7プラス</td> <td>標準プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けていないこと。</p> <p>(ウ) LTE NET for DATA機能の提供を受けていないこと。</p> <p>(エ) 通信識別機能の適用について、承諾していること。</p> <p>ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制Ⅳの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ 特定データ通信定額制Ⅳの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 1991 1447 2031"> <tr> <th>区分</th> <th>特定データ通信定</th> </tr> </table>	種類	定額料	税抜額(税込額)	auフラットプラン7プラスN	4,200円(4,620円)	auフラットプラン7プラス	4,200円(4,620円)	種類	基本使用料の料金種別	auフラットプラン7プラスN	標準プランN	auフラットプラン7プラス	標準プラン	区分	特定データ通信定
種類	定額料															
	税抜額(税込額)															
auフラットプラン7プラスN	4,200円(4,620円)															
auフラットプラン7プラス	4,200円(4,620円)															
種類	基本使用料の料金種別															
auフラットプラン7プラスN	標準プランN															
auフラットプラン7プラス	標準プラン															
区分	特定データ通信定															

		額制Ⅳの適用の開始
1	特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2	特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3	特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行了されたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4	特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行了されたとき。	料金種別の変更があった日
5	特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅳの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅳの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅳの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅳを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅳを適用します。

カ 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅳの適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅳを廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
- (オ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅳの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。

ケ 特定データ通信定額制Ⅳを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

- (ア) エの表の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を開始したとき。
- (イ) オの規定により特定データ通信定額制Ⅳの種類を変更したとき。
- (ウ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止したとき。
- (エ) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅳの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅳの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅳの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅳの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。

(3)の20 特定のデータ通信への定額制の適用（使い放題MAX等）

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅴ」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅴには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

	種類	定額料
		税抜額(税込額)
データ MAX 定額2	使い放題MAX 4G	5,200円(5,720円)
	使い放題MAX 4G Net flixパック	6,200円(6,820円)
	使い放題MAX 4G Net flixパック(P)	6,290円(6,919円)
	使い放題MAX 4G ドラ マ・バラエティパック	6,900円(7,590円)
	使い放題MAX 4G DA ZNパック	7,900円(8,690円)
データ MAX 定額3	auマネ活プラン 4G	5,200円(5,720円)
	auマネ活プラン 4G N etflixパック	6,200円(6,820円)
	auマネ活プラン 4G N etflixパック(P)	6,290円(6,919円)
	auマネ活プラン 4G ド ラマ・バラエティパック	6,900円(7,590円)
	auマネ活プラン 4G D AZNパック	7,900円(8,690円)

イ 特定データ通信定額制Vは、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別が、特定データ通信定額制Vの種類に応じてそれぞれ次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）であること。

種類	基本使用料の料金種別
データMAX定額2、データMAX定額3	標準プラン2
データMAX定額1（次に定めるものをいいます。）、auデータMAXプランPro、auデータMAXプランNetflixパック	標準プランN
auデータMAXプラン	標準プラン

(イ) 特定データ通信段階定額制II又は特定データ通信定額制IVの適用を受けていないこと。

(ウ) LTE NET for DATA機能の提供を受けていないこと。

(エ) 通信識別機能の適用について、承諾していること。

ウ イの規定によるほか、データMAX定額3は、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）以外である契約者回線に限り、選択することができます。

エ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制Vの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行

います。

オ 特定データ通信定額制Vの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Vの適用の開始
1 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Vの申込みが、LTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Vの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Vの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Vの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Vの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Vの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Vを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行了されたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Vを適用します。

キ 特定データ通信定額制Vの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Vの適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Vの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Vの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Vを廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
- (オ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅳの適用の申込みがあったとき。

ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅴの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅳの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅴを選択した契約者は、々に規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅴの種類を変更したとき。

(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止したとき。

(エ) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅴの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅴの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅴの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）

シ 当社は、データMAX定額（データMAX定額1、データMAX定額2又はデータMAX定額3をいいます。以下同じとします。）の適用を受けている契約者回線との間のデータ通信に関する料金について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める値以下である場合、同表に定める額（以下この欄において「割引額」といい、サの規定により定額料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引（以下「小容量利用割引」といいます。）を行います。

(ア) (イ)以外の場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
3,221,225,472バイト（3ギガバイト）	1,500円(1,650円)

(イ) データMAX定額1の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
2,147,483,648バイト（2ギガバイト）	1,480円(1,628円)

ス データMAX定額の種類の変更があった場合又は契約移行があった場合（契約移行月において、5G約款に定めるデータM

A X 定額の適用を受けている場合に限り、種類の変更前の契約者回線又は契約移行前の 5 G 契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量を、シに定める累計課金対象データ量に合算します。

セ 小容量利用割引の割引額の日割り計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ 小容量利用割引は、その料金月の a u (L T E) 通信サービスの料金から減算することにより行います。

タ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、L T E サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

チ アの表に規定するほか、特定データ通信定額制 V には、次表に定める種類があります。

ただし、タまでの規定にかかわらず、この種類の特定データ通信定額制 V の適用又は同種類への変更を申し込むことはできません。

1 契約ごとに月額

種類		定額料
		税抜額(税込額)
データ MAX 定額1	データMAX 4G LTE	6,200 円(6,820 円)
	データMAX 4G LTE Netflix パック	7,200 円(7,920 円)
	データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック	7,900 円(8,690 円)
a u データMAX プラン Pro		6,200 円(6,820 円)
a u データMAX プラン Netflix パック		6,600 円(7,260 円)
a u データMAX プラン		7,700 円(8,470 円)

(3) の 21 特定のデータ通信への定額制の適用 (a u フラットプラン N)

ア 当社は、L T E 契約者からの申出により、その L T E デュアルの契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（ケの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制 VI」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制 VI には次表に定める種類があり、L T E 契約者は、基本使用料の料金種別に応じ

て、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
auフラットプラン 20N	4,720 円(5,192 円)
auフラットプラン 25 Netfli xパックN	5,870 円(6,457 円)

イ 特定データ通信定額制VIは、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
シンプルN、カケホN、スーパーカケホN

ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制VIの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信定額制VIの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制VIの適用の開始
1 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制VIの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時にされたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制VIの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制VIの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ LTE契約者は、特定データ通信定額制VIの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ

通信定額制Ⅵの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅵの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅵを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅵを適用します。

カ 特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅵの適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅵを廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅵの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通

種別の変更があったとき。	信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
<p>ケ 特定データ通信定額制Ⅵを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) エの表の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) オの規定により特定データ通信定額制Ⅵの種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更（対象プラン間のものに限ります。）があったとき。</p>	
区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅵの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用開始又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が</p>	

	<p>生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅵの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。</p>																
<p>(3)の 22 特定のデータ通信への2段階定額制の適用 (ダブル定額N(ケータイ))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)」を行います。)</p> <p>(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1106 1447 1321"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>500円(550円)</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td>205円(225.5円)</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>3,700円(4,070円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 1402 1447 1532"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.02円(0.022円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)は、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1697 1447 1783"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VKプランS(N)、VKプランM(N)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定す</p>	区分	料金額	税抜額(税込額)	定額料	500円(550円)	控除可能額	205円(225.5円)	上限定額料	3,700円(4,070円)	区分	料金額	税抜額(税込額)	適用額	0.02円(0.022円)	基本使用料の料金種別	VKプランS(N)、VKプランM(N)
区分	料金額																
	税抜額(税込額)																
定額料	500円(550円)																
控除可能額	205円(225.5円)																
上限定額料	3,700円(4,070円)																
区分	料金額																
	税抜額(税込額)																
適用額	0.02円(0.022円)																
基本使用料の料金種別																	
VKプランS(N)、VKプランM(N)																	

る日からとします。

区分	特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用の開始
1 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時にされたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時にされたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の申込みが、LTE サービスの種類の変更 (LTE デュアルへの変更又は第 1 種 LTE デュアルと第 2 種 LTE デュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時にされたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日
4 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更 (対象プランのものを除きます。)に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ 特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用の廃止を申し出ることができます。

カ 当社は、特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用を廃止します。

(ア) LTE サービスの利用の一時休止があったとき (その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) LTE 契約の解除があったとき。

(ウ) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ カの規定により、特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ)

イ) の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
4 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。

ク 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

(ア) エの表の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を開始したとき。

(イ) キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止

	<p>したとき。 (ウ) 特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日には基本使用料の料金種別の変更（対象プラン間のものに限ります。）があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="491 360 1447 819"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 360 730 405">区分</th> <th data-bbox="730 360 1447 405">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 405 730 611">適用開始日</td> <td data-bbox="730 405 1447 611">その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 611 730 819">適用終了日</td> <td data-bbox="730 611 1447 819">その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 サ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、LTE サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を新たに申し込むことはできません。れた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
<p>(3) の 23 VK プラン E (N) の契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>ア 当社は、基本使用料の料金種別が VK プラン E (N) の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（ア）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（イ）に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（イ）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。 （ア） 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 1982 1447 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1982 1074 2020">区分</th> <th data-bbox="1074 1982 1447 2020">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1982 1074 2020"></td> <td data-bbox="1074 1982 1447 2020"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額				
区分	料金額						

	税抜額(税込額)
適用額	0.04 円(0.044 円)
(イ) 控除可能額及び上限定額料	
1 契約ごとに月額	
区分	料金額 税抜額(税込額)
控除可能額	820 円(902 円)
上限定額料	4,200 円(4,620 円)
<p>イ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてV KプランE (N) の適用を開始した時点からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) L T Eサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) L T E契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) L T EシングルへのL T Eサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) V KプランE (N) 以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
区分	本取扱いの適用
1 L T Eサービスの利用の一時休止又はL T E契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 L T EシングルへのL T Eサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのL T Eサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
<p>カ 本取扱いの適用を受ける契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p> <p>キ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) ウの規定により本取扱いの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) オの表の区分1 (L T E契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)又は区分2の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</p>	
区分	起算日

	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、キの（ア）に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。）				
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの（イ）に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。）				
	ク 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。					
(3)の24 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスの利用に関する取扱い	<p>ア 契約者は、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線について、Amazonジャパン合同会社が提供するAmazonプライムを利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 656 1452 784"> <tr> <th colspan="2">特定データ通信定額の取扱い</th> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflixパック（P）</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ 契約者は、その契約者回線に係る情報及びAmazonプライムに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社及びAmazonジャパン合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ウ Amazonプライムの利用に係る手続き及び提供条件等については、当社及びAmazonジャパン合同会社が別に定めるところによります。</p> <p>エ アの取扱いについては、令和4年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（その終了、継続又は変更に係るものも含まれます。）については、当社が別に定めるところによります。</p>		特定データ通信定額の取扱い		使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflixパック（P）	
特定データ通信定額の取扱い						
使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflixパック（P）						
(3)の25 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用	<p>ア 当社は、(1)に定める特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用を受けている契約者回線(1)に定める対象サービスの提供を受けているものに限り、この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（以下、この欄において「au利用料金」といいます。）から(2)に定める額（以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。）を割引きます。</p> <p>この場合において、au利用料金が割引額に満たない場合は、割引額からau利用料金を差し引いた額を、au利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。</p> <p>(1) 特定データ通信定額の取扱い及び対象サービス</p> <table border="1" data-bbox="491 1780 1452 2027"> <thead> <tr> <th>特定データ通信定額の取扱い</th> <th>対象サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixパック、使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflix</td> <td>Netflixサービス TELASA（見放題プラン）</td> </tr> </tbody> </table>		特定データ通信定額の取扱い	対象サービス	使い放題MAX 4G Netflixパック、使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflix	Netflixサービス TELASA（見放題プラン）
特定データ通信定額の取扱い	対象サービス					
使い放題MAX 4G Netflixパック、使い放題MAX 4G Netflixパック（P）、auマネ活プラン 4G Netflix	Netflixサービス TELASA（見放題プラン）					

	xパック、auマネ活プラン 4G Netflixパック(P)、データMAX 4G LTE Netflixパック、auフラットプラン 25NetflixパックN	
	使い放題MAX 4G DAZNパック、auマネ活プラン 4G DAZNパック	DAZN (月間プラン)
	使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、auマネ活プラン 4G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック	TELASA (見放題プラン)
		FODプレミアム
		U-NEXT (Paraviベーシックプラン ドラマ・バラエティパック専用)
	auデータMAXプラン Netflixパック	Netflixサービス
備考 対象サービスは、それぞれ次表の右欄の者(以下この(3)の25において対象サービス提供者といたします。)が提供するサービスをいたします。		
	Netflixサービス	Netflix合同会社
	TELASA (見放題プラン)	TELASA株式会社
	DAZN (月間プラン)	DAZN Limited
	FODプレミアム	株式会社フジテレビジョン
	U-NEXT (Paraviベーシックプラン ドラマ・バラエティパック専用)	株式会社U-NEXT
(2) 割引額		
		1 契約ごとに月額
	対象サービス	割引額
		税抜額(税込額)
	Netflixサービス	900円(990円)
	TELASA (見放題プラン)	562円(618円)
	DAZN (月間プラン)	3,819円(4,200円)
	FODプレミアム	888円(976円)
	U-NEXT (Paraviベーシックプラン ドラマ・バラエティパック専用)	924円(1,017円)
イ アに定める取扱い(以下この欄において「本割引」といいます。)は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。		
ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。		
エ アの表に定める対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、その対象サービス		

	<p>の欄に定める割引額を日割りします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、その対象サービスに対応する対象特定データ通信定額の適用を受けていない場合、その料金月については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。</p> <p>カ 次表に定めるもの以外の対象データ通信定額に係るオの取扱い（TELASA（見放題プラン）又はNetflixサービスに係るものに限ります。）は、オ中「その料金月の末日」を「対象サービス提供者が定める、対象サービスに係る月額料金の課金日とされる日」に読み替えて適用します。</p> <table border="1" data-bbox="491 566 1449 694"> <tr> <td>使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、auマネ活プラン 4G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック</td> </tr> </table> <p>キ オ又はカの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。</p> <p>ク 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、キまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。</p> <p>ケ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>コ ケの規定のほか、アの(1)においてNetflixサービスを対象サービスとする特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社、沖縄セルラー電話株式会社及びNetflix合同会社の定める目的で利用します。Netflix合同会社の個人情報保護方針についてはNetflix.com/privacyをご参照ください。</p> <p>サ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。</p>	使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、auマネ活プラン 4G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック
使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、auマネ活プラン 4G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック		
<p>(3)の26 LTEデュアル系の特 定サービスを条 件とする割引の 適用</p>	<p>ア 当社は、(ア)に定めるデータ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象プラン」といいます。）の適用を受けているLTEデュアルの契約者回線（(イ)に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（以下、この欄において「au利用料金」といいます。）から(イ)に定める額（以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場</p>	

合はその額とします。)を割引きます。

この場合において、a u利用料金が割引額に満たない場合は、割引額からa u利用料金を差し引いた額を、a u利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。

(ア) データ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別

データ通信料に係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）及び特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）
基本使用料の料金種別	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）

(イ) 対象サービス及び割引額

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN（月間プラン）	100円(110円)
備考 対象サービスは、次表の右欄の者（以下この(3)の26において対象サービス提供者とといいます。）が提供するサービスをいいます。	
DAZN（月間プラン）	DAZN Limited

イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

エ 対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、割引額を日割りします。

オ アの規定にかかわらず、料金月の末日において対象プランの適用を受けていない場合、その料金月については、本割引を適用しません。

カ オの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引を適用しません。

キ 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、カまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。

ク 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

ケ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サ

	ービス提供者及び当社が別に定めるところによります。				
<p>(4) LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用</p>	<p>ア 当社は、LTEデュアルの契約者回線（第3種LTEデュアルに係るもの又はデータ定額型プラン（(ア)に定める基本使用料の料金種別、特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているものを除きます。）に係るデータ通信料（この約款の規定により支払いを要することとされるデータ通信料（(6)のアの表に定めるデータ通信料及び(6)の3に定める購入データ量に係るデータ通信料を除きます。）であって、第1（基本使用料等）1（適用）(24)、(26)の3、(27)、(28)又は当社が別に定めるau（LTE）通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。）について、(イ)に定める額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、データ通信料の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別		ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン	
	基本使用料の料金種別				
	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン				
	<p>(イ) 上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)</td> </tr> </table>	区分	料金額	上限定額料	税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)
区分	料金額				
上限定額料	税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)				
<p>イ 当社は、次のいずれかの規定により本取扱いの適用を開始若しくは廃止した場合があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める上限定額料を日割りします。</p> <p>(ア) LTEサービスの提供を開始したとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの再利用を行ったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの種類の変更（LTEシングルとLTEデュアルの間変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）があったとき。</p> <p>(エ) データ定額型プランの適用の開始又は廃止があったとき。</p> <p>(オ) LTE契約の解除があったとき（契約移行があったときに限ります。）。</p>					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を開始した場</td> </tr> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を開始した場	
区分	起算日				
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を開始した場				

		合は、その適用を開始した日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日)						
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を廃止した場合はその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日の前日)						
	ウ ア及びイの規定によるほか、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。							
(5) LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限	<p>ア 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との間のデータ通信（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている場合は、特定海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したものに限ります。ただし、その契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴに対応した端末設備（所定の技術的条件に合致するものに限ります。）と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。）について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/s（特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信段階定額制Ⅱ（スマホミニプラン4Gに限ります。）の適用を受けている場合、特定海外定額対象利用以外のデータ通信については最高300kbit/sとします。）に制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、(6)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、mamorinoWatchプラン若しくはジュニアケータイプランの場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)から(シ)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> </table> <p>(イ) 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ-ii）の適用を受けているもの</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">種類</td> <td style="width: 50%;">総量速度規制データ量</td> </tr> </table>		総量速度規制データ量		7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）		種類	総量速度規制データ量
総量速度規制データ量								
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）								
種類	総量速度規制データ量							

データ定額 1、データ定額 1 (V)、データ定額 1 (ケータイ/V)、データ定額 1 (ケータイ/V)	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)
データ定額 2、データ定額 2 (V)、データ定額 2 (ケータイ/V)、データ定額 2 (ケータイ/V)	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)
データ定額 3、データ定額 3 (V)、データ定額 3 (ケータイ/V)、データ定額 3 (ケータイ/V)	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)
データ定額 5、データ定額 5 (V)、データ定額 5 (ケータイ/V)、データ定額 5 (ケータイ/V)	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)
データ定額 8、データ定額 8 (V)、データ定額 8 (ケータイ/V)	8,589,934,592 バイト (8 ギガバイト)
データ定額 10、データ定額 10 (V)、データ定額 10 (ケータイ/V)	10,737,418,240 バイト (10 ギガバイト)
データ定額 13、データ定額 13 (V)、データ定額 13 (ケータイ/V)	13,958,643,712 バイト (13 ギガバイト)
データ定額 20、データ定額 20 (V)	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
データ定額 30、データ定額 30 (V)	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)
(ウ) 特定データ通信 2 段階定額制、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i)、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - ii) 若しくは特定データ通信 2 段階定額制 II (ケータイ) の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V) 又は LTE フラット for DATA (m) ds のもの	
総量速度規制データ量	
2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)	
(エ) 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - i) 若しくは特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別が VK プラン E (N) のもの	
総量速度規制データ量	
2,684,354,560 バイト (2.5 ギガバイト)	
(オ) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制 (V) の適用を受けているもの	
総量速度規制データ量	
(3) の 12 又は (3) の 13 のアの表の区分 4 に定めるデータ量の最大値 (同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え	

後の値とします。)に 16, 106, 127, 360 バイト (15 ギガバイト) を加算した値	
(カ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けているもの	
種類	総量速度規制データ量
スマホミニプラン4G	(3)の18のアの表の区分3に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を加算した値
ピタットプラン4GLTE、新auピタットプラン	(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に3,221,225,472バイト(3ギガバイト)を加算した値
(キ) 特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けているもの	
種類	総量速度規制データ量
auフラットプラン20、auフラットプラン20(V)	21,474,836,480バイト(20ギガバイト)
auフラットプラン30、auフラットプラン30(V)	32,212,254,720バイト(30ギガバイト)
(ク) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けているもの	
種類	総量速度規制データ量
auフラットプラン7プラス	7,516,192,768バイト(7ギガバイト)
auフラットプラン7プラスN	7,516,192,768バイト(7ギガバイト)
(ケ) 特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けているもの	
種類	総量速度規制データ量
使い放題MAX 4G、auマネ活プラン 4G、データMAX 4G LTE、auデータMAXプランPro	32,212,254,720バイト(30ギガバイト)
使い放題MAX 4G Netflixパック、使い放題MAX 4G Netflixパック(P)、auマネ活プラン 4G Netflixパック、auマネ活プラン 4G Netflixパック(P) auマネ活プラン 4G DAZNパック、使い放題MAX 4G DAZNパック、データMAX 4G LTE Netflixパック	64,424,509,440バイト(60ギガバイト)
使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、auマネ活プラン 4	75,161,927,680バイト(70ギガバイト)

G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック	
auデータMAXプラン Netflixパック	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)
auデータMAXプラン	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
(コ) 特定データ通信定額制VIの適用を受けているもの	
種類	総量速度規制データ量
auフラットプラン20N	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
auフラットプラン25 NetflixパックN	26,843,545,600 バイト (25ギガバイト)
(サ) 第3種LTEデュアルに係るもの	
総量速度規制データ量	
0バイト	
(シ) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの	
基本使用料の料金種別	総量速度規制データ量
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン	322,122,547,200 バイト (300メガバイト)
ウォッチナンバープラン	268,435,456,000 バイト (250メガバイト)
ケータイカケホプラン、タブレットプランライト 4G	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプランds	0バイト
タブレットプラン3 4G	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
タブレットプラン20	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
タブレットプラン50 4G	53,687,091,200 バイト (50ギガバイト)
LTEモジュールダブル定額	314,572,800 バイト (300メガバイト)
LTE Mid、LTE High	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
イ その契約者回線について、(13)に定める総量速度規制データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の総量速度規制データ量をアに定める総量速度規制データ量として取り扱います。	

ウ 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルータープラン、WiMAX2+フラットforHOME又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のものに限ります。）について、第1（基本使用料等）1（適用）(26)又は(26)の2の適用を受けている場合、次表に定める加算データ量をアに定める総量速度規制データ量に加算して、データ通信総量速度規制を行います。

加算データ量
24,696,061,952バイト（23ギガバイト）

エ ウの取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から移動することはできません。

オ 当社は、エの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行います。

カ 料金月の起算日以外の日、LTEサービスの種類の変更、基本使用料の料金種別の変更又は、特定データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくはその種類の変更又は契約移行その他LTEサービスの料金に係る取扱いの変更等があった場合（その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合があります。）、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。

ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ウに定める加算データ量を総量速度規制データ量に含めないものとし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）及び特定データ通信段階定額制Ⅱ（以下この欄において「段階定額制」といいます。）の総量速度規制データ量については、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）とします。

キ 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、カの規定によりその適用の廃止（他の段階定額制又は契約移行と同時に行われた5G約款に定めるデータ段階定額の適用の申込みによるものを除きます。）があった場合、カの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、次表に定める値を加算した値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。

段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の12のア、(3)の13のア又は(3)の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変

	<p>更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。)から、1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を差し引いた値</p> <p>① スマホミニプラン4Gの適用の廃止があった場合</p> <table border="1" data-bbox="507 320 1431 405"> <tr> <td>3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)</td> <td>4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)</td> </tr> </table> <p>② ピタットプラン4GLTE又は新auピタットプランの適用の廃止があった場合</p> <table border="1" data-bbox="507 488 1431 573"> <tr> <td>4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)</td> <td>7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)</td> </tr> </table> <p>③ ①又は②以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="507 613 1431 698"> <tr> <td>5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)</td> <td>21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)</td> </tr> </table> <p>ク データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)						
4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)						
5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)						
<p>(5)の2 データ通信総量速度規制の適用除外</p>	<p>ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線 (次のいずれかに該当するものに限り) との間のデータ通信 (沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、別表1 (オプション機能) 第19欄に規定するハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信 (同19欄に定めるものをいいます。) に限り) に係る累計課金対象データ量について、(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。) を行います。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX (L) 又はWiMAX2+フラットforHOME (L) のもの。</p> <p>(イ) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (この約款又はLTE約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。) に係る判定用回線として指定されたものであって、第4種定期LTE契約に係るもの</p> <p>イ 当社は、アに定める第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線について、次表に定める期間、本取扱いを適用します。</p> <table border="1" data-bbox="491 1778 1447 2027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アの(ア)に該当する場合</td> <td>アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間</td> </tr> <tr> <td>アの(イ)に該当する場合</td> <td>その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間	アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄
区分	期間						
アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間						
アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄						

	<p>セルラー電話株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</p>						
<p>(5)の3 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</p>	<p>ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX（L）又はWiMAX2+フラットforHOME（L）のものに限ります。）について、第52条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、第2種LTEシングルの契約者回線又は第4種LTEシングル（基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX（L）又はWiMAX2+フラットforHOME（L）であって、第1（基本使用料等）1（適用）(26)又は(26)の2の適用を受けているものに限ります。）について、他の契約者回線に比し、第52条第1項第6号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。</p> <p>ウ 当社は、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、第52条の規定を適用するほか、データ通信の伝送速度をそれぞれ同表の右欄に定める値とします。</p> <table border="1" data-bbox="491 1317 1452 1570"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニアケータイプランME</td> <td>最高1Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td> <td>最高128kbit/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、LTEデュアルの契約者回線（特定データ通信定額制Vの適用を受けているものに限ります。）については、第52条の規定を適用するほか、当社所定のサービスの利用に際し、データ通信の伝送速度を制限します。</p>	基本使用料の料金種別	伝送速度	ジュニアケータイプランME	最高1Mbit/s	ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン	最高128kbit/s
基本使用料の料金種別	伝送速度						
ジュニアケータイプランME	最高1Mbit/s						
ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン	最高128kbit/s						
<p>(6) データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い（エクストラオプション）</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が(5)のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量速度規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="491 1944 1452 2024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	税抜額		
区分	単位			料金額			
		税抜額					

			(税込額)
データ通信料	① ②以外の場合	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)ごとに	2,500円 (2,750円)
	② その料金月の末日(料金月の末日以外の日にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。)において、特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制(V)を除きます。)若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用又はケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン若しくはVKプランE(N)の基本使用料の料金種別の適用を受けている場合	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)ごとに	1,000円 (1,100円)
<p>イ アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの種類に応じて算定します。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の廃止(以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、(6)の3の適用を受けていないものに限りに、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けているもの。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がVKプランE(N)、LTEフラットfor DATA又はWiMAX2+フラットプランのもの。</p> <p>(ウ) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であって、次表のいずれかに該当する契約者回線</p>			
LTEデ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定		

ユアル	額制（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ以外の特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの
LTEシングル	基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン4G、タブレットプラン34G、タブレットプラン504G、タブレットプランライト4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds（L）又は無線LANSTICKプランds以外のもの

エ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ 本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。

ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき（契約移行による場合は、その契約移行と同時にエクストラオプション対象外プラン（それを選択することにより、5G約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を廃止することとなる5Gサービスの基本使用料の料金種別等をいいます。）を選択したときに限ります。）。

(ウ) 対象データ通信定額の適用の廃止（他の対象データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

(エ) 特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信2段階定額の取扱い若しくは対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。

(カ) ケータイプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニ

	<p>ア ケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)、Quastationプランds若しくは無線LAN STICKプラン dsへの基本使用料の変更又は選択があったとき。</p> <p>キ カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 689 1447 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 689 850 734">区分</th> <th data-bbox="850 689 1447 734">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 734 850 902">1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="850 734 1447 902">その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 902 850 1025">2 カの(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="850 902 1447 1025">その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。	2 カの(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
2 カの(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
<p>(6)の2 総量速度規制データ量の繰越適用 (データくりこし)</p>	<p>ア 当社は、その料金月におけるLTEサービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合、総量速度規制データ量を超える部分(以下「超過データ量」といいます。)が、前月からの繰越データ量(前料金月において、ウの規定により算出されたデータ量をいいます。以下同じとします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ アに定める取扱い(以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。)は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。</p> <p>(ア) (6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。</p> <p>(イ) 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングル契約者回線については、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアル契約者回線であること。</p> <table border="1" data-bbox="491 1814 1447 2020"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1814 734 1899">特定データ通信定額制Ⅱ</td> <td data-bbox="734 1814 1447 1899">データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額20、データ定額30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1899 734 2020">特定データ通信定額制Ⅱ(V)</td> <td data-bbox="734 1899 1447 2020">データ定額5(V)、データ定額8(V)、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額20(V)、データ定額30(V)</td> </tr> </tbody> </table>	特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額20、データ定額30	特定データ通信定額制Ⅱ(V)	データ定額5(V)、データ定額8(V)、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額20(V)、データ定額30(V)		
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額20、データ定額30						
特定データ通信定額制Ⅱ(V)	データ定額5(V)、データ定額8(V)、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額20(V)、データ定額30(V)						

特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-i)	データ定額5 (ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-ii)	データ定額5 (ケータイ/V)、データ定額8 (ケータイ/V)、データ定額10 (ケータイ/V)、データ定額13 (ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅲ	auフラットプラン20、auフラットプラン30
特定データ通信定額制Ⅲ (V)	auフラットプラン20 (V)、auフラットプラン30 (V)
特定データ通信定額制Ⅵ	auフラットプラン20N、auフラットプラン25 NetflixパックN
基本使用料の料金種別	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTAB、LTEフラットforDATA (m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA (m) ds、LTEフラットforTab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラットforDATA (m/L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds

(ウ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全ての電気通信回線について、(ア)及び(イ)の規定(5G約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)に該当すること。

ウ 繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。

エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は0とします。

(ア) その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たしていないとき(その料金月の末日に、イの全ての規定を満たすこととなったときを含みます。)

(イ) その料金月の末日において、そのLTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ウ) その料金月において、次表に定める種類の特定データ通信の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用の申込みがあったとき(その申込み後、その料金月の末日に、イの(イ)に定める基本使用料の料金種別等の適用の申込みがあったときを含みます。)

特定データ通信の取扱い	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ
基本使用料の料金種別	タブレットプラン3 4 G、タブレットプラン 50 4 G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン
<p>(エ) その他当社が別に定める事由に該当するとき。</p> <p>オ その契約者回線について、別表1（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に 524,288,000 バイト（500 メガバイト）を合算して、本取扱いを適用します。</p> <p>ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。</p>	
基本使用料の料金種別	
LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA（m）、タブレットプランds、LTEフラット for DATA（m）ds、LTEフラット for Tab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラット for DATA（m/L）	
<p>カ その契約者回線について、(13)に定める繰越データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の前月からの繰越データ量をアに定める前月からの繰越データ量として取り扱います。</p> <p>キ カまでの規定によるほか、次表に定める変更前プランから変更後プランへの変更等（基本使用料の料金種別の変更若しくは特定データ通信定額種類の変更又は契約移行をいいます。以下このキにおいて同じとします。）があった場合であって、その変更等があった日を含む料金月の変更後プランの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたときは、その超過データ量が、この約款又は当社の5G約款に定める前月からの繰越データ量（変更前プランについて、この約款又は当社の5G約款に定める総量速度規制データ量の繰越適用を適用した場合は、そのデータ量を差し引いた値とします。）を超えるまでの間、その変更後プランの契約者回線について、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p>	
変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等
変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの
ク 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制	

	<p>(V) 又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線 ((3)の12の力、(3)の13の力又は(3)の18の力に定める取扱いを受けたものに限り、)については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。</p>										
<p>(6)の3 データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い (データチャージオプション)</p>	<p>ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分(以下「超過データ量Ⅱ」といいます。)が、キの規定により登録した購入データ量(その料金月以前にこの(6)の3に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量(以下「購入残データ量」といいます。))を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V) 又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がそれぞれ次表の右欄の区分に定めるデータ量の最大値((3)の12、(3)の13又は(3)の18の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い(以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。)を行います。</p> <table border="1" data-bbox="491 1064 1449 1317"> <tr> <td>特定データ通信段階定額制</td> <td>(3)の12のアの表の区分4</td> </tr> <tr> <td>特定データ通信段階定額制(V)</td> <td>(3)の13のアの表の区分4</td> </tr> <tr> <td>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)</td> <td>(3)の18のアの表の区分3</td> </tr> <tr> <td>特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り、)</td> <td>(3)の18のアの表の区分2</td> </tr> </table> <p>ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線であって、(6)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの</p> <table border="1" data-bbox="491 1527 1449 2022"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds</td> </tr> </tbody> </table>	特定データ通信段階定額制	(3)の12のアの表の区分4	特定データ通信段階定額制(V)	(3)の13のアの表の区分4	特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)	(3)の18のアの表の区分3	特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り、)	(3)の18のアの表の区分2	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds
特定データ通信段階定額制	(3)の12のアの表の区分4										
特定データ通信段階定額制(V)	(3)の13のアの表の区分4										
特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限ります。)	(3)の18のアの表の区分3										
特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り、)	(3)の18のアの表の区分2										
基本使用料の料金種別											
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA (m) ds、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds (L)、LTEフラット for DATA (m/L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds											

(イ) LTE NET機能機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けているもの。

エ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。

カ エの申出があった場合のほか、(ア)のいずれかに該当する場合((イ)のいずれかに該当する場合を除きます。)は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。

ただし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV若しくは特定データ通信定額制Vの適用又はケータイプラン、ウォッチナンバープラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G若しくは無線LAN STICKプラン dsの料金種別の適用の申込みがあった場合は、(イ)の③に該当する場合であっても、この取扱いを適用します。

(ア) 適用条件

- ① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制を除きます。)の適用の申込みがあったとき。
- ② ウの(ア)に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があったとき。
- ③ その契約者回線をナンバーシェア副回線として指定するナンバーシェア機能の提供を開始したとき。

(イ) 除外条件

- ① その契約者回線について、(6)の適用を受けているとき。
- ② その契約者回線について、ウの(イ)に該当しないとき。
- ③ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

キ LTE契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプI	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプII	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプIII	1,610,612,736 バイト	62 日

	(1.5 ギガバイト)	
タイプⅣ	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)	62 日
タイプⅤ	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)	62 日
(イ) 開始条件		
区分	内容	
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はコに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。	
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。	
コースⅢ	その登録が完了した時点。	
<p>ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録、当社所定のカードによる購入データ量の登録又は特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ⅴ）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。</p> <p>ケ 削除</p> <p>コ ア及びイの規定によるほか、当社は、LTE 契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。</p> <p>サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。</p> <p>（ア）登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は（3）の12の力、（3）の13の力若しくは（3）の18の力の取扱いが行われたとき。</p> <p>（イ）特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ⅴ）又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録（超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がそれぞれイの表の右欄の区分に定めるデータ量の最大値（（3）の12、（3）の13又は（3）の18の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超える前に行ったものに限ります。）があったとき。</p>		
種類	単位	データ通信料 税抜額(税込額)
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガバイト	550 円(605 円)

	ごとに	
タイプⅡ	購入データ量 1 ギガバイトごとに	1,000 円 (1,100 円)
タイプⅢ	購入データ量 1.5 ギガバイトごとに	1,500 円 (1,650 円)
タイプⅣ	購入データ量 3 ギガバイトごとに	3,000 円 (3,300 円)
タイプⅤ	購入データ量 5 ギガバイトごとに	5,000 円 (5,500 円)

シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います。

ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。

セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) ウの規定に反することとなったとき。

ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。

タ (3)の12の力、(3)の13の力又は(3)の18の力の規定により、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。

チ 当社は、その契約者回線について、(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。

この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。

ツ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、(13)に定めるデータ量の増減適用その他のデータ通信料に関する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を適用するために、その契約者回線に係る情報(本取扱いの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が、その契約者回線との間で

	<p>本取扱いの適用を受けることができる他の契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することを承諾していただきます。</p> <p>テ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅡ又はタイプⅧに係るものに限ります。）又は中部テレコミュニケーション株式会社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅠに係るものに限ります。）への通信を行うことはできません。</p> <p>ト データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(7) 海外定額対象回線に係る海外定額対象利用の制限	<p>当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信（海外定額対象利用に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、第 52 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、当社の電気通信設備において取り扱う海外定額対象利用に係るデータ通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の a u (L T E) 通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その海外定額対象回線との間のデータ通信の伝送速度を制限することがあります。</p>		
(8) L T E サービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>L T E デュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。）又は L T E シングルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="491 1272 1449 1568"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン
基本使用料の料金種別			
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン			
(9) 削除	削除		
(10) L T E モジュールフラットの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>L T E モジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別が L T E モジュールフラットのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p>		
(11) L T E モジュールに係る基本使用料の料金種別によるデータ	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択している L T E モジュール契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の</p>		

<p>通信料の減額適用</p>	<p>月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 280 1452 698"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T E L o w</td> <td>0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分</td> </tr> <tr> <td>L T E M i d</td> <td>0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分</td> </tr> <tr> <td>L T E H i g h</td> <td>0円から税抜額4,608円(税込額5,068.8円)までの部分</td> </tr> <tr> <td>L T Eモジュールダブル定額</td> <td>0円から税抜額300円(税込額330円)までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	L T E L o w	0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分	L T E M i d	0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分	L T E H i g h	0円から税抜額4,608円(税込額5,068.8円)までの部分	L T Eモジュールダブル定額	0円から税抜額300円(税込額330円)までの部分	
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額											
L T E L o w	0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分											
L T E M i d	0円から税抜額921.6円(税込額1,013.76円)までの部分											
L T E H i g h	0円から税抜額4,608円(税込額5,068.8円)までの部分											
L T Eモジュールダブル定額	0円から税抜額300円(税込額330円)までの部分											
<p>(12) L T Eモジュールの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>ア L T Eモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="491 1489 1452 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>上限定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T E L o w</td> <td>800円(880円)</td> </tr> <tr> <td>L T E M i d</td> <td>1,500円(1,650円)</td> </tr> <tr> <td>L T E H i g h</td> <td>2,300円(2,530円)</td> </tr> <tr> <td>L T Eモジュールダブル定額</td> <td>2,000円(2,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてL T Eモジュールダブル定額の適用を開始した日からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、L T Eモジュール契約の解除があった場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p>	基本使用料の料金種別	上限定額料	税抜額(税込額)	L T E L o w	800円(880円)	L T E M i d	1,500円(1,650円)	L T E H i g h	2,300円(2,530円)	L T Eモジュールダブル定額	2,000円(2,200円)
基本使用料の料金種別	上限定額料											
	税抜額(税込額)											
L T E L o w	800円(880円)											
L T E M i d	1,500円(1,650円)											
L T E H i g h	2,300円(2,530円)											
L T Eモジュールダブル定額	2,000円(2,200円)											

	<p>オ エの規定により本取扱いの適用を廃止する場合、契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りをを行います。</p> <table border="1" data-bbox="491 481 1458 784"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）						
<p>(13) データ量の増減適用に係る取扱い (データギフト)</p>	<p>ア データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線の契約者（以下この欄において「分配契約者」といいます。）は、次表に定める取扱い（以下「データ量の増減適用」といいます。）を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 985 1458 1534"> <thead> <tr> <th>データ量の増減適用</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総量速度規制データ量の増減適用</td> <td>その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線（沖縄セルラー電話株式会社のLTEサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の総量速度規制データ量を増量させる取扱い</td> </tr> <tr> <td>繰越データ量の増減適用</td> <td>分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。</p> <p>(ア) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）の適用を受けていないとき（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン（V）であるときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額20又はデータ定額30に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額20（V）又はデータ定額30（V）に限ります。）の適用を受けているとき。</p>	データ量の増減適用	内容	総量速度規制データ量の増減適用	その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線（沖縄セルラー電話株式会社のLTEサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の総量速度規制データ量を増量させる取扱い	繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い
データ量の増減適用	内容						
総量速度規制データ量の増減適用	その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線（沖縄セルラー電話株式会社のLTEサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の総量速度規制データ量を増量させる取扱い						
繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い						

(ウ) LTEシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。

基本使用料の料金種別	
タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for DATA又はWiMAX2+フラットプラン	

(エ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に、(ア)から(ウ)の規定(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める(ア)から(ウ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社のLTEサービスの他網契約者回線が含まれるとき。

ウ 分配契約者は、データ量の増減適用を受けるにあたり、次の各号に定める事項を指定していただきます。

(ア) 総量速度規制データ量又は繰越データ量を増量させる契約者回線又は他網契約者回線(以下「受領契約者回線」といいます。)

(イ) 増量させるデータ量(以下「分配データ量」といいます。)

エ 分配契約者は、分配データ量を、当社が別に定める方法により、次表に定める単位で指定していただきます。

分配データ量の単位
536,870,912バイト(0.5ギガバイト)

オ 当社は、ウに定める指定があったときは、次の順位に従ってデータ量の増減適用を行います。

順位	データ量の増減適用
1	総量速度規制データ量の増減適用
2	繰越データ量の増減適用

カ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、データ量の増減適用を行いません。

(ア) 受領契約者回線(契約者回線に限ります。)について、次のいずれかに該当する場合。

① データ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。

② イに定めるいずれかの事由に該当する場合。

(イ) 受領契約者回線(他網契約者回線に限ります。)について、次のいずれかに該当する場合。

① 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。

② 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるイに定める事由に相当する規定のいずれか事由に該当する場合。

(ウ) 分配契約者回線に係る総量速度規制残データ量(総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデー

タ量をいいます。以下同じとします。)と繰越残データ量を合算したデータ量から当社が別に定める値を差し引いたデータ量が、分配データ量に満たない場合。

(エ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が、同一のau一括請求グループに所属していない場合、第1(基本使用料等)1(適用)(24)若しくは(26)の3に定める同一の割引選択回線群に所属していない場合又は「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」に基づきそのLTEサービスに係る料金その他の債務について一括して請求する取扱いを受けていない場合。

(オ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が同一のデータ量共有回線群に所属している場合。

(カ) 当社の業務の遂行上支障がある場合。

キ 当社は、データ量の増減適用を行うにあたり、分配契約者回線及び受領契約者回線に係る総量速度規制データ量又は前月からの繰越データ量について、次表のとおり取り扱います。

区分	増減適用後の総量速度規制データ量	増減適用後の前月からの繰越データ量
分配契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量から、総量速度規制データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量から、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
受領契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量に、総量速度規制データ量に係る分配データ量を加えたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量に、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を加えたデータ量

ク データ量の増減適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(14) 共有回線群に係るデータ量共有適用
(データシェア)

ア 共有回線群に係るデータ量共有適用(以下この欄において「本共有適用」といいます。)とは、データ量共有回線群(ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。)を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等(次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等(次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制II、小容量利用割引、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用及び

データ量の増減適用並びにLTEデータプリペイドの提供を行うことをいいます。

総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等
累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量
総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量
総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量
超過データ量	共有超過データ量
前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量
繰越残データ量	共有繰越残データ量
超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ
購入データ量	共有購入データ量
購入残データ量	共有購入残データ量
前払いデータ量	共有前払い等データ量
前払い残データ量	共有前払い等残データ量

イ アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。

共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
共有前払い等データ量	共有総量速度規制データ量、共有前月からの繰越データ量及び共有購入データ量を合算したデ

	データ量
共有前払い等 残データ量	共有前払い等データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
備考	
<p>1 そのデータ量共有回線群に段階定額制（この約款若しくはLTE約款に定める特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱ又は5G約款に定めるデータ段階定額をいいます。以下この(14)において同じとします。）の適用を受けている電気通信回線（以下この(14)において「段階定額制適用回線」といいます。）が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。</p>	
<p>そのデータ量共有回線群を構成する電気通信回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の電気通信回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量</p>	
<p>2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合（(3)の12の力、(3)の13の力若しくは(3)の18の力又はLTE約款若しくは5G約款に定める段階定額制に係るこれらに相当する規定（以下この(14)において「相当規定」といいます。）に定める取扱いを受けた場合に限り、共有前月からの繰越データ量を0とします。</p>	
<p>3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(3)の12の力、(3)の13の力若しくは(3)の18の力の又は相当規定により、段階定額制の定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。</p>	
<p>ウ データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線、LTE約款若しくは5G約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択する電気通信回線をいいます。</p>	
<p>エ 本共有適用は、LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線（LTEサービスについては、データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外のものに限り、選択することができます。</p>	
基本使用料の料金種別	
タブレットプラン3 4G又はタブレットプラン50 4G	
<p>オ 本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p>	
<p>カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p>	
<p>(ア) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第1種LTEデ</p>	

デュアル、第2種LTEデュアル又は5Gデュアルに係るものに限ります。)の数が2以上となる時。

(イ) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線(それぞれ第3種LTEデュアル、LTEシングル、LTEデータプリペイド又は5Gデュアルに係るものに限ります。)の数が6以上となる時。

(ウ) その契約者回線に係るauIDが、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なる時。

(エ) その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと同一のauIDの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となる時。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障がある時。

キ オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。

ク 本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ケ 当社は、au約款に定めるところにより、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利用可能期間(この約款又はLTE約款に定めるLTEデータプリペイドに係るものをいいます。以下同じとします。)のうち、最長のものを、そのデータ共有回線(LTEサービス又は5Gサービスに係るものに限ります。)に係る解除有効期間として取扱います。

(ア) その契約者回線について、本共有適用を開始した時。

(イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があった時。

(ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量速度規制の一時解除に係る購入データ量の登録があり、その登録に係るデータ総量速度規制の一時解除が行われた時。

(エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われた時。

コ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があった時。

(イ) 契約者の地位の承継があった時。

- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき
- (エ) LTE契約又はLTEデータプリペイド契約の解除があったとき。
- (オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。
- (カ) その契約者回線に係る a u I D が、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係る a u I D と異なることとなったとき。
- (キ) エの表に定める基本使用料の料金種別への変更又は選択があったとき。

サ コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本共有適用
1 2又は3以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
2 コの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
3 コの(キ)により本共有適用を廃止したとき。	当社が別に定める時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。

シ ア及びビの規定にかかわらず、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします。

ス コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。

ただし、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(3)の12、(3)の13若しくは(3)の18又は相当規定に定めるところによります。

セ スの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が0となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。

ソ 本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(15) 長期利用を条件とするデータ量の増量適用（長期優待データギフト）

ア 当社は、LTEサービスの契約者回線（（ア）に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り。）について、LTEサービスの利用月数に応じて、加算対象料金月（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）において、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に（イ）に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。

（ア）適用条件

- ① 特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅲ、データ通信定額制Ⅲ（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵを除きます。）の適用を受けているもの。
- ② 基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン（V）であるもの。

（イ）加算データ量

- ① その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（②及び③に定めるものを除きます。）を受けている場合

LTEサービスの利用月数	加算データ量
48 か月を超え 84 か月以内の場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
84 か月を超え 120 か月以内の場合	1,610,612,736 バイト (1.5ギガバイト)
120 か月を超える場合	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)

- ② その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限り。）を受けている場合又は基本使用料がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合

LTEサービスの利用月数	加算データ量
48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5ギガバイト)
84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75ギガバイト)
120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)

- ③ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額1、データ定額1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額1（ケータイ

	<p style="text-align: center;">／V) に限ります。)を受けている場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">LTEサービスの利用月数</th> <th style="text-align: center;">加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">84 か月を超え 120 か月以内の場合</td> <td style="text-align: center;">322, 122, 547 バイト (0.3 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120 か月を超える場合</td> <td style="text-align: center;">536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いに係る加算対象月とは、次の各号に定める料金月をいいます。 (ア) LTEサービスの利用月数が、49 か月となる料金月。 (イ) LTEサービスの利用月数が、49 か月に3の倍数となる月数を加えた料金月。</p> <p>ウ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	84 か月を超え 120 か月以内の場合	322, 122, 547 バイト (0.3 ギガバイト)	120 か月を超える場合	536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量						
84 か月を超え 120 か月以内の場合	322, 122, 547 バイト (0.3 ギガバイト)						
120 か月を超える場合	536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)						
<p>(16) データ証票に係る取扱い (データプレゼント)</p>	<p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量又はLTEデータプリペイドに係る前払いデータ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。</p> <p>イ LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線（LTEサービスについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線あって、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を受けることができます。</p> <p>(ア) データ証票を購入し、それを他の契約者回線等（その契約者回線に係るauIDと異なるauIDの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線であって、LTEサービス又は5Gサービス（それぞれのLTE約款又は5G約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）若しくはLTEデータプリペイドに係るもの）をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者に譲渡すること。</p> <p>(イ) 当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。</p> <p>(ウ) 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。</p> <p>ウ 購入残データ量（共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとします。）が16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又は沖縄セルラー電話株式会社が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ</p>						

	<p>証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(17) データ通信料の減免</p>	<p>au (LTE) 通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信 (LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。)については、その料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

- (2) 基本使用料の料金種別がVKプランS(N)、VKプランM(N)、LTEプラン、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.1 円(税込額 0.11 円)

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

2-3 LTEモジュールに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	LTE Low	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTE Mid	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTE High	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTEモジュールフラット	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)
	LTEモジュールダブル定額	税抜額 1.0 円(税込額 1.1 円)

第4 削除

第5 削除

第5の2 LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等

1 適用

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用については、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用															
(1) 前払いデータ通信料等及び前払いデータ量の適用	<p>ア LTEデータプリペイド契約者は、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）に定める前払いデータ通信料を登録するときは、次表に定める利用可能条件（登録した2（料金額）に定める前払いデータ量に係るデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この1（適用）において同じとします。）の利用を可能とする時点をいいます。）を指定して、登録していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用可能条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>利用可能期間を経過した時点</td> </tr> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>その登録が完了した時点</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定によるほか、その契約者回線に係る最初の前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信の利用を可能とします。</p> <p>ウ LTEデータプリペイド契約者は、アで指定した利用可能条件に定める時点又はイに定める登録が完了した時点から2（料金額）に定める利用可能日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、その契約者回線に係る課金対象データ量（その契約者回線との間のデータ通信に係る課金対象データの総情報量をいいます。以下この1（適用）において同じとします。）が次表に定める利用可能データ量に到達するまでの間、データ通信を行うことができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用可能データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> <td>2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量</td> </tr> <tr> <td>(イ) 最初の登録に係るもの</td> <td>2（料金額）に定める前払いデータ量</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ LTEデータプリペイド契約者は、ア及びイに定めるところにより、前払いデータ量に係るデータ通信の利用が可能となった時点で、その前払いデータ量に係る2（料金額）に定めるデータ通信料の支払いを要します。</p>	区分	利用可能条件	コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点	コースⅡ	利用可能期間を経過した時点	コースⅢ	その登録が完了した時点	区分	利用可能データ量	(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量	(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量
	区分	利用可能条件													
	コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点													
	コースⅡ	利用可能期間を経過した時点													
	コースⅢ	その登録が完了した時点													
区分	利用可能データ量														
(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量														
(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量														

	<p>オ 当社は、利用可能期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間をその新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>カ 前払い残データ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、アに定める登録又はデータ証票の登録が行われた場合、前払い残データ量に係る利用可能期間の残り期間又は新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間のいずれか長い方を、その新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>キ 当社は、データ通信中に、利用可能期間を経過したとき又は課金対象データ量が利用可能データ量に到達したときは、そのデータ通信を切断します。</p> <p>ク 当社は、その契約者回線について、第3（データ通信料）1（適用）(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を前払いデータ量として取り扱います。 この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の利用可能日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料及び前払いデータ量の適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

2 料金額

データ通信料	前払いデータ量	利用可能日数
税抜額 1,500 円 (税込額 1,650 円)	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	31 日

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第59条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																					
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 ア イ又はウ以外のもの																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>L T E契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料</td> <td>L T E契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのL T E契約が契約移行により締結されたものであるとき又はL T Eサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>a u I Cカード発行手数料</td> <td>a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>a u I Cカード再発行手数料</td> <td>a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>e S I M発行手数料</td> <td>e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料</td> </tr> <tr> <td>e S I M再発行手数料</td> <td>e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>料金取扱い変更手数料</td> <td>次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のサの表の区分②に該当するものに限ります。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	契約事務手数料	L T E契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	L T E契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのL T E契約が契約移行により締結されたものであるとき又はL T Eサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	a u I Cカード発行手数料	a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	e S I M発行手数料	e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	e S I M再発行手数料	e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のサの表の区分②に該当するものに限ります。）
	区分	内容																			
	契約事務手数料	L T E契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	契約移行手数料	L T E契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのL T E契約が契約移行により締結されたものであるとき又はL T Eサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	a u I Cカード発行手数料	a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																			
	e S I M発行手数料	e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料																			
e S I M再発行手数料	e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																				
料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるL T Eプラン又はL T Eプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のサの表の区分②に該当するものに限ります。）																				

	(ウ) LTEサービスの種類の変更(第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。)を伴う請求
LTEサービス利用権譲渡手数料	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ユーザグループ登録手数料	別表1(オプション機能)10欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号登録手数料	内線番号(別表1(オプション機能)10欄に規定するものをいいます。以下同じとします。)の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号変更手数料	内線番号(その契約者回線に係るものに限ります。)の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
イ LTEモジュールに係るもの	
料金種別	内容
契約事務手数料	LTEモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等(当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。)を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
LTEモジュール利用権譲渡手数料	LTEモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ウ LTEデータプリペイドに係るもの	
料金種別	内容
契約事務手数料	LTEデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等(当社が別に定めるものを除きま

		す。以下同じとします。)を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア 契約者は、そのL T E契約の申込みが、契約変更、契約移行若しくは番号移行に係るもの、第3種L T Eデュアルに係るもの、無線L A N S T I C Kプラン d sの選択と同時に行われるもの又はその他当社が別に定めるものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>イ そのL T E契約(第2種L T Eシングル又は第4種L T Eシングルに係るものに限ります。)の申込みが、第1(基本使用料等)1(適用)(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる固定代替回線としての指定と同時に行われたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p>	
(3) 番号登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合は、番号登録手数料の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 契約事務手数料又は契約移行手数料の支払いを要するものであるとき。</p> <p>(イ) 番号移行に係るL T E契約の申込みによるものであるとき。</p> <p>(ウ) 第13条(L T Eサービスの利用の一時中断)第4項に規定により一時休止を行うため又は一時休止の再利用を行うためのものであるとき。</p> <p>ウ イの(イ)に該当するものであって、当社所定のサービス取扱所において、その契約者回線に接続する端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、イの規定を適用しません。</p>	
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合は、システム登録手数料の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 交換設備の登録等を要する請求が、L T E契約の申込み、電話番号の登録等を要する請求又はL T Eサービスの種類の変更の請求によるものであるとき。</p> <p>(イ) 一時休止の再利用又は一時中断の再開を行うためのものであるとき。</p>	
(5) 契約移行手数料の適用	<p>契約移行手数料は、L T Eサービスの種類の変更(次表の左欄と右欄に定めるL T Eサービスの間の変更であって、当社が別に定めるものに限ります。)を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払</p>	

	<p>いを要しません。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル</td> </tr> <tr> <td>第1種LTEシングル</td> <td>第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td> <td>第3種LTEシングル</td> </tr> <tr> <td>第3種LTEシングル</td> <td>第4種LTEシングル</td> </tr> </table>	第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル	第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル	第3種LTEシングル	第4種LTEシングル
第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル								
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル								
第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル								
第3種LTEシングル	第4種LTEシングル								
(6) au ICカード発行手数料及びeSIM発行手数料の適用	<p>ア au ICカード発行手数料及びeSIM発行手数料は、LTE契約の申込みがあった場合又は端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたものである場合は、その支払いを要しません。</p> <p>イ 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランの契約者回線については、eSIMの再発行を請求することはできません。</p>								
(7) 料金取扱い変更手数料の適用	<p>料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める(ア)から(ウ)に定める申出等を行い、承諾を受けた回数合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。</p>								
(8) LTEサービス利用権譲渡手数料の適用	<p>ア LTEサービス利用権譲渡手数料は、そのLTEサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のLTEサービス利用権の譲渡については、LTEサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>								
(9) LTEモジュール利用権譲渡手数料の適用	<p>LTEモジュール利用権譲渡手数料は、そのLTEモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p>								
(10) ユーザグループ登録手数料の適用	<p>別表1(オプション機能)に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2(料金額)に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。</p>								
(11) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	<p>2(料金額)に規定する内線番号登録手数料(その契約者回線に係るものに限ります。)及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p>								
(12) 番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るログインID登録手数料の適用	<p>ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p>								
(13) 手続きに関	<p>当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、この約款において別段</p>								

する料金の適用除外又は減額適用	の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。
-----------------	--

2 料金額

(1) (2)又は(3)以外のもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	3,500 円(3,850 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円(1,650 円)
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
a u I Cカード発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
e S I M発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円) 400 円(440 円)
e S I M再発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円) 400 円(440 円)
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円(1,100 円)
L T Eサービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円(11,000 円)
内線番号登録手数料	1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円(1,100 円)
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
ログインID登録手数料	1 のログインIDの登録ごとに	1,000 円(1,100 円)

(2) L T Eモジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	3,500 円(3,850 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円(1,650 円)
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
L T Eモジュール利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)

(3) L T Eデータプリペイドに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	3,500 円(3,850 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円(1,650 円)

au ICカード再発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
----------------	---------	------------------

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第7 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第60条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ LTE契約者又はLTEモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア） その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてau（LTE）通信サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）をしているとき。 （イ） そのau（LTE）通信サービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注） ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第60条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	<p>ア 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ LTE契約者又はLTEモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、以下の場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア） その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてa u（LTE）通信サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）をしているとき。</p> <p>（イ） そのa u（LTE）通信サービスサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。</p> <p>ウ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。</p>

2 料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注） 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300 円(税込額 330 円)

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信明細書発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループを構成する電気通信回線（その電気通信サービスの契約約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、その a u 一括請求グループに係る L T E 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 10,000 円 (税込額 11,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる 1 の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の L T E 契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する a u 一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全ての a u 一括請求グループについても、L T E 契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けている a u 一括請求グループにおいて、その料金月に通信明細書発行の取扱いを受けている電気通信回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	税抜額 10,000 円 (税込額 11,000 円)
料金額			
税抜額 10,000 円 (税込額 11,000 円)			
(2) 通信明細書発行手数料の取扱い	<p>L T E 契約者は、当社が別に定める方法により専用の W E B サイト上で閲覧する通信明細書の発行の請求を行ったときは、通信明細書発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区分	単位	料金額
通信明細書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

第2 分計請求書発行手数料

1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記2(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループを構成する電気通信回線（a u 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、その a u 一括請求グループに係る L T E 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる 1 の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の L T E 契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引 I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する a u 一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全ての a u 一括請求グループについても L T E 契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けている a u 一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている電気通信回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)
料金額			
税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)			

2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

第 3 支払証明書等発行手数料

1 適用

支払証明書等発行手数料の適用については、別記 2 (1) の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等発行手数料の適用	
支払証明書等発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行 1 回ごと	税抜額 400 円

	とに	(税込額 440 円)
--	----	-------------

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3の2 利用料金証明書発行手数料

1 適用

利用料金証明書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書発行手数料の適用	
利用料金証明書発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第4 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

第5 払込取扱票発行等手数料

1 適用

払込取扱票発行等手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票発行等手数料の適用	
払込取扱票発行等手数料の適用	<p>LTE契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2(料金額)の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>(1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。</p> <p>(2) 第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているとき。</p> <p>(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

第5の2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

第6 空き電話番号の検索手数料

1 適用

空き電話番号の検索手数料の適用については、別記2(8)の規定によるほか、次のとおりとします。

空き電話番号検索手数料の適用	
空き電話番号の検索手数料の適用	第1表第6(手続きに関する料金)に規定する番号登録手数料(契約者からの請求により行う電話番号の変更に係るものに限ります。)と同時に支払いを要する場合、2(料金額)の規定にかかわらず、空き電話番号の検索手数料は0円とします。

2 料金額

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1検索ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

第7 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。)に関する料金については、その料金月において、別記2(10)に定める概算額が限度額を超えず別記2(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求が5G契約(その5G契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス(以下この欄において「5G料金安心サービス」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき(その契約移行日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行月の初日(その料金月において、5G料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱い</p>

	<p>ます。</p> <p>エ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、5G料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行月の料金安心サービスに関する料金については、当社の5G約款の規定（ウに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>
--	---

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	1契約ごとに月額	税抜額 100円 (税込額 110円)

第8 番号移行手数料

1 適用

番号移行手数料の適用については、別記2(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

番号移行手数料の適用	
(1) 番号移行手数料の適用	契約者は、そのLTE契約の解除に伴い、番号移行（別記2(11)に定めるものをいいます。以下同じとします。）を希望する旨の申出を行う場合、2（料金額）に定める番号移行手数料の支払いを要します。
(2) 番号移行手数料の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、au（LTE）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

	区分	単位	料金額
番号移行手数料	(1) (2)以外のもの	1の請求ごとに	税抜額 3,000円 (税込額 3,300円)
	(2) 第3種LTEデュアルに係るもの	1の請求ごとに	税抜額 6,000円 (税込額 6,600円)

第9 削除

第10 故障紛失サポート（LTE）利用料

1 適用

故障紛失サポート（LTE）に関する料金の適用については、別記2(19)の規定によるほか、次のとおりとします。

故障紛失サポート（LTE）利用料の適用	
故障紛失サポート（LTE）利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、故障紛失サポート（LTE）の適用の開始又は廃止があったときは、故障紛失サポート（LTE）利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円

	未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
--	---------------------------

2 料金額

区分	料金額
故障紛失サポート（LTE）利用料	当社の「故障紛失サポート」規定に定める会員種別に応じた月額料と同額

第11 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記2(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)

第12 auスマートサポート接続サービス利用料

1 適用

auスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) auスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、そのLTE契約者について、当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「auスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのauスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「auスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auスマートサポート接続サービス（別記2(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けているLTE契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日、auスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2</p>	料金額	税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)
料金額			
税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)			

	<p>(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。</p> <p>エ 当社は、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始が、5 G契約(その5 G契約者がa uスマートサポート接続サービスに相当するサービス(以下この欄において「相当サービス」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき(その契約移行日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行月のa uスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行月の初日(その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、a uスマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その5 G契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行月のa uスマートサポート接続サービス利用料については、当社の5 G約款の規定(エに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>				
<p>(2) a uスマートサポート接続サービス利用料の減額適用</p>	<p>L T E契約者は、a uスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合(その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。)、そのa uスマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="456 1234 1452 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1234 1452 1279">適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1279 1452 1323">ア そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1323 1452 1402">イ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1402 1452 1485">ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件	ア そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。	イ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。	ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。
適用条件					
ア そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。					
イ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。					
ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。					

2 料金額

区分	単位	料金額
a uスマートサポート接続サービス利用料	1契約ごとに月額	税抜額 380円 (税込額 418円)